

下松市第3期子ども・子育て支援事業計画

くだまっ 星の子プラン

令和7年度～令和11年度

下松市公式
マスコットキャラクター
くだまる

令和7年3月
下松市

はじめに

近年、全国的に少子化が進む中で、核家族化の進展や共働き家庭の増加、地域との関わりの希薄化等の社会的背景により、子育てを取り巻く環境が大きく変化する一方で、子育て家庭の負担や不安・孤立感が高まっている状況にあります。このため、安心して子育てができ、子どもが健やかに成長できる環境を整えていくことは、社会全体の重要な課題となっています。



国においては、社会全体で子どもの育ちを支える「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「こども基本法」を定めるとともに、こども施策の基本的な方針や重要事項を定める「こども大綱」や次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」を策定し、少子化対策や子育て支援の充実・強化に向けた施策を積極的に展開しています。

本市においては、人口が減少局面に移行したところですが、保育園や放課後児童クラブの受け入れにおいて、待機児童が発生している状況が続いているとともに、児童虐待防止、ヤングケアラーや子どもの貧困への取組など、さらなる充実が求められています。

私は、まちづくりの柱のひとつである「子どもを大事にするまち」の実現に向けて、子育て環境や教育環境の充実をさらに進めていくため、この度、「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後も、本事業計画に基づき、全ての子どもの育ちを等しく保障するために、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでまいりますので、今後とも市民の皆様の一層の御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、ご尽力を賜りました下松市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、関係機関、関係団体の皆様に、厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

下松市長 國 井 益 雄

目次

第1章 子ども・子育て支援事業計画の概要	1
1 計画の背景	1
(1) 国の動向	1
(2) こども家庭庁について	2
(3) こども基本法について	2
(4) 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）について	3
2 第3期子ども・子育て支援事業計画の考え方	4
(1) 子ども・子育て支援法改正について	4
(2) 基本指針について	5
(3) 計画の位置付け	6
(4) 計画の期間	6
(5) 計画の対象	6
第2章 下松市の現状と課題	7
1 子ども・子育てを取り巻く状況	7
(1) 総人口・年齢区分別人口の推移と予測	7
(2) 子ども・子育て対象人口の推移と予測	8
(3) 出生数	9
(4) 婚姻件数・婚姻率	9
(5) 離婚件数・離婚率	10
(6) 男性未婚率	10
(7) 女性未婚率	11
(8) 女性労働力率の推移	11
2 子どもを取り巻く環境	12
(1) 保育園、小規模保育施設、認定こども園	12
(2) 幼稚園	13
(3) 小学校	14
(4) 中学校	14
(5) 保育園の特別保育	15
(6) 幼稚園の特別保育	18
(7) ファミリーサポートセンター事業	18
(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	19
(9) 地域子育て支援センター	19
(10) 未就園児対象のクラブ	20
(11) 母子保健	20
3 アンケートからみる状況	26
(1) 子ども・子育て支援に関する保護者アンケート調査	26
(2) 子どもの生活実態調査	43
(3) こどもの居場所調査	57

4	下松市第2期子ども・子育て支援事業計画の取組状況	58
(1)	教育・保育事業の提供体制	58
(2)	地域子ども・子育て支援事業の提供体制	59
5	第3期に向けての課題のまとめ	64
(1)	「基本施策1 社会や家庭における子育て意識の啓発」関連主要課題	64
(2)	「基本施策2 母子保健施策の充実」関連主要課題	64
(3)	「基本施策3 行政による子育て支援」関連主要課題	65
(4)	「基本施策4 地域による子育て支援」関連主要課題	66
(5)	「基本施策5 子育てと仕事の両立支援」関連主要課題	66
(6)	「基本施策6 安心して子育てができる生活環境の整備」関連主要課題	67
第3章	計画の基本的方向	69
1	計画の理念及び目標	69
2	計画の基本的な視点	70
3	施策の体系	71
第4章	基本施策	72
基本施策1	社会や家庭における子育て意識の啓発	72
基本施策2	母子保健施策の充実	76
基本施策3	行政による子育て支援	87
基本施策4	地域による子育て支援	92
基本施策5	子育てと仕事の両立支援	93
基本施策6	安心して子育てができる生活環境の整備	100
第5章	事業量の見込みと確保方策	113
1	教育・保育の提供区域の設定	113
2	定期的な教育・保育事業の提供体制	113
(1)	定期的な教育・保育事業の確保策の考え方	113
(2)	教育・保育事業の提供体制	113
3	地域子ども・子育て支援事業の提供体制	115
(1)	地域子ども・子育て支援事業の考え方	115
(2)	地域子ども・子育て支援事業の提供体制	116
第6章	計画の推進体制	124
1	ニーズに基づく適切な事業の展開	124
2	関係機関との連携強化	124
3	市民の参画や地域との連携	124
4	計画の進行管理	124

第1章 子ども・子育て支援事業計画の概要

1 計画の背景

(1)国の動向

平成24年(2012年)に成立した「子ども・子育て関連3法」(「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」)を受け、各自治体で第1期の「子ども・子育て支援事業計画」が策定され、地域の実情に応じた「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」が取り組まれました。

平成30年(2018年)には、全ての子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができる環境を整備していくことが必要であるとして、「幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正」に伴い改正された基本方針に基づき、第2期子ども・子育て支援事業計画が策定され、各種取組が進められました。

令和2年(2020年)5月には第4次となる「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、「希望出生率1.8」を実現するため、「結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる」、「多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える」、「地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める」、「結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる」、「科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する」の5つの基本的な考え方にに基づき、国は令和の時代にふさわしい当事者目線の少子化対策を進めていくこととしています。

令和3年(2021年)12月21日に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し」するための「新たな司令塔として、こども家庭庁を創設」することが示されました。

さらに令和5年(2023年)1月には「異次元の少子化対策」として「児童手当など経済的支援の強化、学童保育や病児保育」、「産後ケアなどの支援拡充」、「働き方改革の推進」などが掲げられ、令和5年(2023年)12月には「こども大綱」が閣議決定されました。

このように、目まぐるしく変化する子ども・子育てを取り巻く環境をとらえ、本市の子育て環境の一層の向上のために、これまでの施策・取組を継承するとともに、更に充実を図ることを目的として、「第3期下松市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

(2) ことども家庭庁について

令和4年(2022年)6月に、「ことども家庭庁設置法」「ことども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」「ことども基本法」が成立、公布され、令和5年(2023年)4月1日に内閣府の外局として「ことども家庭庁」が発足しました。

厚生労働省の子ども家庭局、内閣府の子ども・子育て本部などが中核となり、これに伴い、保育所と認定子ども園の所管も厚生労働省と内閣府からそれぞれことども家庭庁へ移されました。

(3) ことども基本法について

「ことども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、ことどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてことども施策に取り組むことができるよう、ことども施策を総合的に推進することを目的として、令和4年(2022年)6月15日に成立し、令和5年(2023年)4月1日に施行されました。

「ことども基本法」では、国の責務や体制のみならず、地方公共団体の責務や市町村ことども計画の策定の努力義務についても明記されています。

■ことども基本法(市区町村に関わる部分の一部抜粋) ■

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、ことども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけることどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(都道府県ことども計画等)

第10条第2項 市町村は、ことども大綱(都道府県ことども計画が定められているときは、ことども大綱及び都道府県ことども計画)を勘案して、当該市町村におけることども施策についての計画(以下この条において「市町村ことども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

第10条第5項 市町村ことども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、ことどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってことども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(設置及び所掌事務等)

第17条 ことども家庭庁に、特別の機関としてことども政策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

第17条第2項第1号 ことども大綱の案を作成すること。

(4) 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)について

「児童の権利に関する条約」(以下、「子どもの権利条約」という。)は、世界中すべての子どもたちがもつ人権(権利)を定めた条約で、平成元年(1989年)の第44回国連総会において採択され、平成2年(1990年)に発効しました。日本は平成6年(1994年)に批准しています。

子どもの権利条約は、子どもは「弱くておとなから守られる存在」という考え方から、それだけではなく、子どもも「ひとりの人間として人権(権利)をもっている」、つまり、「権利の主体」だという考え方に大きく転換させた条約です。子どもを権利の主体ととらえ、おとなと同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めているというのが、子どもの権利条約の特徴です。

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」であるとされています。これらの原則は、日本の子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

■子どもの権利条約の4つの原則■

	差別の禁止(差別のないこと)
<p>すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。</p>	
	子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)
<p>子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。</p>	
	生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)
<p>すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。</p>	
	子どもの意見の尊重(子どもが意味のある参加ができること)
<p>子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。</p>	

参照:公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ

2 第3期子ども・子育て支援事業計画の考え方

(1)子ども・子育て支援法改正について

令和6年(2024年)6月5日に、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立し、令和6年(2024年)6月12日に公布されました。今回の改正は、令和5年(2023年)12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」に沿ってまとめられています。

改正内容は、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」、「全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育での推進」、「子ども・子育て支援特別会計(こども金庫)の創設」、児童手当等に充てるための「子ども・子育て支援金制度の創設」とされています。

■改正の概要■

1 「加速化プラン」において実施する具体的な施策	
(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化	①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とする抜本的拡充を行う。 ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることによる総合的な支援を行う。
(2) 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業(妊婦等包括相談支援事業)を創設する。 ②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付(こども誰でも通園制度)を創設する。 ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。 ④教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の報告を義務付ける(経営情報の継続的な見える化)。 ⑤施設型給付費等支給費用の事業者負担割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。 ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。 ⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。 ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。
(3) 共働き・共育での推進	①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期間に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。 ②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。
2 子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設	
	こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定(育児休業給付関係)を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。
3 子ども・子育て支援金制度の創設	
	①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②(*)に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。 ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用(子ども・子育て支援金)を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。 ③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。 ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、(*)に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特別公債を発行できることとする。 (*)を子ども・子育て支援法に位置づけることに伴い、同法の目的・「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

参照:「令和6年6月21日 第179回社会保障審議会医療保険部会 資料5」(こども家庭庁)

(2)基本指針について

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)を踏まえ、令和4年(2022年)4月には「子ども・子育て支援法」が一部改正されたのに伴い、基本指針も改正され、市町村計画における任意記載事項が追加されました。合わせて、地域子ども・子育て支援事業に新事業が創設されました。

さらに、令和6年(2024年)9月30日に、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)が一部改正されました。

■基本指針の改正で追加された任意記載事項■

①「関係機関の連携会議の開催等」の追記
②「関係機関の連携を推進する取組の促進」の追記

■地域子ども・子育て支援事業の新事業■

事業	事業の概要等
児童福祉法改正による新事業	
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。
子ども・子育て支援法改正による新事業	
妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。(令和7年(2025年)4月1日施行)
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	未就園の0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労状況を問わず、月一定時間までの枠の中で、時間単位等で柔軟に通園を可能とする事業です。令和7年度(2025年度)に地域子ども・子育て支援事業に位置付けられますが、令和8年度(2026年度)からは給付制度となります。
産後ケア事業	産後も安心して子育てができるよう、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等の支援を行う事業で、病院・助産所の空き病床を活用する宿泊型、日中来所した利用者を対象とするデイサービス型、担当者が自宅まで出向くアウトリーチ型があります。(令和7年(2025年)4月1日施行)

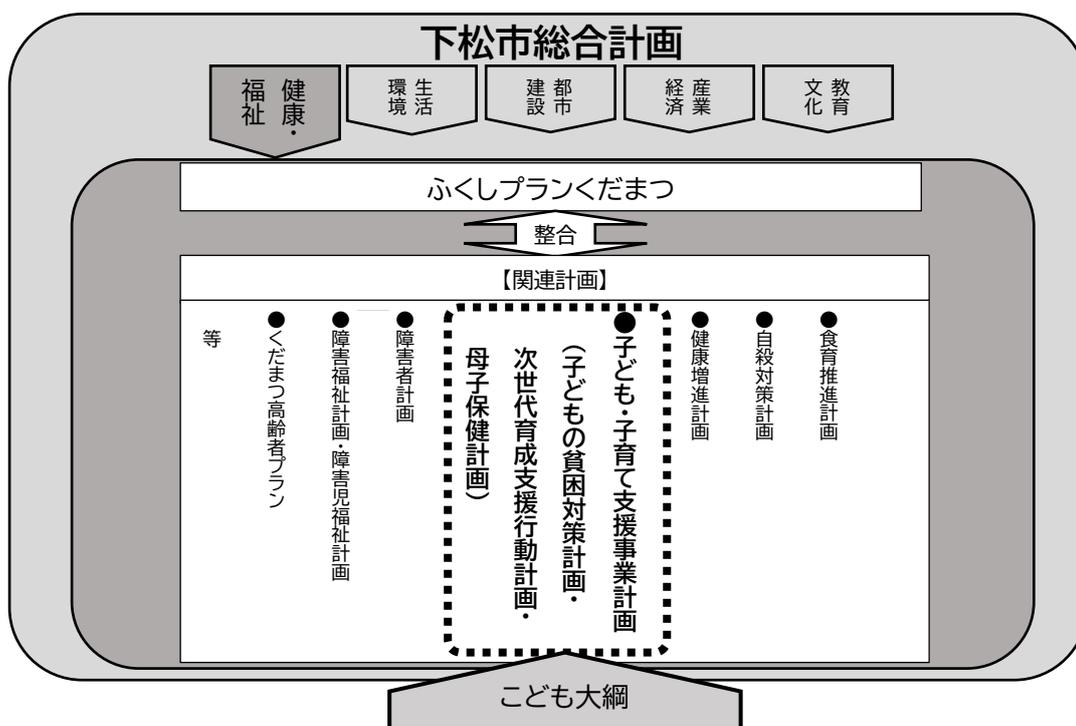
(3)計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく法定計画であり、国の基本指針に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。

また、本計画は次世代育成支援対策推進法第8条における「市町村計画」及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村計画」として位置付けるとともに、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(令和5年(2023年)3月22日閣議決定)を踏まえた「母子保健計画」も含めた計画とします。

さらに、本計画は、まちづくりの最上位計画である「下松市総合計画」の個別計画として位置付け、「ふくしプランくだまつ(下松市地域福祉計画・下松市成年後見制度利用促進基本計画)」等の関連計画と整合性を図ります。

なお、本計画は、子ども基本法第10条第2項に基づく「こども計画」の一部を構成する計画として位置付け、18歳以上の若者についても引き続き切れ目ない支援を行っていくため、令和7年度(2025年度)に「子ども・若者計画」を策定し、本計画と合わせて子ども基本法に定める「こども計画」とする予定です。



(4)計画の期間

本計画は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間を計画期間としています。なお、毎年本計画の進捗状況を把握し、その過程の中で必要に応じて見直しを行い、改善を図ります。

(5)計画の対象

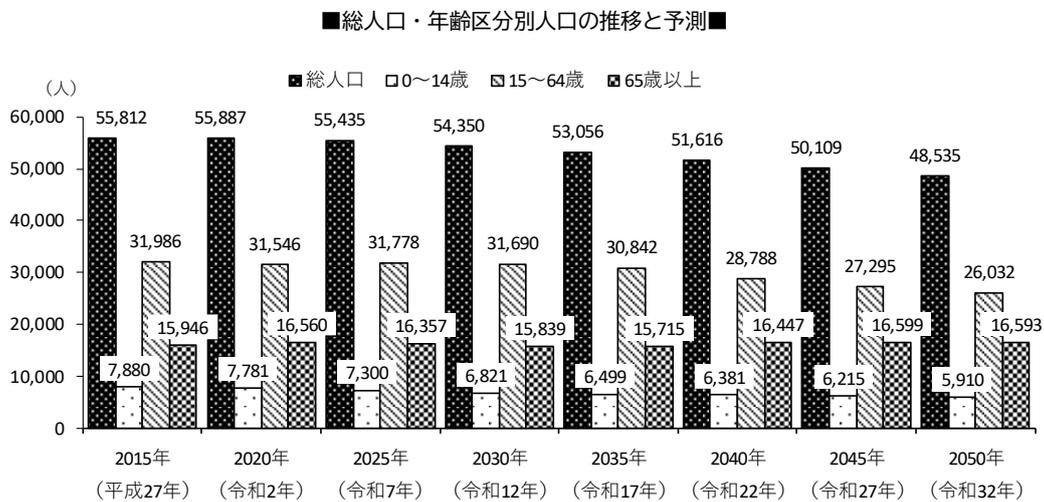
本計画の対象は、全ての子ども(概ね18歳)とその家庭、地域、企業、関係機関等全ての個人及び団体となります。第1期及び第2期計画と同様、これらの市民等と行政が連携して協働しながら、子どもを産み育てやすいまちづくりを進めていきます。

第2章 下松市の現状と課題

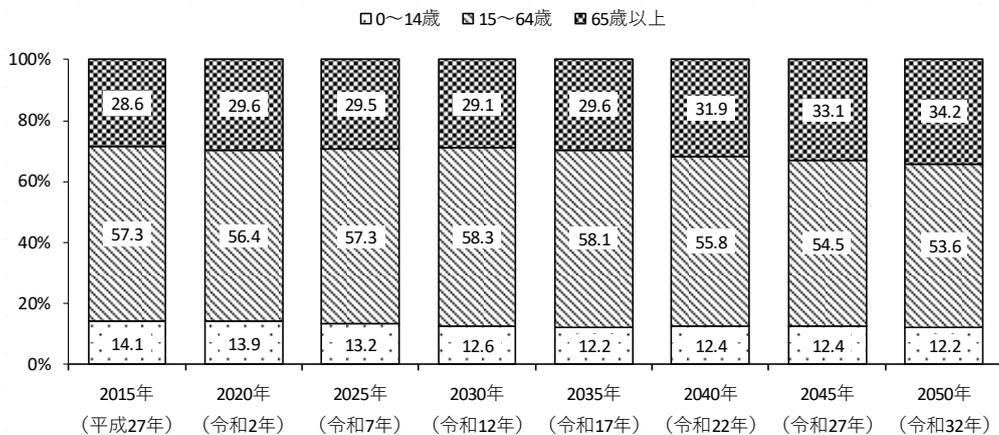
1 子ども・子育てを取り巻く状況

(1)総人口・年齢区分別人口の推移と予測

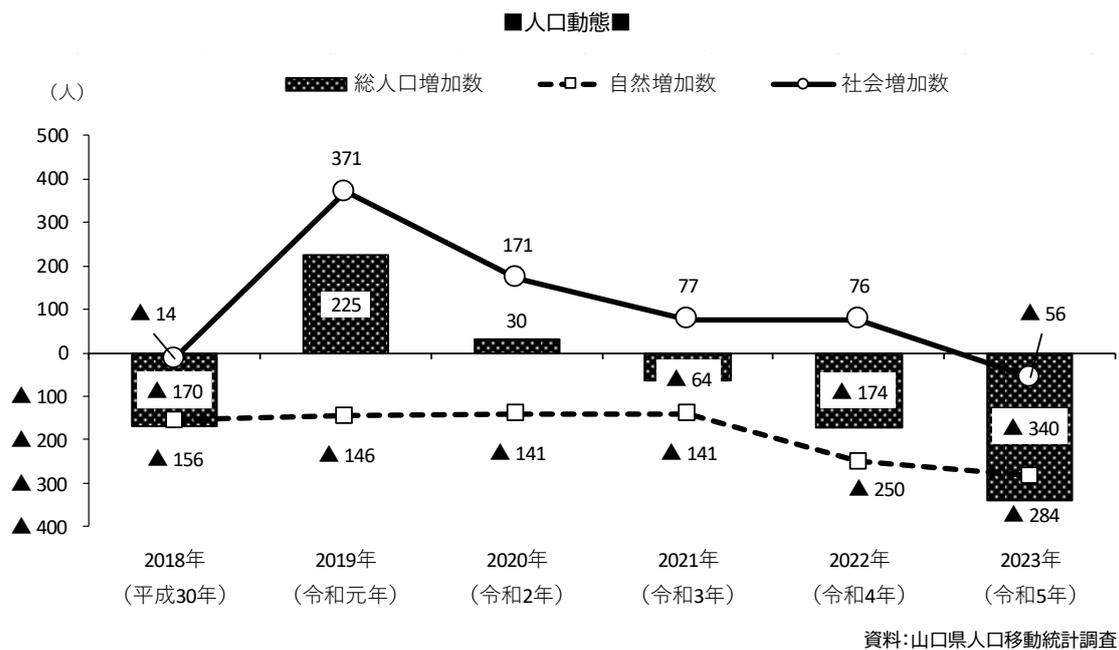
- 本市の総人口は、令和2年(2020年)は55,887人ですが、その後は減少すると推計されています。
- 年齢区分別では、14歳以下の年少人口は減少傾向で推移すると推計されています。一方、65歳以上の老年人口は令和17年(2035年)までは減少傾向、それ以降は増加傾向で推移すると推計されています。
- 令和32年(2050年)には高齢化率が34.2%になると推計されています。



資料：平成27年は国勢調査に関する不詳補完結果(遡及集計)(令和3年11月30日公開(更新))及び令和2年は国勢調査結果、令和7年以降は日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所)

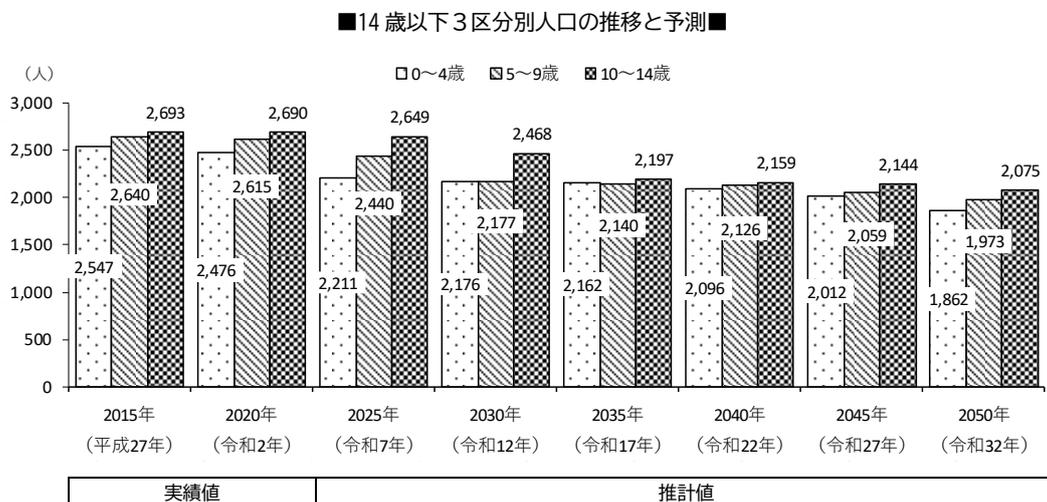


資料：平成27年は国勢調査に関する不詳補完結果(遡及集計)(令和3年11月30日公開(更新))及び令和2年は国勢調査結果、令和7年以降は日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所)



(2) 子ども・子育て対象人口の推移と予測

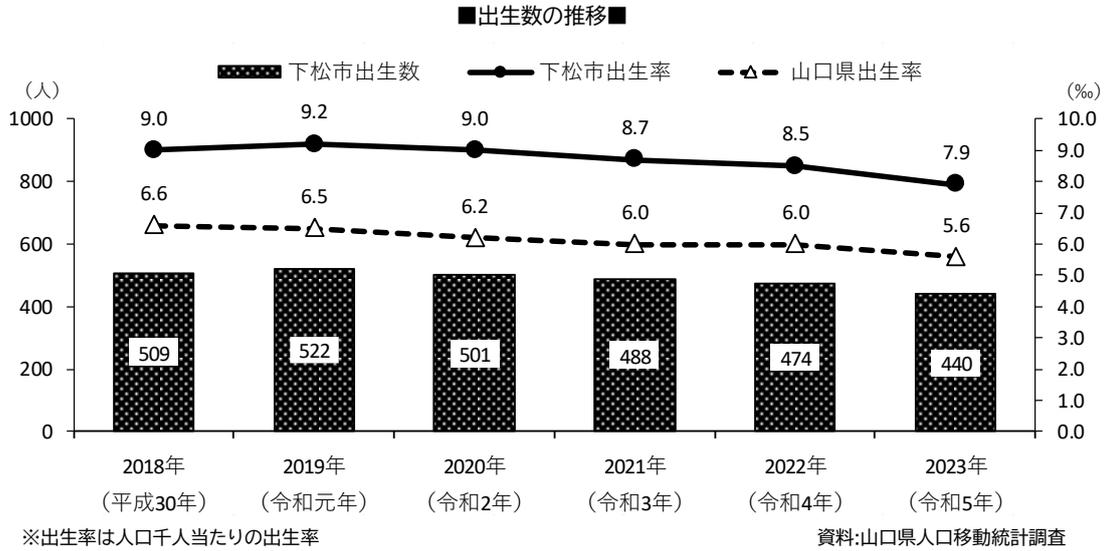
- 本市の令和2年(2020年)の0～4歳人口は2,476人、5～9歳人口は2,615人、10～14歳人口は2,690人ですが、3つの年代ともその後は減少傾向で推移すると推計されています。



資料: 平成27年は国勢調査に関する不詳補完結果(遡及集計)(令和3年11月30日公開(更新)及び令和2年は国勢調査結果、令和7年以降は日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所)

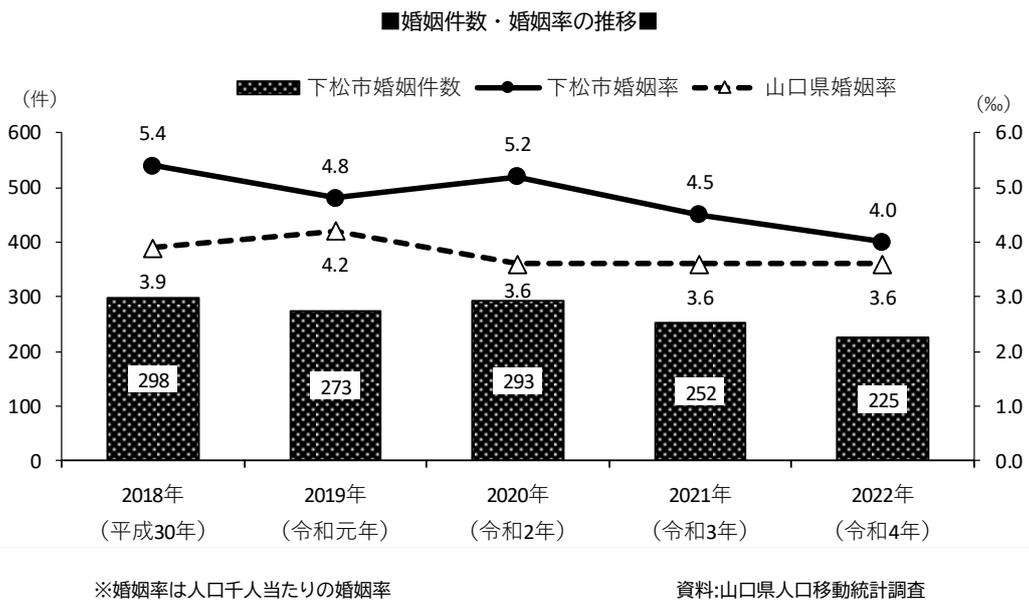
(3)出生数

- 本市の出生数は、令和元年(2019年)の522人をピークに減少傾向となっています。
- 人口千人当たり出生率は、令和元年(2019年)の9.2%をピークに減少傾向となっており、令和5年(2023年)には7.9%となっていますが、山口県に比べると高くなっています。



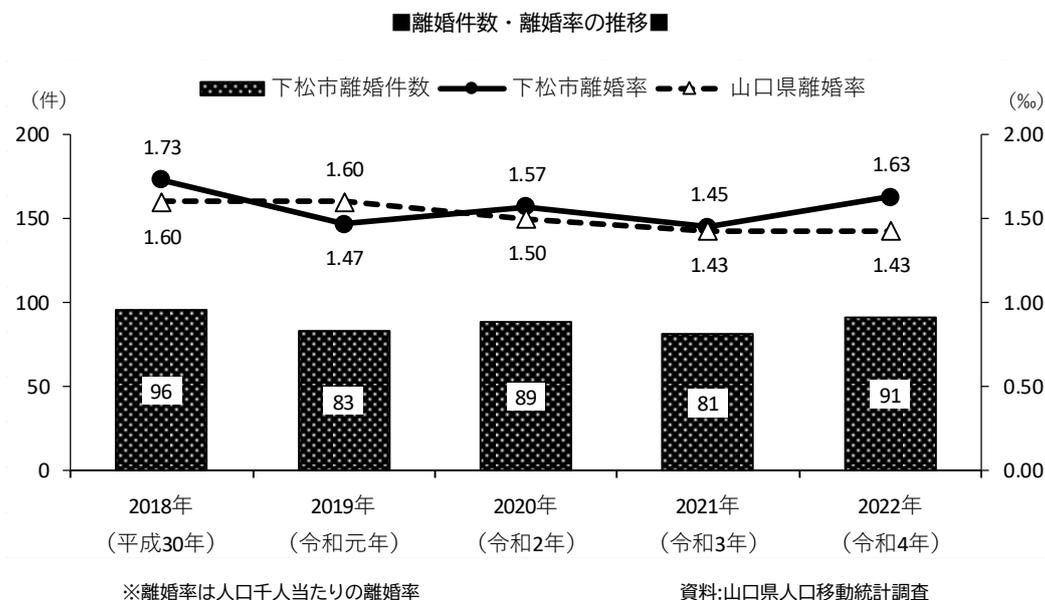
(4)婚姻件数・婚姻率

- 本市の婚姻件数は、平成30年(2018年)の298件をピークに減少傾向となっています。
- 人口千人当たり婚姻率は、平成30年(2018年)の5.4%をピークに減少傾向となっていますが、各年ともに山口県に比べると高くなっています。



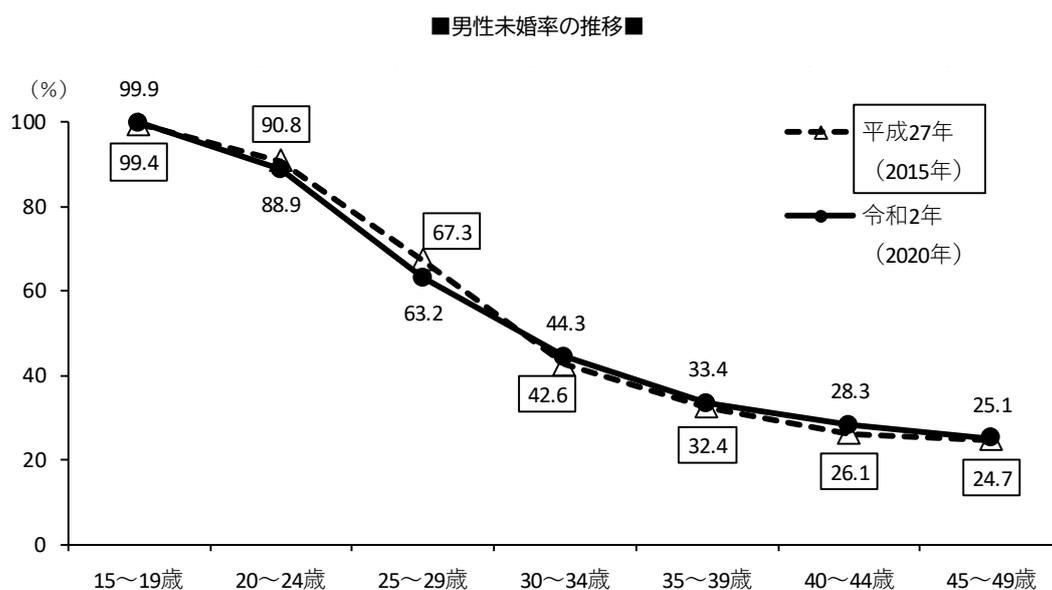
(5)離婚件数・離婚率

- 本市の離婚件数は、80～90件程度で増減しながら推移しています。
- 人口千人当たり離婚率は、平成30年(2018年)の1.73%から増減を繰り返し、令和4年(2022年)には1.63%となっています。山口県に比べると令和元年(2019年)以外は、本市が高くなっています。



(6)男性未婚率

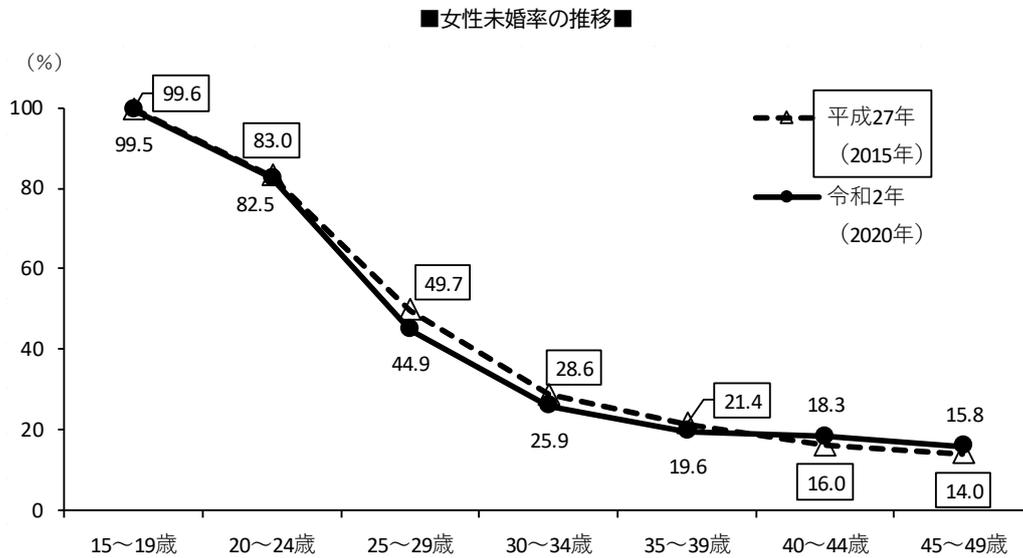
- 本市の男性未婚率は、平成27年(2015年)と比べ、令和2年(2020年)では20歳から29歳ではわずかに低くなっていますが、15～19歳及び30歳以上ではわずかに高くなっています。



資料:平成27年は国勢調査に関する不詳補完結果(遡及集計)(令和3年11月30日公開(更新)及び令和2年は国勢調査結果

(7) 女性未婚率

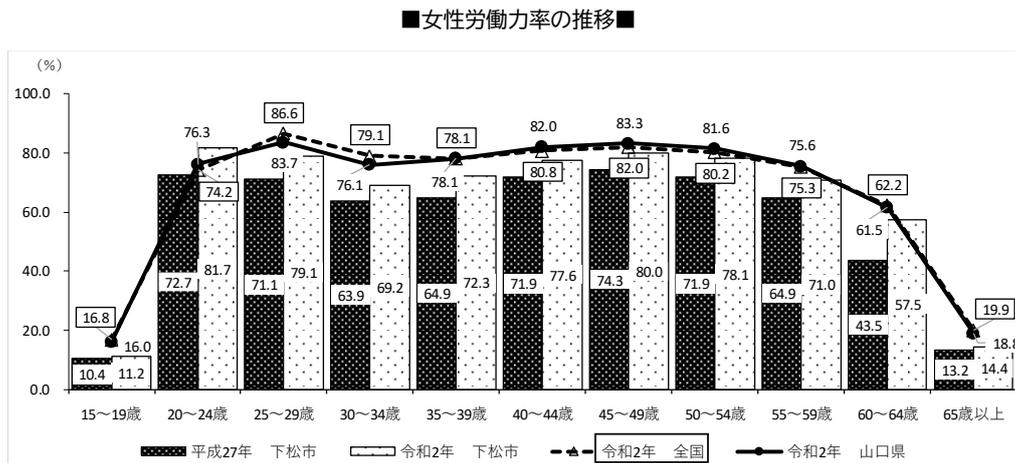
- 本市の女性未婚率は、平成27年(2015年)と比べ、令和2年(2020年)では、15歳から39歳までは低くなっていますが、40歳以上では高くなっています。



資料:平成27年は国勢調査に関する不詳補完結果(遡及集計)(令和3年11月30日公開(更新)及び令和2年は国勢調査結果

(8) 女性労働力率の推移

- 本市の女性労働力率について平成27年(2015年)と令和2年(2020年)を比較すると、全ての年代で労働力率は上昇しており、特に60歳台前半及び20歳台で労働力率の増加幅が大きくなっています。



資料:平成27年は国勢調査に関する不詳補完結果(遡及集計)(令和4年5月27日公開(更新)及び令和2年は国勢調査結果

2 子どもを取り巻く環境

(1) 保育園、小規模保育施設、認定こども園

令和6年度(2024年度)末現在、認可保育園は公立が2施設、私立が8施設、小規模保育施設は私立が5施設、認定こども園は私立が2施設あります。

令和5年度(2023年度)末現在の園児数は1,331人となっています。下松市内でみると、定員数1,234人に対して園児数が1,257人となっており、入園率は101.9%となっています。

認可外保育施設のうち企業主導型保育施設では、令和5年度(2023年度)の定員数107人に対して利用者数が108人となっており、利用率は100.9%となっています。その他の認可外保育施設では、定員数53人に対して利用者数は32人となっており、利用率は60.4%となっています。

■ 保育園の定員、入園の状況 ■

(単位：人、%)

区分	令和元年度(3月末)			令和2年度(3月末)			令和3年度(3月末)			令和4年度(3月末)			令和5年度(3月末)			
	園児数	定員数	入園率	園児数	定員数	入園率	園児数	定員数	入園率	園児数	定員数	入園率	園児数	定員数	入園率	
保育園																
公立	潮音保育園	103	110	93.6	98	110	89.1	93	110	84.5	97	110	88.2	96	110	87.3
	あおば保育園	158	170	92.9	159	170	93.5	158	170	92.9	159	170	93.5	161	170	94.7
	計	261	280	93.2	257	280	91.8	251	280	89.6	256	280	91.4	257	280	91.8
私立	和光保育園	102	90	113.3	94	90	104.4	89	90	98.9	89	90	98.9	89	90	98.9
	平田保育園	102	90	113.3	99	90	110.0	96	90	106.7	98	90	108.9	100	90	111.1
	愛隣幼児学園	100	90	111.1	98	90	108.9	101	90	112.2	99	90	110.0	102	90	113.3
	アイグラン保育園潮音	87	90	96.7	89	90	98.9	90	90	100.0	97	90	107.8	96	90	106.7
	アイグラン保育園宮前	120	130	92.3	129	130	99.2	119	130	91.5	128	130	98.5	127	130	97.7
	花岡保育園	141	120	117.5	141	120	117.5	141	120	117.5	141	120	117.5	141	120	117.5
	くぼ保育園	—	—	—	52	90	57.8	77	90	85.6	88	90	97.8	85	90	94.4
	ニチキッズ下松清瀬保育園	—	—	—	51	87	58.6	71	87	81.6	79	87	90.8	84	87	96.6
	計	652	610	106.9	753	787	95.7	784	787	99.6	819	787	104.1	824	787	104.7
小規模保育施設																
私立	ひだまり保育園	16	19	84.2	20	19	105.3	20	19	105.3	20	19	105.3	19	19	100.0
	太陽のテラス	20	19	105.3	20	19	105.3	21	19	110.5	19	19	100.0	19	19	100.0
	ニチキッズ下松末武保育園	20	19	105.3	21	19	110.5	18	19	94.7	19	19	100.0	20	19	105.3
	おおぞら保育園下松	—	—	—	—	—	—	18	19	94.7	22	19	115.8	21	19	110.5
	さつき保育園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2024年4月1日開所		
	計	56	57	98.2	61	57	107.0	77	76	101.3	80	76	105.3	79	76	103.9
認定こども園																
私立	末光幼稚園	44	50	88.0	49	50	98.0	50	50	100.0	62	64	96.9	67	64	104.7
	下松慈光幼稚園	—	—	—	20	27	74.1	25	27	92.6	28	27	103.7	30	27	111.1
計	44	50	88.0	69	77	89.6	75	77	97.4	90	91	98.9	97	91	106.6	
市内計		1,013	997	101.6	1,140	1,201	94.9	1,187	1,220	97.3	1,245	1,234	100.9	1,257	1,234	101.9
市外		112	—	—	92	—	—	83	—	—	73	—	—	74	—	—
合計		1,125	—	—	1,232	—	—	1,270	—	—	1,318	—	—	1,331	—	—

(単位：人)

区分	令和元年度(3月末)			令和2年度(3月末)			令和3年度(3月末)			令和4年度(3月末)			令和5年度(3月末)			
	園児数	定員数	入園率													
園児数	3歳未満	—	—	483	—	—	548	—	—	553	—	—	562	—	—	555
	3歳	—	—	216	—	—	221	—	—	255	—	—	259	—	—	250
	4歳以上	—	—	426	—	—	463	—	—	462	—	—	497	—	—	526
	計	—	—	1,125	—	—	1,232	—	—	1,270	—	—	1,318	—	—	1,331

■認可外保育施設の状況■

(単位：人、%)

区分	令和元年度(3月末)			令和2年度(3月末)			令和3年度(3月末)			令和4年度(3月末)			令和5年度(3月末)		
	利用者数	定員数	利用率												
企業主導型保育施設(認可外)															
あいぐらん保育園下松	12	12	100.0	11	12	91.7	10	12	83.3	12	12	100.0	12	12	100.0
花の子保育園ほくと	19	19	100.0	19	19	100.0	19	19	100.0	19	19	100.0	20	19	105.3
さくらのテラス	19	19	100.0	19	19	100.0	19	19	100.0	19	19	100.0	19	19	100.0
HUG GARDEN ほしのさとKids	19	19	100.0	18	19	94.7	21	19	110.5	19	19	100.0	19	19	100.0
ひだまり保育園えきみなみ	19	19	100.0	19	19	100.0	19	19	100.0	18	19	94.7	19	19	100.0
すみれ保育園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	19	100.0	19	19	100.0
計	88	88	100.0	86	88	97.7	88	88	100.0	106	107	99.1	108	107	100.9
認可外・事業所内保育施設等															
花の子保育園	33	82	40.2	33	53	62.3	30	53	56.6	31	53	58.5	32	53	60.4
計	33	82	40.2	33	53	62.3	30	53	56.6	31	53	58.5	32	53	60.4

(2)幼稚園

幼稚園は8施設あり、令和5年度(2023年度)の定員数746人に対して園児数は672人となっており、入園率は90.1%となっています。

■幼稚園の入園の状況(各年度5月)■

(単位：人)

区分	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度				
	園児数	定員数	入園率	園児数	定員数	入園率	園児数	定員数	入園率	園児数	定員数	入園率	園児数	定員数	入園率		
幼稚園																	
私立	江口幼稚園	71	75	94.7	74	75	98.7	64	75	85.3	64	75	85.3	55	75	73.3	
	下松暁の星幼稚園	86	90	95.6	72	90	80.0	63	75	84.0	56	75	74.7	47	60	78.3	
	下松幼稚園	61	75	81.3	65	75	86.7	64	75	85.3	68	75	90.7	74	75	98.7	
	鋼板幼稚園	119	120	99.2	116	120	96.7	112	120	93.3	109	120	90.8	105	120	87.5	
	四恩幼稚園	134	150	89.3	120	150	80.0	114	120	95.0	120	120	100.0	141	120	117.5	
	第2四恩幼稚園	45	45	100.0	44	45	97.8	39	35	111.4	38	35	108.6	30	25	120.0	
	認定こども園末光幼稚園	134	180	74.4	135	180	75.0	133	180	73.9	131	166	78.9	116	166	69.9	
	認定こども園下松慈光幼稚園	89	90	98.9	107	105	101.9	105	105	100.0	110	105	104.8	104	105	99.0	
	久保幼稚園	18	25	72.0	2019年度末で閉園												
	妹背幼稚園	16	25	64.0	2019年度末で閉園												
計	773	875	88.3	733	840	87.3	694	785	88.4	696	771	90.3	672	746	90.1		

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年齢別園児数及び教員数					
園児数	3歳	244	230	226	210
	4歳	271	236	229	236
	5歳	258	267	239	226
	計	773	733	694	672
教員数	57	56	52	57	70

(3)小学校

小学校は7校あり、児童数は令和5年度(2023年度)現在で3,047人となっています。

放課後児童クラブ(児童の家)は7小学校区で実施しており、入所者数は697人となっています。

■小学校・児童の家の状況(各年度5月)■

(単位:人)

区分	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	学級数	児童数	児童の家入所者数	学級数	児童数	児童の家入所者数	学級数	児童数	児童の家入所者数	学級数	児童数	児童の家入所者数	学級数	児童数	児童の家入所者数
下松小学校	31	722	131	30	713	99	30	709	142	29	689	146	28	675	150
久保小学校	14	304	79	14	283	52	12	262	67	12	256	84	11	236	75
公集小学校	29	804	123	28	793	95	29	831	117	28	830	135	28	812	140
花岡小学校	32	826	132	31	816	125	30	810	169	30	823	195	30	787	204
豊井小学校	6	49	25	6	49	7	6	47	19	6	48	19	6	52	25
中村小学校	14	323	59	14	329	45	14	327	53	14	327	68	15	309	61
米川小学校	2	10	-	2020年度より休校											
東陽小学校	10	194	43	10	185	35	9	181	51	8	175	41	9	176	42
計	138	3,232	592	133	3,168	458	130	3,167	618	127	3,148	688	127	3,047	697

(4)中学校

中学校は3校あり、生徒数は令和5年度(2023年度)現在で1,566人となっています。

■中学校の状況(各年度5月)■

(単位:人)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	学級数	生徒数								
下松中学校	15	394	15	387	14	396	13	395	15	390
久保中学校	12	235	11	254	11	254	10	246	9	230
未武中学校	31	901	31	914	31	903	31	900	31	946
計	58	1,530	57	1,555	56	1,553	54	1,541	55	1,566

(5) 保育園の特別保育

保育園の特別保育の内容と実施状況は次のとおりです。市内の認可保育所等で乳児保育、延長保育、休日保育、一時預かり、障害児保育の受け入れ体制を整備しています。

乳児保育は、利用の需要が高く、実利用者数は528人となっています。

延長保育は、実利用者数が403人、延利用者数が19,728人となっています。

小規模保育施設での利用実績がない状況となっています。

休日保育は、1園で実施しており、実利用者数は21人、延利用者数107人となっています。

一時預かりは、下松市児童センターわかばの延利用者数は1,405人となっており、平成30年度(2018年度)の延利用者数804人を大幅に上回っています。

障害児保育は、加配職員を配置し受け入れており、利用者数は105人となり、平成30年度(2018年度)の23人を大幅に上回っています。

■乳児保育の実施状況（令和6年3月1日現在）■

(単位：人)

保育園		具体的内容	受入可能人数	実利用者数
公立	潮音保育園	0・1・2 歳児の受入れ	33	33
	あおば保育園	0・1・2 歳児の受入れ	66	66
	計		99	99
私立	和光保育園	0・1・2 歳児の受入れ	29	29
	平田保育園	0・1・2 歳児の受入れ	40	38
	愛隣幼児学園	0・1・2 歳児の受入れ	40	40
	アイگران保育園潮音	0・1・2 歳児の受入れ	45	44
	アイگران保育園宮前	0・1・2 歳児の受入れ	53	53
	花岡保育園	0・1・2 歳児の受入れ	51	51
	くぼ保育園	0・1・2 歳児の受入れ	27	27
	ニチキッズ下松清瀬保育園	0・1・2 歳児の受入れ	35	35
計		320	317	
小規模保育施設		具体的内容	受入可能人数	実利用者数
私立	ひだまり保育園	0・1・2 歳児の受入れ	20	19
	太陽のテラス	0・1・2 歳児の受入れ	19	19
	ニチキッズ下松末武保育園	0・1・2 歳児の受入れ	20	20
	おおぞら保育園下松	0・1・2 歳児の受入れ	22	21
計		81	79	
認定こども園		具体的内容	受入可能人数	実利用者数
私立	末光幼稚園	1・2 歳児の受入れ	26	26
	下松慈光幼稚園	1・2 歳児の受入れ	7	7
	計		33	33
合 計			533	528

※令和6年3月1日時点の数値

■延長保育の実施状況（令和5年度）■

（単位：人）

保育園		具体的内容(開所時間)	実利用者数	延利用者数
公立	潮音保育園	平日 7:30~19:00	48	443
	あおば保育園	平日 7:30~19:00	80	544
	計		128	987
私立	和光保育園	平日 7:15~19:15	44	8,206
	平田保育園	平日 7:20~18:50	49	2,631
	愛隣幼児学園	平日 7:00~19:00	51	4,640
	アイگران保育園潮音	平日 7:00~19:00	47	278
	アイگران保育園宮前	平日 7:00~19:00	63	207
	花岡保育園	平日 7:00~19:00	69	2,192
	くぼ保育園	平日 7:00~19:00	41	1,105
	ニチキッズ下松清瀬保育園	平日 7:00~19:00	39	469
計		403	19,728	
小規模保育施設		具体的内容(開所時間)	実利用者数	延利用者数
私立	ひだまり保育園	平日 7:00~19:00	—	—
	太陽のテラス	平日 7:00~19:00	—	—
	ニチキッズ下松末武保育園	平日 7:00~19:00	—	—
	おおぞら保育園下松	平日 7:30~18:30	—	—
	計		—	—
認定こども園		具体的内容(開所時間)	実利用者数	延利用者数
私立	末光幼稚園	平日 7:30~19:00	—	—
	下松慈光幼稚園	平日 7:30~18:30	—	—
	計		—	—

■休日保育の実施状況（令和5年度）■

（単位：人）

保育園		具体的内容	実利用者数	延利用者数
私立	平田保育園	日・祝の保育を実施	21	107

■一時預かりの実施状況（令和5年度）■

（単位：人）

保育園		具体的内容	実利用者数	延利用者数
公立	潮音保育園	緊急・一時的な場合のみ(8:30~17:00)	2	6
	あおば保育園	緊急・一時的な場合のみ(8:30~17:00)	—	—
	計		2	6
私立	和光保育園	緊急・一時的な場合のみ(8:30~17:00)	—	—
	平田保育園	緊急・一時的な場合のみ(8:30~17:00)	3	10
	愛隣幼児学園	緊急・一時的な場合のみ(8:30~17:00)	3	15
	アイグラン保育園潮音※	緊急・一時的な場合のみ(8:30~17:00)	—	—
	アイグラン保育園宮前	緊急・一時的な場合のみ(8:30~17:00)	—	—
	花岡保育園	緊急・一時的な場合のみ(8:30~17:00)	—	—
	くぼ保育園	緊急・一時的な場合のみ(8:30~17:00)	—	—
	ニチキッズ下松清瀬保育園※	緊急・一時的な場合のみ(8:30~17:00)	—	—
計		6	25	
認定こども園		具体的内容	実利用者数	延利用者数
私立	末光幼稚園	緊急・一時的な場合のみ(8:30~17:00)	—	—
	下松慈光幼稚園	緊急・一時的な場合のみ(8:30~17:00)	—	—
	計		—	—
下松市児童センターわかば		緊急・一時的な場合のみ(8:30~17:00)	87	1,405
ちびっこのへや末光		緊急・一時的な場合等(7:30~18:30)	—	3,204

※アイグラン保育園潮音、ニチキッズ下松清瀬保育園は、一時預かりの実施なし

■障害児保育の実施状況（令和5年度）■

（単位：人）

保育園		具体的内容	実利用者数
公立	潮音保育園	加配職員を配置し受入れ	3
	あおば保育園	加配職員を配置し受入れ	11
	計		14
私立	和光保育園	加配職員を配置し受入れ	5
	平田保育園	加配職員を配置し受入れ	11
	愛隣幼児学園	加配職員を配置し受入れ	6
	アイグラン保育園潮音	加配職員を配置し受入れ	14
	アイグラン保育園宮前	加配職員を配置し受入れ	16
	花岡保育園	加配職員を配置し受入れ	14
	くぼ保育園	加配職員を配置し受入れ	8
	ニチキッズ下松清瀬保育園	加配職員を配置し受入れ	3
計		77	
認定こども園		具体的内容	実利用者数
私立	末光幼稚園	加配職員を配置し受入れ	9
	下松慈光幼稚園	加配職員を配置し受入れ	5
	計		14

(6)幼稚園の特別保育

幼稚園の特別保育は、8園で平日及び長期休業中の預かり保育を実施していますが、土曜日保育を実施している幼稚園は1園のみとなっています。

■預かり保育の実施状況（令和5年度）■

幼稚園		具体的内容 (預かり保育を含む開所時間)	長期休業中	土曜日保育
私立	江口幼稚園	平日 7:30~17:30	実施	未実施
	下松暁の星幼稚園	平日 8:30~17:15	実施	未実施
	下松幼稚園	平日 8:00~17:30	実施	未実施
	鋼鋳幼稚園	平日 7:30~17:00	実施	未実施
	四恩幼稚園	平日 8:15~18:00	実施	未実施
	第2四恩幼稚園	平日 8:15~18:00	実施	未実施
	未光幼稚園	平日 8:30~17:00	実施	未実施
	下松慈光幼稚園	平日 8:30~17:00	実施	実施

(7)ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンターは、地域で育児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助をしたい人(提供会員)、援助を受け、また援助をしたい人(両方会員)が会員となって、育児を助け合う会員組織で、下松市に在住の方なら、どなたでも会員になれます。

ファミリーサポートセンター事業を通して、保護者の就労時間・勤務形態に合わせた保育の提供や、緊急な場合に一時的に保育できる場を確保することで、子育てに対する協力者のいない家庭を支援するとともに、仕事と子育てを両立して安心して働くことができる子育て環境の整備を図っています。

令和2年度(2020年度)以降、会員数は横ばいとなっていますが、延利用件数は増加傾向となっています。

■ファミリーサポートセンターの利用状況■

(単位：人、件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ※見込み
会員数	466	442	460	472	470
延利用件数	589	1,264	1,788	1,815	1,800

(8)子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設又は里親宅等で養育・保護等を行っています。

令和6年度(2024年度)からは、養育環境に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合等にも利用できるようになりました。

■ショートステイの利用状況■

(単位：箇所、日)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ※見込み
実施箇所数	0	2	4	5	5
延利用日数	0	24	47	15	45

(9)地域子育て支援センター

地域子育て支援センターでは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行っています。

令和6年(2024年)4月現在、4か所設置しています。

■子育て支援センターの状況■ (令和6年4月現在)

設置場所	所在地	開設日時
下松市子育て支援センター	下松市楠木町1丁目11-14 (下松市児童センター「わかば」)	月曜日～金曜日 9:00～16:00
子育て支援センターくだまつ	下松市美里町3丁目22-20 (平田保育園内)	月曜日、水曜日～土曜日 9:00～14:00
子育て支援センターあいりん	下松市潮音町1丁目7-15 (愛隣幼児学園内)	月曜日、火曜日、木～土曜日 9:00～14:00
あいあいキッズ星プラザ	下松市中央町21-3 (ゆめタウン下松星プラザ3F)	月曜日、火曜日、木～日曜日 11:00～16:00

(10)未就園児対象のクラブ

幼稚園では、未就園児対象のクラブを開設し、子育て家庭への支援、育児不安等の相談・指導等の子育て支援を推進しています。

■未就園児対象のクラブの状況■

設置場所	クラブ名	対象児	曜日	開園時間
下松幼稚園	ナースリールーム	未就園児	毎週水曜日	10:00~11:30
江口幼稚園	みるくクラブ	未就園児	月(2~3回) 年間計画あり	10:00~11:30
鋼板幼稚園	かぜのこ広場	未就園児	木曜日(月2回)	11:00~12:00
未光幼稚園	わんぱくクラブ	2歳児以上未就園児	金曜日(月1~2回)	10:00~11:00
下松慈光幼稚園	おひさまっこくらぶ	未就園児	木曜日(月2回)	10:30~11:30
四恩幼稚園	わくわく広場	2歳児以上未就園児	木曜日(第2、第4)	10:00~11:30
第2四恩幼稚園	すくすく広場	2歳児以上未就園児	木曜日(不定期)	10:00~11:30
下松暁の星幼稚園	たんぼぼクラブ	1.5歳児	水、木で週1回	9:30~10:30
		2歳児		10:30~12:30
	たんぼぼクラブ ほしぐみ	2歳児	月、火、週2回	9:30~13:30
	金の星クラブ	未就園児	金曜日(月2回)	10:30~11:30

(11)母子保健

① 母子健康手帳の交付

全妊婦に保健師等の専門職が面接を行い、妊娠・出産・子育てに関する情報提供や状況把握、保健指導を行っています。アンケートを実施し、特定妊婦やリスクのある妊婦の把握に努め、サービス・各種事業の紹介や訪問指導、養育支援につなげています。

② 妊婦一般健康診査・産婦健康診査・乳幼児健康診査

妊婦一般健康診査は、14回の助成(母子健康手帳交付の際に14回分の受診票(約12万円の補助券)を交付)を行っており、受診勧奨や実施体制の充実を図っています。多胎妊婦には追加で5回の助成を行っています。

産婦健康診査は2回の助成を行っています。

乳幼児健康診査は、1か月児、3か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に実施しています。未受診者の受診勧奨や実施体制の充実を図っています。

新生児に対して令和6年(2024年)4月1日以降、新生児聴覚検査(出生した医療機関等においておおむね生後3日以内に実施)の費用の助成を行っています。

■妊婦一般健康診査の受診状況■

(単位：人、%)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数		465	490	447	476
前期	受診者数	475	481	439	479
	受診率	102.2	98.2	98.2	100.6
後期	受診者数	433	453	407	423
	受診率	93.1	92.4	91.1	88.9

■産婦健康診査の受診状況■

(単位：人、%)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数		465	490	447	476
産後2週間頃	受診者数	394	440	422	427
	受診率	84.7	89.8	94.4	89.7
産後1か月頃	受診者数	473	485	458	454
	受診率	101.7	99.0	102.5	95.4

■乳幼児健康診査の受診状況■

(単位：人、%)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1か月児	対象者数	484	504	459	463
	受診者数	488	495	449	458
	受診率	100.8	98.2	97.8	98.9
3か月児	対象者数	486	492	473	462
	受診者数	494	490	466	469
	受診率	101.6	99.6	98.5	101.5
7か月児	対象者数	497	488	484	456
	受診者数	513	469	478	459
	受診率	103.2	96.1	98.8	100.7
1歳6か月児	対象者数	515	516	476	490
	受診者数	510	512	466	467
	受診率	99.0	99.2	97.9	95.3
3歳児※	対象者数	522	513	524	508
	受診者数	541	485	516	499
	受診率	103.6	94.5	98.5	98.2

※令和2年度及び令和3年度の3歳児健康診査は、個別（医療機関委託）で実施

③ 保健師等の訪問活動

保健師等が地区担当制で、家庭訪問を実施しています。また、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭に対しては、関係部署等と連携し訪問活動の充実を図っています。

保健推進員は、妊婦・2か月児・2歳児の全家庭を訪問しており、訪問技術向上のための研修も行っています。

■保健師等の訪問活動状況■

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊産婦	535	502	476	449
乳幼児	630	557	532	486

■保健推進員の訪問活動状況■

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦	288	490	419	462
乳幼児	321	995	923	941
合計	609	1,485	1,342	1,403

※令和2年4月～6月は訪問中止

④ 各種事業(妊娠・出産期)

●プレママ・パパクラス(母親学級・両親学級)

妊娠・分娩・育児に関する適切な情報提供等を行い、妊婦とその家族が協力して子育てをするイメージを持ち、不安が軽減できるよう支援しています。参加者同士の交流も図り、仲間づくりにもつなげています。

●産前・産後サポート事業

・ママ☆スマイルさろん

原則として産後4か月未満(場合により産後1年未満)の産婦に対して、産婦同士の交流の場を設けるとともに、助産師・保健師による授乳相談や育児相談を実施しています。

・プレママ見学会

妊婦を対象に、出産後に利用できる子育て施設の紹介や子育て情報を提供しています。子育て支援センター利用中の親子との交流や参加者との仲間づくりの場としても実施しています。

・産前・産後サポーター派遣事業

悩みや困りごとを抱える妊産婦(妊娠中及び産後1年未満)に対して、相談支援を行うサポーターが訪問し家事や育児のサポートを実施しています。

●産後ケア事業

産後4か月未満(場合により産後1年未満)の産婦に対して、宿泊型(ショートステイ)・日帰り型(デイケア)・訪問型(アウトリーチ)にて、心身のケアや育児サポート、授乳指導を実施しています。

●くだまつ出産☆子育て応援事業

妊娠届出時からの伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った家庭に対し経済的支援(計10万円の金銭給付:出産応援ギフト・子育て応援ギフト)を一体として実施しています。

■各種事業(妊娠・出産期)の実施状況■

(単位:回、日、人)

事業名	対象者	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
プレママ・パパクラス (母親学級・両親学級) ^{※1}	妊婦とその家族	実施回数	個別・少人数対応	個別・少人数対応	個別・少人数対応	20
		参加延人数	123	150	180	228
ママ☆スマイルさろん	原則産後4か月未満の産婦	実施回数	24	23	23	23
		参加延人数	96	85	85	83
プレママ見学会 ^{※2}	妊婦	実施回数	—	—	3	3
		参加者数	—	—	18	16
産前・産後サポーター派遣事業 ^{※3}	妊婦及び産後1年未満の産婦	利用実人数	—	6	2	0
		利用延日数	—	38	15	0
産後ケア(宿泊型)	原則産後4か月未満の産婦	利用延人数	35	69	33	46
産後ケア(日帰り型)	原則産後4か月未満の産婦	利用延人数	4	10	1	14
産後ケア(訪問型)	産後1年未満の産婦	利用延人数	28	19	12	39
出産☆子育て応援事業 ^{※4} (出産応援ギフト)	妊婦	給付者数	—	—	568	525
出産☆子育て応援事業 ^{※4} (子育て応援ギフト)	原則生後4か月までの養育者	給付者数	—	—	378	474

※1 令和2年度～令和4年度は個別・少人数対応で実施

※2 プレママ見学会は令和4年度開始

※3 産前・産後サポーター派遣事業は令和3年度開始

※4 出産☆子育て応援事業は令和4年度開始

⑤ 各種事業(子育て期)

●育児相談

0歳から未就学の乳幼児とその保護者を対象に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等による身体計測・保健相談・栄養相談・歯科相談等を実施しています。

●のびっ子相談(発達相談)

幼児健康診査、育児相談等で発達が気になる児等とその保護者に対して心理士による発達相談を行っており、適切な発達支援、子育て支援を実施しています。

●年中児すくすく子育て相談会

年度内に満5歳を迎える子どもとその保護者に対して、子どもの健やかな発達を促し、保護者の育児不安を解消するための相談会を実施しています。

●赤ちゃんランド・育児サークル

生後2～5か月児とその保護者を対象に育児に関する情報提供を行うとともに、仲間づくりの情報交換の場を提供しています。後日OB会を開催し、育児サークルへ発展するよう支援しています。

●離乳食教室

生後4～6か月児とその保護者を対象に、保健師や管理栄養士等により離乳食に関する基本的な知識の周知を図っています。

●絵本の読み聞かせ

絵本を通じて健全な親子関係を育み、同世代の親子とふれあう機会とするため、乳幼児とその保護者を対象に、育児サークルで絵本の読み聞かせ講座を実施しています。

●元気っ子教室

「のびっ子相談(発達相談)」で、発達に集団指導が効果的と判断された児又は保健師が必要と認めた児とその保護者等を対象とした発達支援学級です。親子が遊びを通して絆を深め、児の発達を促すとともに、親は子どもへの関わり方を学ぶ場となっています。また他の母子との交流や仲間づくりも推進しています。

●むし歯予防教室

幼稚園・保育園児を対象とし、歯科衛生士や歯科衛生士を目指す学生が、むし歯予防や口腔機能の発達についての健康教育を実施しています。

●むし歯予防啓発

むし歯予防教室の一環として、幼稚園・保育園児にむし歯予防啓発グッズを配布しています。

■各種事業（子育て期）の実施状況■

(単位：回、人)

事業名	対象者	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
育児相談※1	乳幼児とその保護者	実施回数	30+ 個別対応	29	49	65
		参加者数	1,281	735	1,369	1,483
のびっ子相談(発達相談)	幼児とその保護者	実施回数	22	23	28	25
		参加者数	100	104	110	90
年中児すくすく子育て相談会※2	年中児とその保護者	実施回数	9	10	12	10
		参加者数	63	63	70	92
赤ちゃんランド※3	生後2～5か月児	実施回数	中止	中止	2	4
		参加人数	—	—	22	125
育児サークルの育成※4	乳幼児とその保護者	サークル数	中止	中止	3	7
		参加延組数	—	—	123	451
離乳食教室※5	生後3～6か月児とその保護者	実施回数	18	7	6	6
		参加延人数	100	63	96	115
絵本の読み聞かせ※6	乳幼児とその保護者	実施回数	中止	中止	2	2
		参加親子延組数	—	—	19	42
元気っ子教室※7	幼児とその保護者	実施回数	9	8	22	24
		参加親子延組数	83	93	111	133
むし歯予防教室※8	園児等	実施回数	中止	中止	5	5
		参加延人数	—	—	190	167
むし歯予防啓発※9	園児等	実施園数	19	19	19	21
		参加延人数	959	934	949	978

※1 令和2年4月～6月は集団を中止し個別対応で実施

※2 令和2年度及び令和3年度は個別相談(単独相談)で実施

※3 令和2年度～令和4年度夏まで中止

※4 令和2年度～令和4年度夏まで中止

※5 令和2年度は個別・少人数対応で実施

※6 令和2年度～令和4年度夏まで中止

※7 コロナ禍で中止の回あり

※8 令和2年度、令和3年度は中止

※9 コロナ禍のむし歯予防教室の代替として実施

3 アンケートからみる状況

(1)子ども・子育て支援に関する保護者アンケート調査

① 調査の概要

区 分	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
1 調査対象者と抽出方法	市内に居住する就学前児童のいる世帯の保護者を対象とし、2,000世帯を住民基本台帳より無作為に抽出しました。 なお、対象となる児童が2人以上いる場合は、年齢の低い児童を対象としました。	市内に居住する小学生のいる世帯(就学前児童のいる世帯を除く)の保護者を対象とし、1,000世帯を住民基本台帳より無作為に抽出しました。 なお、対象となる児童が2人以上いる場合は、年齢の低い児童を対象としました。
2 調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
3 調査期間	令和6年(2024年)2月	令和6年(2024年)2月
4 回収状況	配布数 2,000 回収数 941 回収率 47.1%	配布数 1,000 回収数 455 回収率 45.5%

② 前回調査との比較で割合の増減が20ポイント以上の項目

前回調査結果と比較して、割合の増減が20ポイント以上の項目を挙げています。

ア 就学前児童保護者調査結果

(ア) 家庭保育の継続あるいは家庭保育に切り替える条件として必要なこと(就学前 問 19)

家庭保育を継続か家庭保育に切り替える条件として必要なことについて、「在宅で行える仕事」と回答とした割合は、前回は 31.8%でしたが今回は 53.9%と増加しています。

(イ) 子どもが病気やけがで通常の保育サービスが利用できなかった時の対処方法(就学前 問 26-1)

対処方法について、「母親が休んだ」と回答した割合は、前回は 50.8%でしたが今回は 79.3%と増加しています。一方、「父親が休んだ」と回答した割合は、前回は 13.4%でしたが今回は 39.2%と増加しています。

(ウ) 宿泊を伴う短期入所生活援助事業(ショートステイ)の利用意向(就学前 問 29)

宿泊を伴う短期入所生活援助事業(ショートステイ)事業の利用について、「利用したい」と回答した割合は、前回は 35.9%でしたが今回は 10.1%と減少しています。「利用する必要はない」の割合は、前回は 57.7%でしたが今回は 83.8%と増加しています。

(エ) 育児休業取得後の職場復帰(就学前 問 33-2)

育児休業取得後の職場復帰について、父親が「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した割合は、前回は 65.4%でしたが今回は 92.0%と増加しています。

(オ) 「くだまる子育て応援アプリ(母子モ)」の認知度(就学前 問 39)

「くだまる子育て応援アプリ(母子モ)」の認知度について、前回の「育児を応援する行政サービスガイド『ママパパ』」との比較となりますが、「知っている」と回答した割合は、前回は 35.6%でしたが今回は 60.9%と増加しています。

イ 小学生児童保護者調査結果

(ア) 子どもが病気やけがで通常の保育サービスが利用できなかった時の対処方法(小学生 問 18-1)

対処方法について、「母親が休んだ」と回答した割合は、前回は 36.0%でしたが今回は 73.6%となっています。

(イ) 子育てが地域(自治会や子ども会等)の人に支えられていると感じること(小学生 問 26)

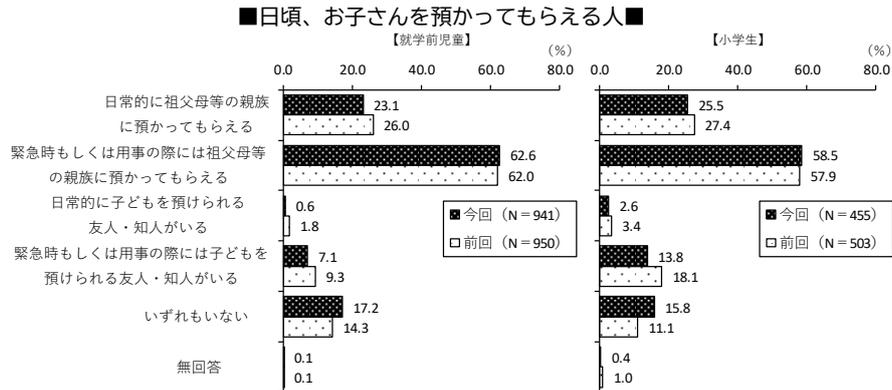
子育てが地域(自治会や子ども会等)の人に支えられていると感じることについて、「感じる」と回答した割合は、前回は 63.6%でしたが今回は 43.1%と減少しています。

③ 主な調査結果

ア 日頃、あて名のお子さんを預かってもらえる人

就学前児童、小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」の割合が最も高くなっています。

前回と比較しても大きな差は見られませんが、「いずれもない」の割合が、就学前児童、小学生ともにやや増加しています。



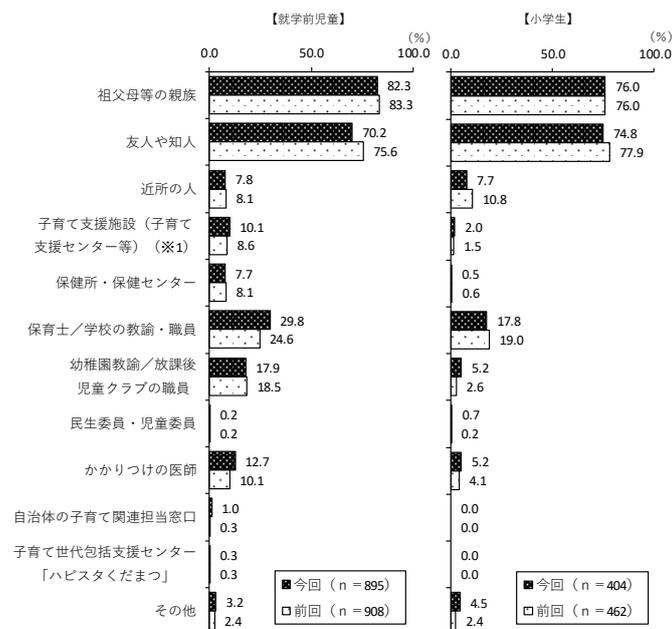
イ 子どもの身の回りの世話(教育を含む)で気軽に相談できる先

就学前児童、小学生ともに「祖父母等の親族」、「友人や知人」の順となっています。

就学前児童は小学生に比べ「保育士/学校の教諭・職員」「幼稚園教諭/放課後児童クラブの職員」「かかりつけの医師」「子育て支援施設(子育て支援センター等)」の割合が高くなっています。

前回との比較では、就学前児童で「友人や知人」がやや減少しています。また、「保育士/学校の教諭・職員」がやや増加しています。

■子どもの身の回りの世話(教育を含む)で気軽に相談できる先■



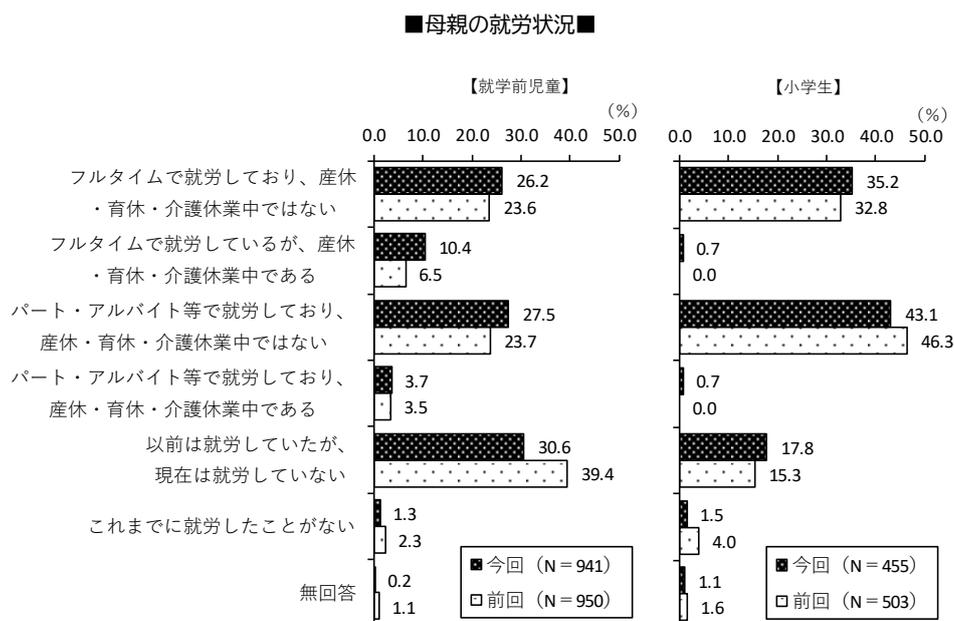
※前回調査時の選択肢

※1:子育て支援施設(子育て支援センター等)・NPO

ウ 母親及び父親の就労状況

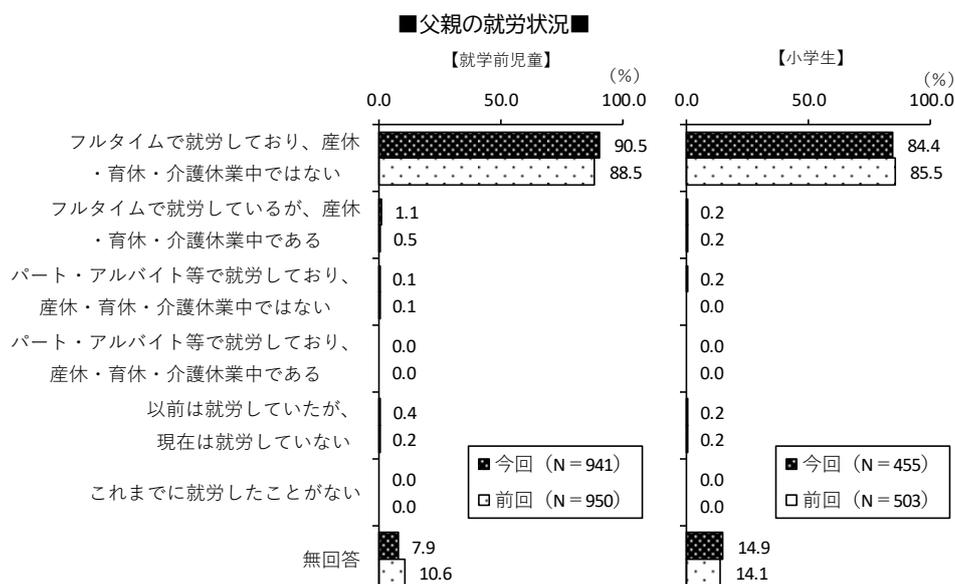
母親の就労状況について、就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が30.6%、小学生では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が43.1%と最も高くなっています。

前回との比較では、就学前児童はフルタイム及びパート・アルバイトで就労している割合が、前回よりやや増加しています。小学生ではフルタイムは前回よりやや増加していますが、パート・アルバイトはやや減少しています。



父親の就労状況については、就学前児童及び小学生のいずれも「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が非常に高くなっています。

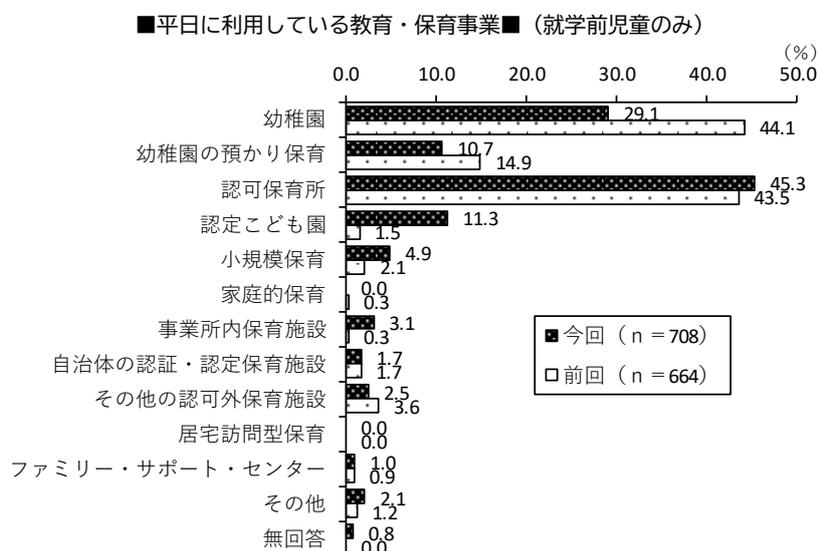
前回と比較しても大きな差は見られません。



エ 平日に利用している教育・保育事業

平日に利用している教育・保育事業については、「認可保育所」(45.3%)、「幼稚園」(29.1%)、「認定こども園」(11.3%)、「幼稚園の預かり保育」(10.7%)の順となっています。

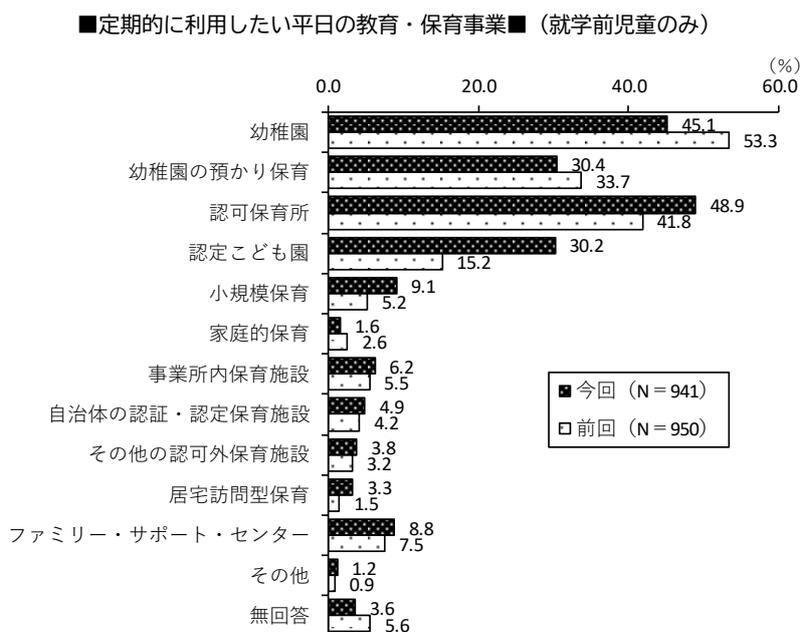
前回との比較では、「幼稚園」の割合が減少し、「認定こども園」の割合が増加しています。



オ 定期的に利用したい平日の教育・保育事業

定期的に利用したい平日の教育・保育事業については、「認可保育所」(48.9%)、「幼稚園」(45.1%)、「幼稚園の預かり保育」(30.4%)、「認定こども園」(30.2%)の順となっています。

前回との比較では、「幼稚園」の割合が減少し、「認可保育所」及び「認定こども園」の割合が増加しています。

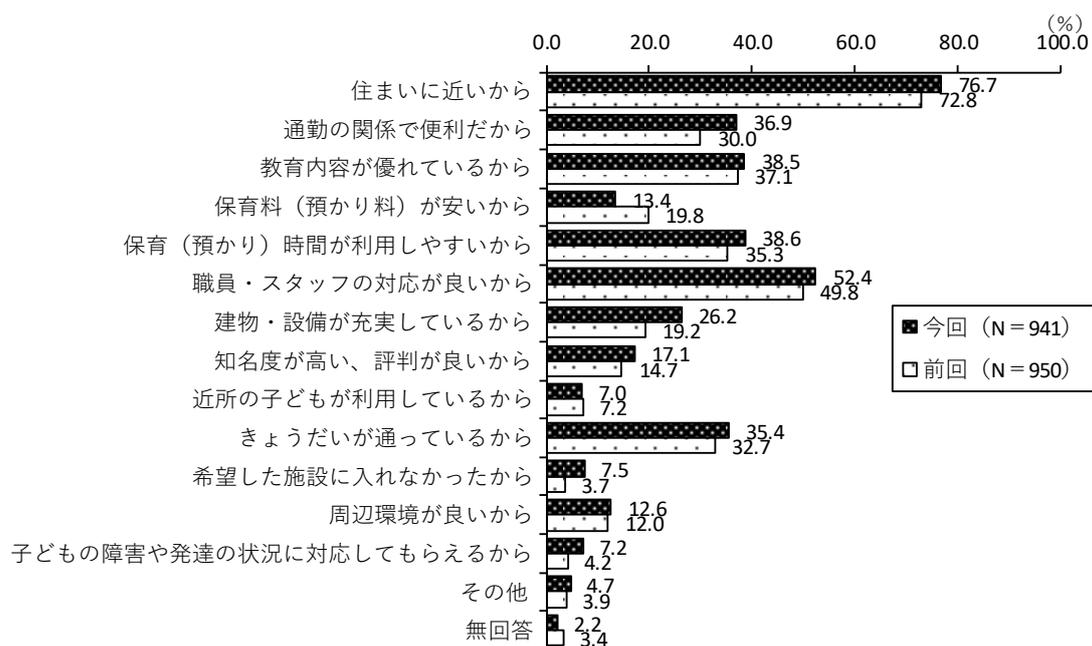


カ 利用する教育・保育事業を選ぶ理由

教育・保育事業を選ぶ理由については、「住まいに近いから」の割合が76.7%と最も高く、次いで「職員・スタッフの対応が良いから」(52.4%)、「保育(預かり)時間が利用しやすいから」(38.6%)、「教育内容が優れているから」(38.5%)、「通勤の関係で便利だから」(36.9%)、「きょうだいがいるから」(35.4%)などの順となっています。

前回との比較では、「通勤の関係で便利だから」、「建物・設備が充実しているから」の割合がやや増加していますが、「保育料(預かり料)が安いから」はやや減少しています。

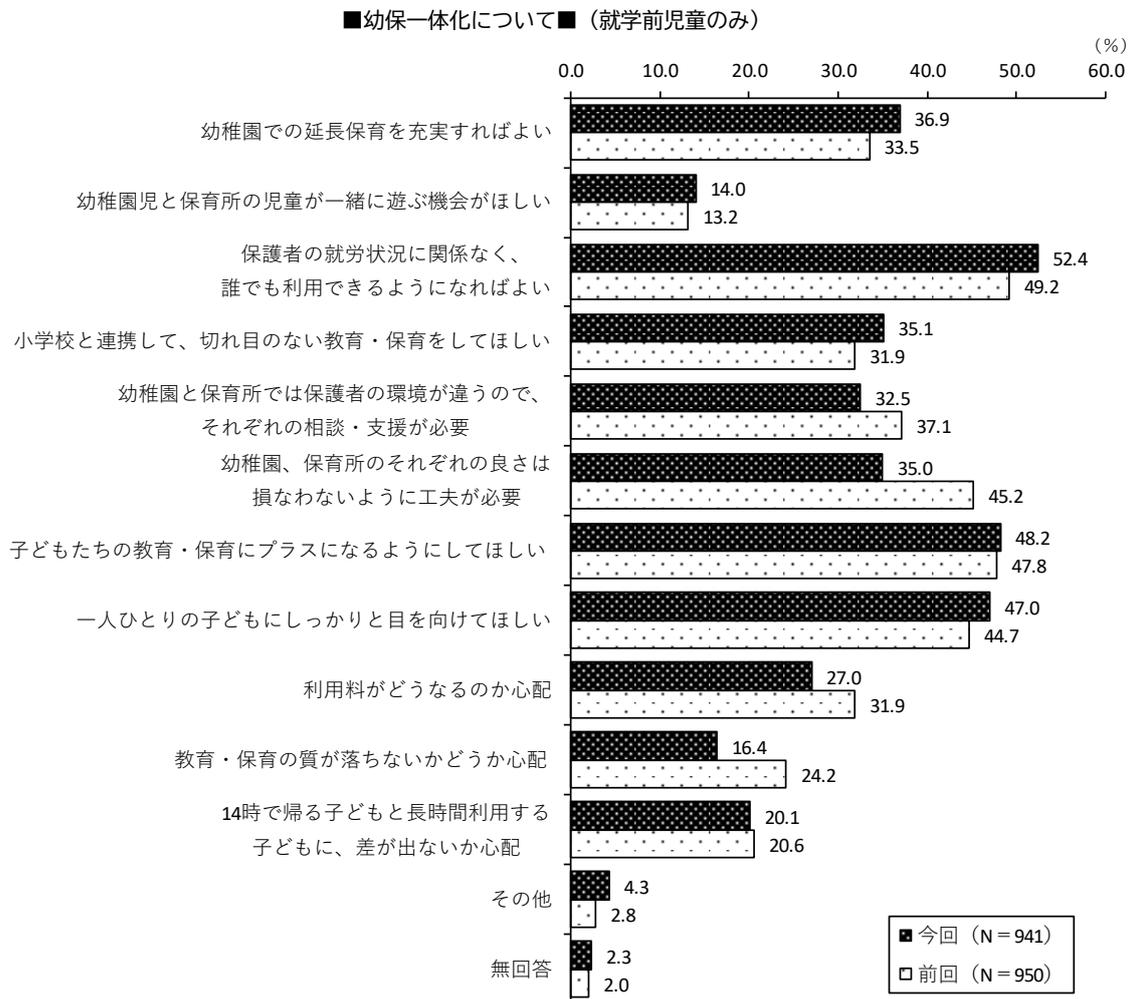
■利用する教育・保育事業を選ぶ理由 (就学前児童のみ)



キ 幼保一体化について

幼保一体化についての考えは、「保護者の就労状況に関係なく、誰でも利用できるようなればよい」の割合が 52.4%と最も高く、次いで「子どもたちの教育・保育にプラスになるようにしてほしい」(48.2%)、「一人ひとりの子どもにしっかりと目を向けてほしい」(47.0%)、「幼稚園での延長保育を充実すればよい」(36.9%)、「小学校と連携して、切れ目のない教育・保育をしてほしい」(35.1%)、「幼稚園、保育所のそれぞれの良さは損なわないように工夫が必要」(35.0%)、「幼稚園と保育所では保護者の環境が違うので、それぞれの相談・支援が必要」(32.5%)などの順となっています。

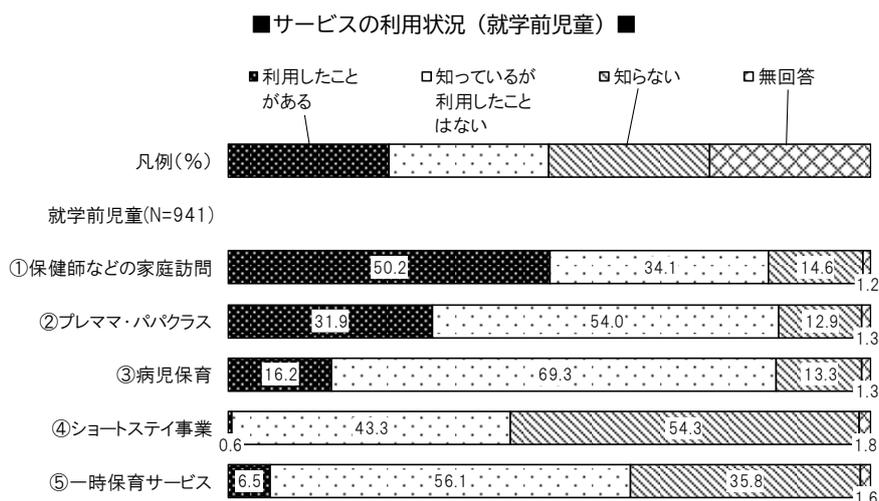
前回との比較では、「幼稚園、保育所のそれぞれの良さは損なわないように工夫が必要」や「教育・保育の質が落ちないかどうか心配」の割合が減少しています。



ク サービスの利用状況

サービスの利用状況については、「利用したことがある」の割合が高い順に「①保健師などの家庭訪問」(50.2%)、「②プレママ・パパクラス」(31.9%)、「③病児保育」(16.2%)、「⑤一時保育サービス」(6.5%)、「④ショートステイ事業」(0.6%)となっています。

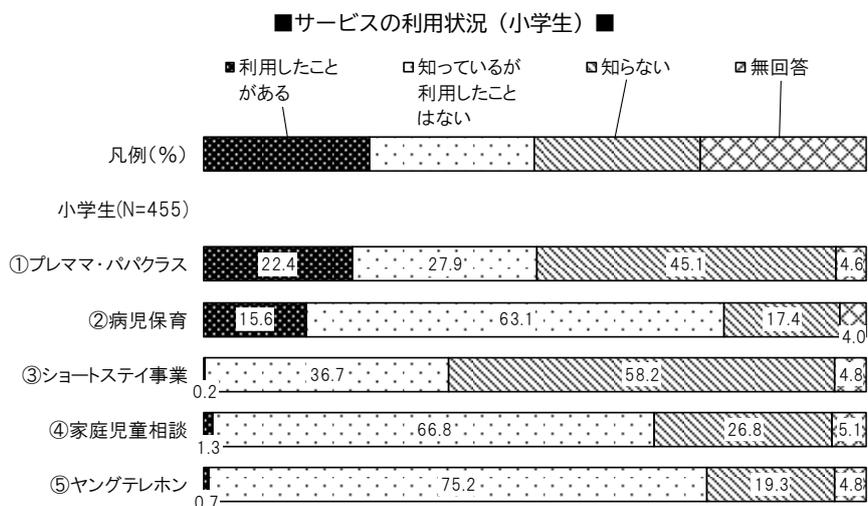
一方、「知らない」の割合について、「④ショートステイ事業」が 54.3%、「⑤一時保育サービス」が 35.8%と他のサービスに比べて高くなっています。



サービスの利用状況については、「利用したことがある」の割合が高い順に「①プレママ・パパクラス」(22.4%)、「②病児保育」(15.6%)などとなっています。

一方、「知らない」の割合について、「③ショートステイ事業」が 58.2%、「①プレママ・パパクラス」が 45.1%と他のサービスに比べて高くなっています。

また「⑤ヤングテレホン」について「知らない」と回答した人の割合が、前回の 9.9%に対し、今回は 19.3%と増加しています。

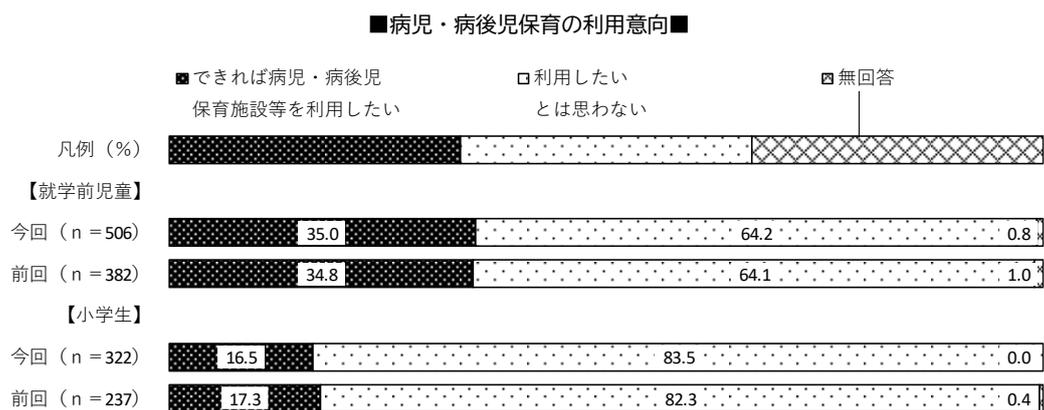


ケ 病児・病後児保育の利用意向

病児・病後児保育施設等の利用について、就学前児童では「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が35.0%、「利用したいとは思わない」が64.2%となっています。

小学生では「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が16.5%、「利用したいとは思わない」が83.5%となっています。

前回との比較では、大きな差は見られませんが、利用したい日数は就学前児童、小学生ともに増加しています。



【病児・病後児保育施設等を利用したい日数】(日/年)

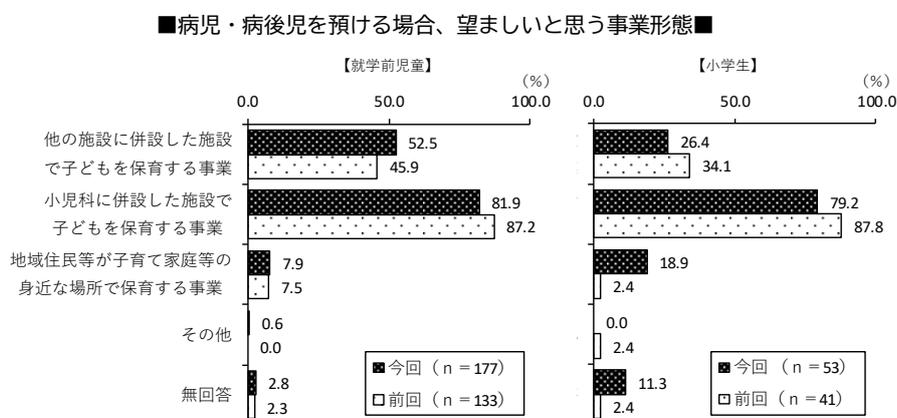
	今回	前回
就学前児童	7.6	5.5
小学生	3.3	2.7

コ 病児・病後児を預ける場合、望ましいと思う事業形態

病児・病後児施設等について望ましい事業形態は、就学前児童、小学生ともに「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」の割合が最も高くなっています。

就学前児童は小学生に比べ「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」の割合が高くなっており、小学生は就学前児童に比べ「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業」の割合が高くなっています。

前回との比較では、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業」が小学生で増加しています。また、「他の施設（例：幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」は就学前児童でやや増加していますが、小学生ではやや減少しており、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」は就学前児童、小学生ともにやや減少しています。

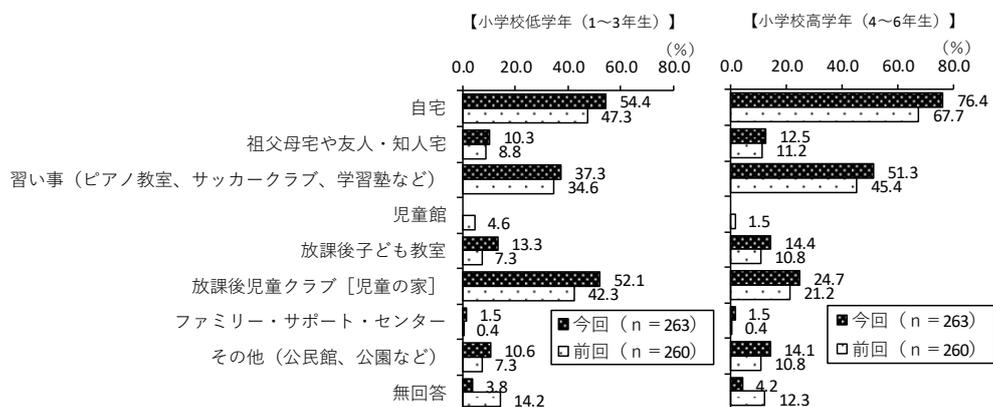


サ 小学校就学後、放課後を過ごさせたい場所(就学前児童への設問)

小学校就学後、放課後を過ごさせたい場所について、小学校低学年(1~3年生)では「自宅」、「放課後児童クラブ[児童の家]」、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の順となっています。小学校高学年(4~6年生)では、「自宅」、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」、「放課後児童クラブ[児童の家]」の順となっています。

前回との比較では、小学校低学年では「放課後児童クラブ[児童の家]」、小学校高学年では「自宅」が増加しています。

■小学校就学後、放課後を過ごさせたい場所■ (就学前児童のみ)



シ 現在、放課後を過ごしている場所と、今後、過ごさせたい場所(小学生への設問)

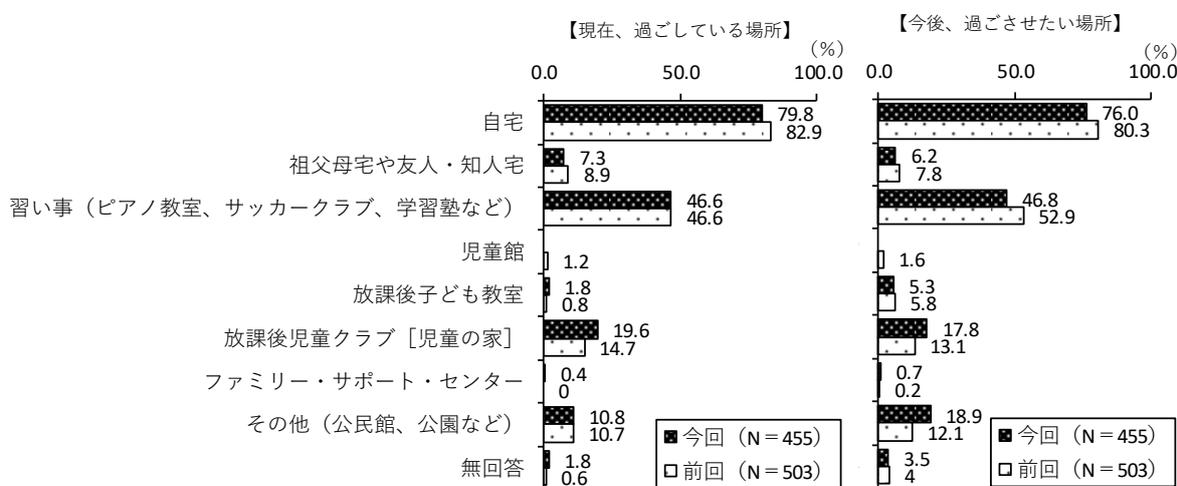
現在、放課後を過ごしている場所については、「自宅」、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」、「放課後児童クラブ[児童の家]」の順となっています。

前回との比較では、「放課後児童クラブ[児童の家]」がやや増加しています。

今後、過ごさせたい場所については、「自宅」、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」、「その他(公民館、公園など)」、「放課後児童クラブ[児童の家]」の順となっています。

前回との比較では、「その他(公民館、公園など)」、「放課後児童クラブ[児童の家]」はやや増加、「自宅」、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」はやや減少となっています。

■現在、放課後を過ごしている場所と、今後、過ごさせたい場所■ (小学生のみ)

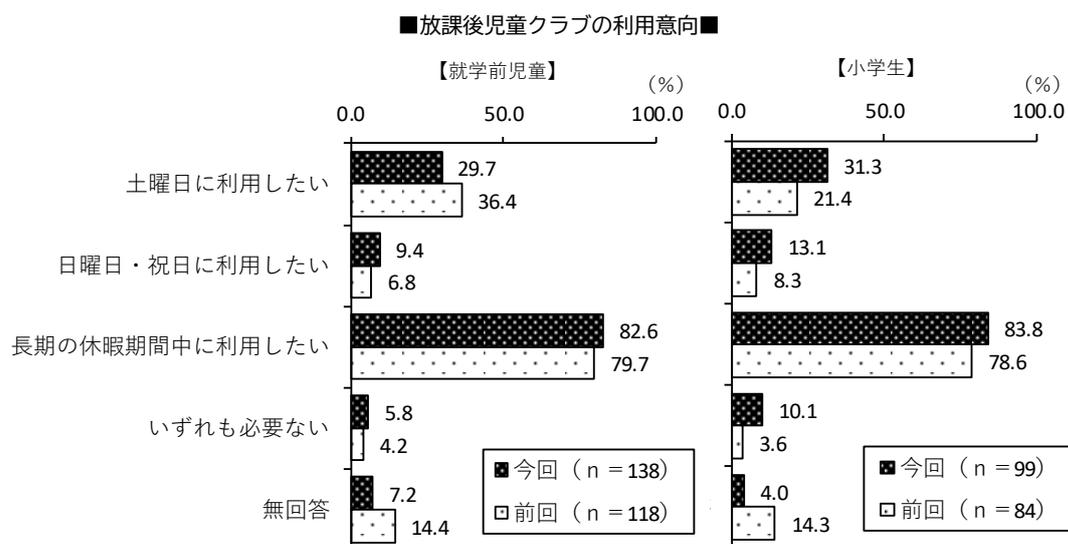


ス 土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日と日曜日・祝日、夏休み・冬休みなどの長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望については、就学前児童、小学生ともに「長期の休暇期間中に利用したい」の割合が80%以上となっています。また、「土曜日に利用したい」が30%程度となっています。

一方、「日曜日・祝日に利用したい」は就学前児童が9.4%、小学生が13.1%となっています。

前回との比較では、就学前児童は「土曜日に利用したい」がやや減少し、「日曜日・祝日に利用したい」はやや増加しています。小学生では「土曜日に利用したい」及び「日曜日・祝日に利用したい」ともに増加しています。また、「長期の休暇期間中に利用したい」は就学前児童、小学生ともにやや増加しています。



■希望する利用時間帯■ (回答割合が最も高い時間)

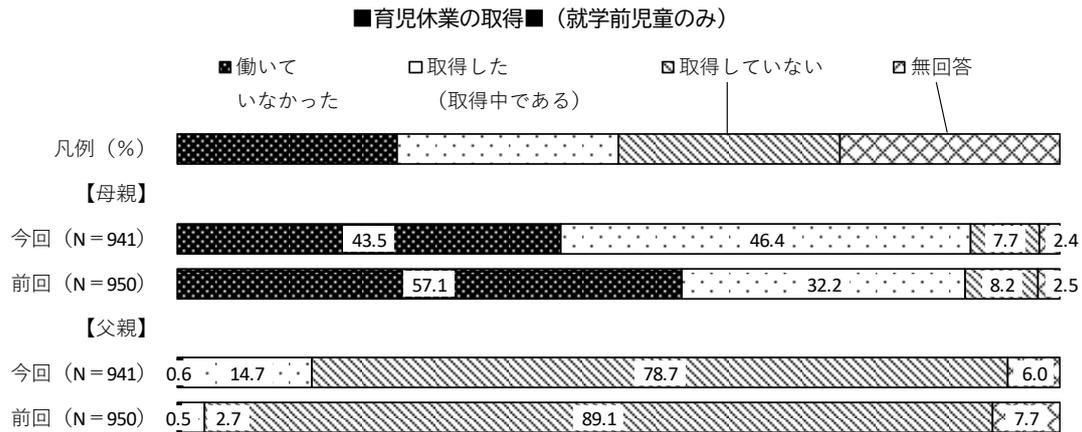
	就学前児童		小学生	
	開始	終了	開始	終了
土曜日	8時台	18時台	8時台	18時台
日曜日・祝日	8時台	18時台	8時台	18時台
長期の休暇期間中	8時台	18時台	8時台	18時台

セ 育児休業の取得

育児休業の取得について、母親は「働いていなかった」の割合が43.5%、「取得した(取得中である)」が46.4%、「取得していない」が7.7%となっているのに比べ、父親は「働いていなかった」は0.6%、「取得した(取得中である)」は14.7%、「取得していない」は78.7%となっています。

父親は母親に比べ「取得していない」の割合が非常に高くなっています。

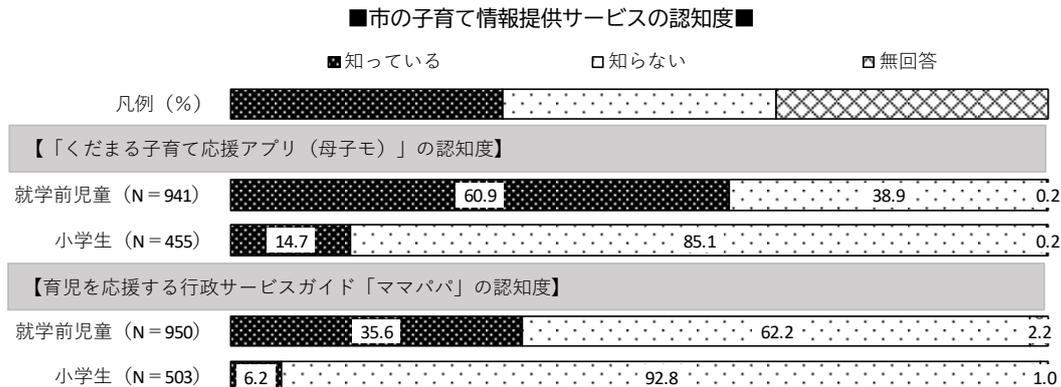
前回との比較では、母親、父親ともに「取得した(取得中である)」の割合が増加していますが、父親では依然として「取得していない」の割合が高くなっています。



ソ 市の子育て情報提供サービスの認知度

「くだまる子育て応援アプリ(母子モ)」の認知度について、就学前児童では「知っている」の割合が60.9%、「知らない」が38.9%となっていますが、小学生では「知っている」が14.7%、「知らない」が85.1%となっており、就学前児童に比べて小学生は「知っている」の割合が非常に低くなっています。

前回の「育児を応援する行政サービスガイド『ママパパ』」との比較では、「知っている」の割合が就学前児童、小学生ともに増加しています。

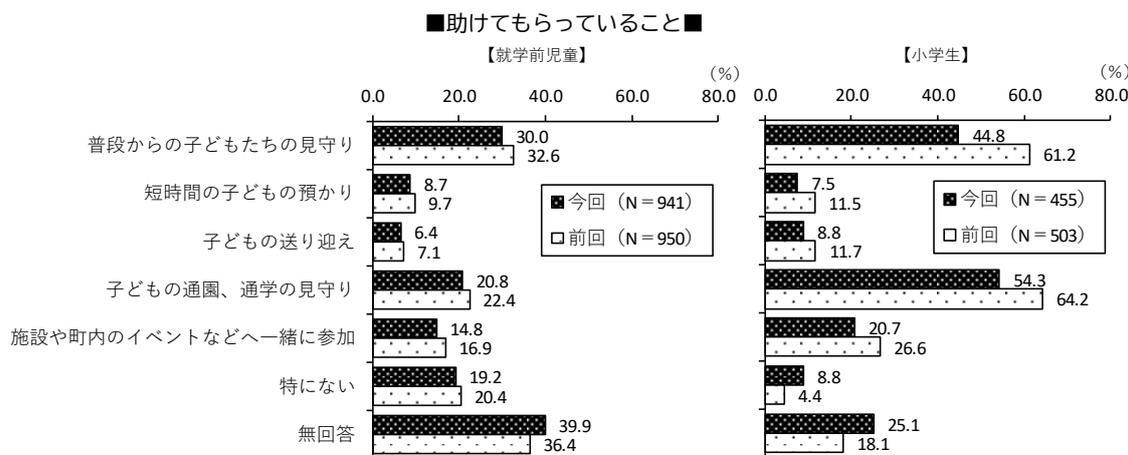


夕 地域の人に助けてもらっていること、助けてほしいこと、助けてあげられること

① 助けてもらっていること

地域の人に助けてもらっていることについては、就学前児童で「普段からの子どもたちの見守り」(30.0%)、「子どもの通園、通学の見守り」(20.8%)、「特にない」(19.2%)の順、小学生で「子どもの通園、通学の見守り」(54.3%)、「普段からの子どもたちの見守り」(44.8%)、「施設や町内のイベントなどへ一緒に参加」(20.7%)の順となっています。

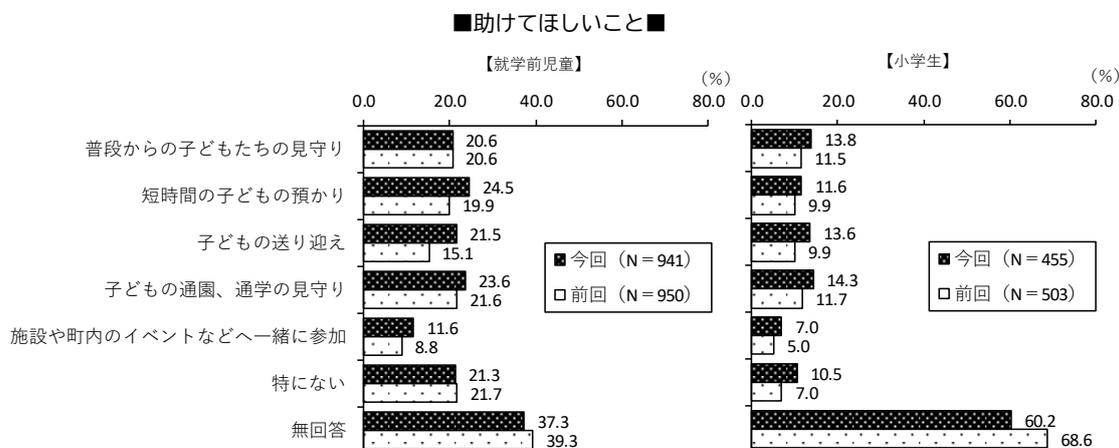
前回との比較では、就学前児童では大きな差は見られませんが、小学生ではほとんどの項目が減少しており、特に「普段からの子どもたちの見守り」、「子どもの通園、通学の見守り」が大きく減少しています。



② 助けてほしいこと

助けてほしいことについては、就学前児童で「短時間の子どもの預かり」(24.5%)、「子どもの通園、通学の見守り」(23.6%)、「子どもの送り迎え」(21.5%)の順、小学生で「子どもの通園、通学の見守り」(14.3%)、「普段からの子どもたちの見守り」(13.8%)、「子どもの送り迎え」(13.6%)の順となっています。

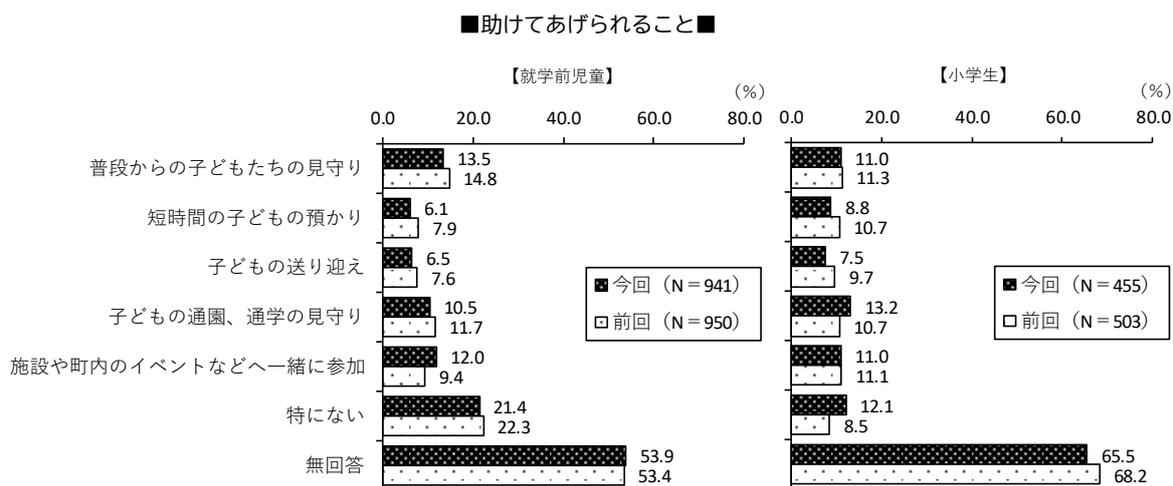
前回との比較では、就学前児童では「子どもの送り迎え」、「短時間の子どもの預かり」がやや増加しています。小学生では全ての項目でやや増加しています。



③ 助けてあげられること

助けてあげられることについては、就学前児童で「特にない」(21.4%)、「普段からの子どもたちの見守り」(13.5%)、「施設や町内のイベントなどへ一緒に参加」(12.0%)の順、小学生では「子どもの通園、通学の見守り」(13.2%)、「特にない」(12.1%)、「普段からの子どもたちの見守り」と「施設や町内のイベントなどへ一緒に参加」(いずれも 11.0%)の順となっています。

前回との比較では大きな差は見られません。

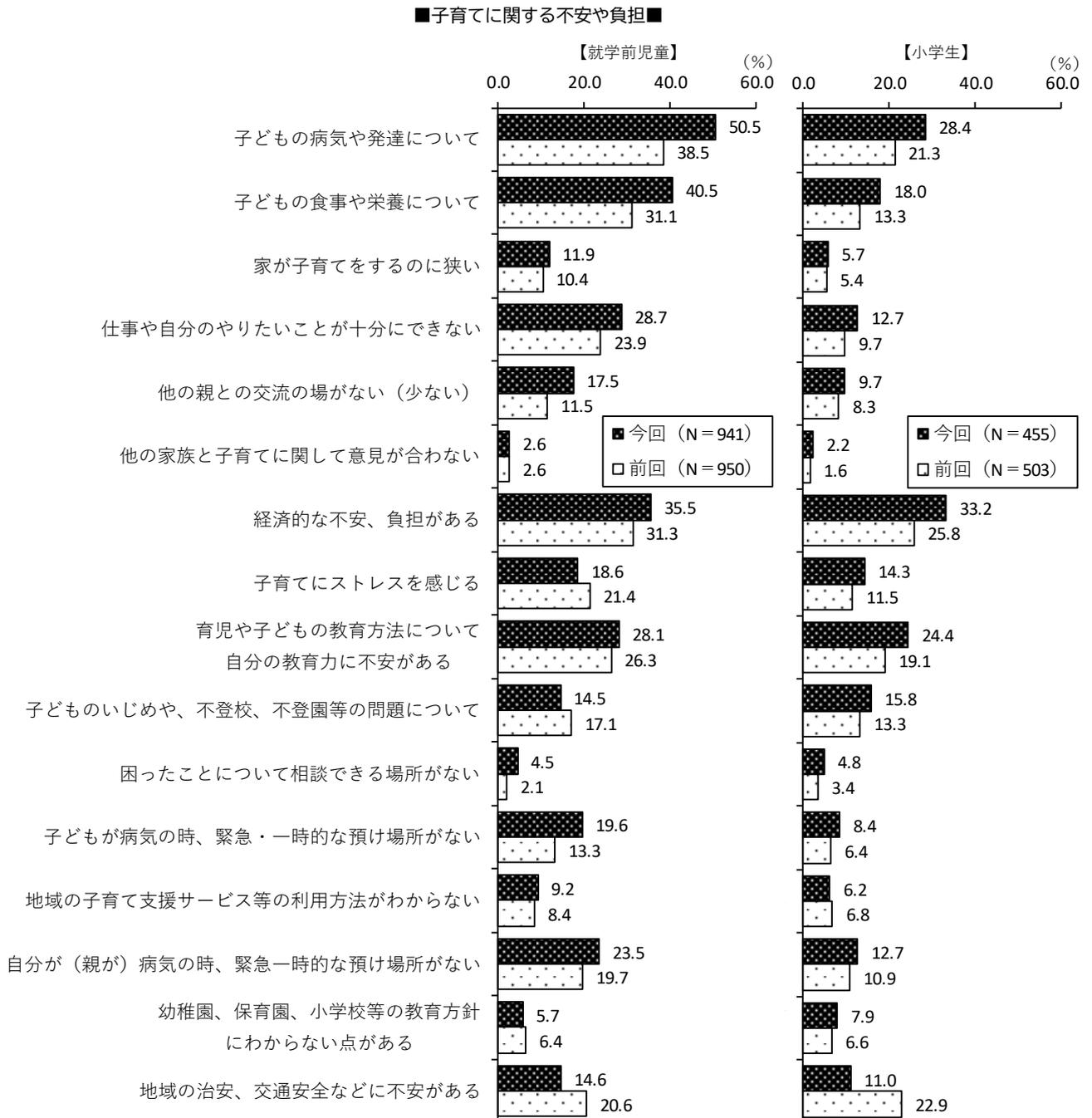


子 子育てに関する不安や負担

子育てで感じる不安や負担について、就学前児童は「子どもの病気や発達について」の割合が最も高く50%以上となっていますが、小学生では「経済的な不安、負担がある」が最も高くなっています。

前回との比較では、就学前児童で「子どもの病気や発達について」、「子どもの食事や栄養について」が増加しています。小学生では「子どもの病気や発達について」、「経済的な不安、負担がある」がやや増加しています。

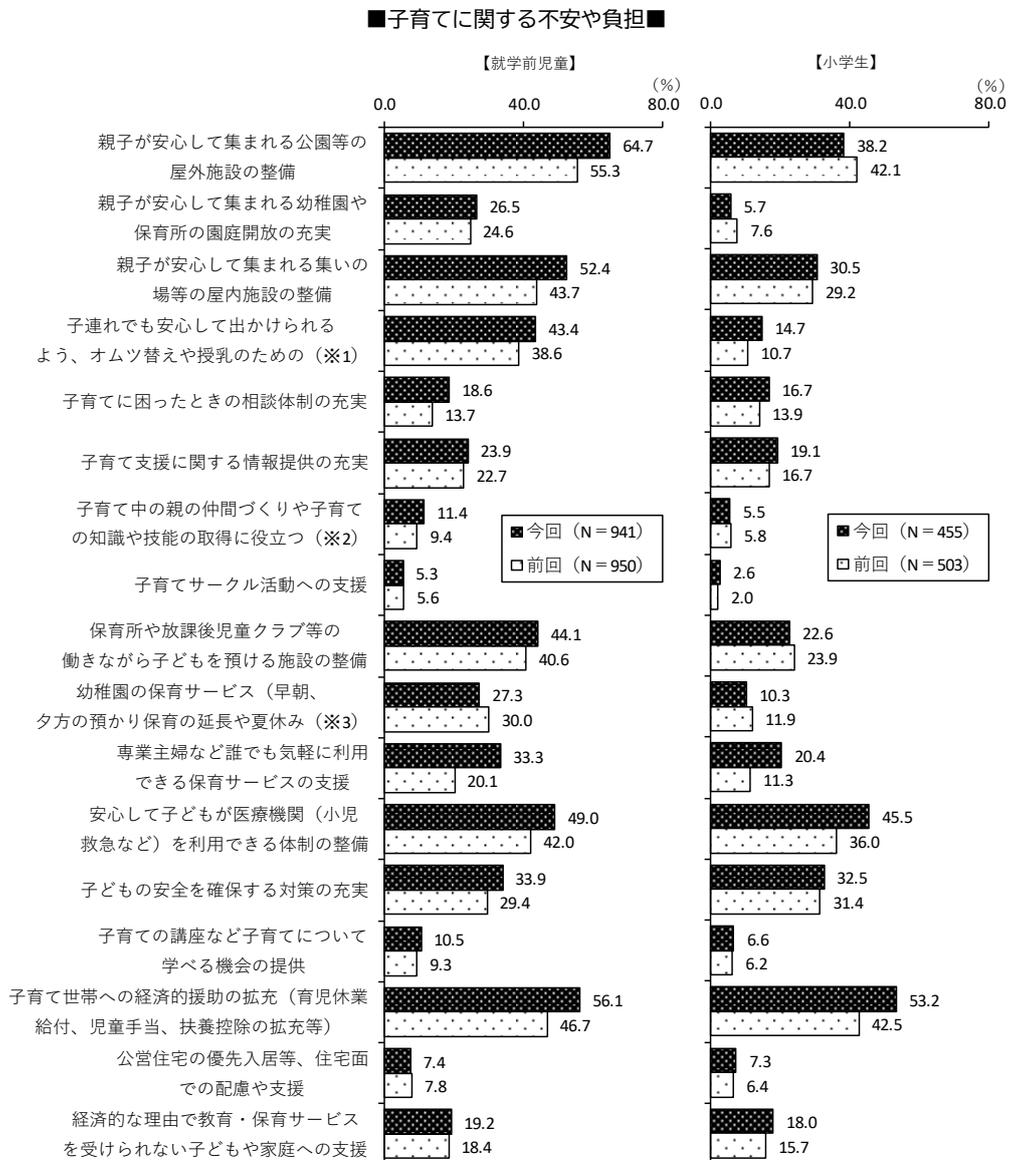
一方、「地域の治安、交通安全などに不安がある」は就学前児童、小学生ともに減少しています。



ツ 行政(市・県・国)への要望(充実してほしい支援策)

行政(市・県・国)への要望(充実してほしい支援策)については、就学前児童、小学生ともに「親子が安心して集まれる公園等の屋外施設の整備」、「子育て世帯への経済的援助の拡充(育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充等)」、「親子が安心して集まれる集いの場等の屋内施設の整備」、「安心して子どもが医療機関(小児救急など)を利用できる体制の整備」、「子どもの安全を確保する対策の充実」の割合が高くなっています。

前回との比較では、就学前児童は多くの項目で増加していますが、特に「専業主婦など誰でも気軽に利用できる保育サービスの支援」が大きく増加しています。小学生では、「子育て世帯への経済的援助の拡充(育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充等)」、「安心して子どもが医療機関(小児救急など)を利用できる体制の整備」が増加しています。



※1:子連れでも安心して出かけられるよう、おむつ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道等の段差解消等の外出環境の整備

※2:子育て中の親の仲間づくりや子育ての知識や技能の取得に役立つ親子教室の開催回数の増加と内容の充実

※3:幼稚園の保育サービス(早朝、夕方の預かり保育の延長や夏休み等の預かり保育など)の充実

(2)子どもの生活実態調査

本調査は、子どもの生活状況の実態や家庭の状況、生活環境についての意識やニーズなどを把握し、今後の子ども・子育て支援の充実や改善に向けた施策を検討するための基礎資料とすることを目的として実施しました。

① 調査の概要

区分	小学生	中学生
1 調査名称	下松市子どもの生活実態調査	
2 調査対象	小学校5年生児童とその保護者	中学校2年生生徒とその保護者
3 調査方法	学校を通じた配布～回収	
4 聴取方法	保護者は「保護者票」に、児童は「児童票」にそれぞれ記入し、両者を合わせて1票として取り扱っている。	保護者は「保護者票」に、生徒は「中学生票」にそれぞれ記入し、両者を合わせて1票として取り扱っている。
5 調査時期	令和6年(2024年)6月	
6 回収状況	配布数 482 回収数 448 回収率 92.9%	配布数 550 回収数 480 回収率 87.3%

② 世帯区分別所得階層の状況

世帯区分別では、小学5年生及び中学2年生ともに、「ふたり親世帯」では「所得階層Ⅲ」、「ひとり親世帯」では「所得階層Ⅰ」の割合が最も高くなっています。

区分		合計		所得階層Ⅰ		所得階層Ⅱ		所得階層Ⅲ	
		小学5年生	中学2年生	小学5年生	中学2年生	小学5年生	中学2年生	小学5年生	中学2年生
ふたり親世帯	割合	100.0%	100.0%	3.7%	4.2%	37.6%	40.7%	54.5%	51.3%
	実数	404	425	15	18	152	173	220	218
ひとり親世帯	割合	100.0%	100.0%	50.0%	46.2%	25.0%	28.2%	18.8%	12.8%
	実数	32	39	16	18	8	11	6	5
うち母子世帯	割合	100.0%	100.0%	55.2%	53.1%	24.1%	28.1%	13.8%	6.3%
	実数	29	32	16	17	7	9	4	2

注：無回答者は含まないため、割合の合計は100%にならない場合があります。

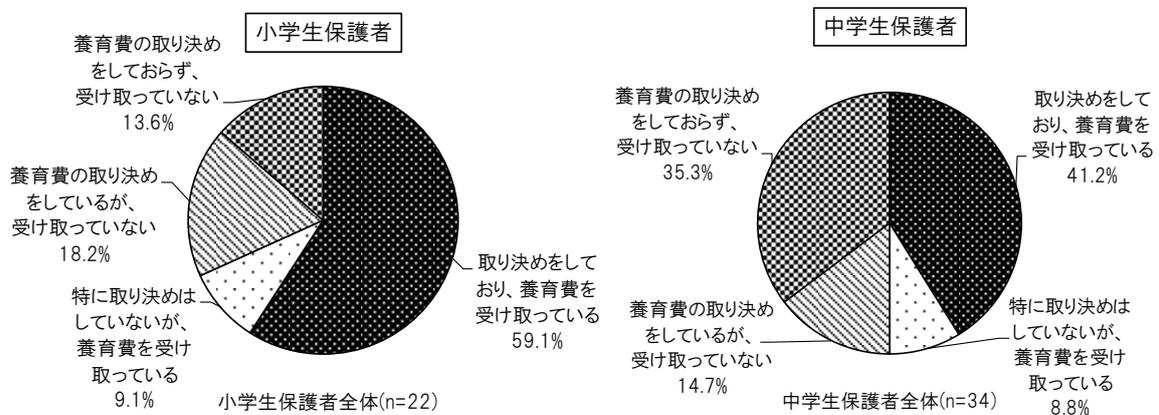
※所得階層について

基本クロス集計に用いている「所得階層別」について、「令和3年 子どもの生活状況調査の分析 報告書(内閣府)」を参照し、下記の手順により3段階に分類しています。

- ① 年間収入(保護者票問23)に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする。(例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1000万円以上」は1050万円とする。)
- ② 上記の値を、保護者票問4で把握される同居家族の人数の平方根をとったもので除す。
- ③ 上記の方法で算出した値(等価世帯収入)の中央値を求め、さらに、その2分の1未満であるか否かで分類する。
 - ・所得階層Ⅰ(低所得):中央値の2分の1未満
 - ・所得階層Ⅱ:中央値の2分の1以上かつ中央値未満
 - ・所得階層Ⅲ:中央値以上

③ 離婚相手との養育費の取り決め等

養育費について「取り決めをしており、養育費を受け取っている」割合は、小学生保護者で59.1%、中学生保護者で41.2%となっています。また「養育費の取り決めをしているが、受け取っていない」割合が、小学生保護者で18.2%、中学生保護者で14.7%となっています。



④ 将来の進学先

ア 子どもが希望する進学先

将来の進学希望について、小学生全体では「まだわからない」の割合が 31.5%と最も高く、中学生全体では「大学またはそれ以上」が 37.3%と最も高くなっています。

小学生について所得階層別では、「所得階層Ⅰ」で「高校まで」及び「まだわからない」の割合が最も高く、次いで「大学またはそれ以上」となっています。「所得階層Ⅱ」では「まだわからない」、「大学またはそれ以上」の順となっており、「所得階層Ⅲ」では「大学またはそれ以上」、「まだわからない」の順となっています。世帯区分別では、いずれの世帯区分でも「まだわからない」の割合が最も高くなっています。

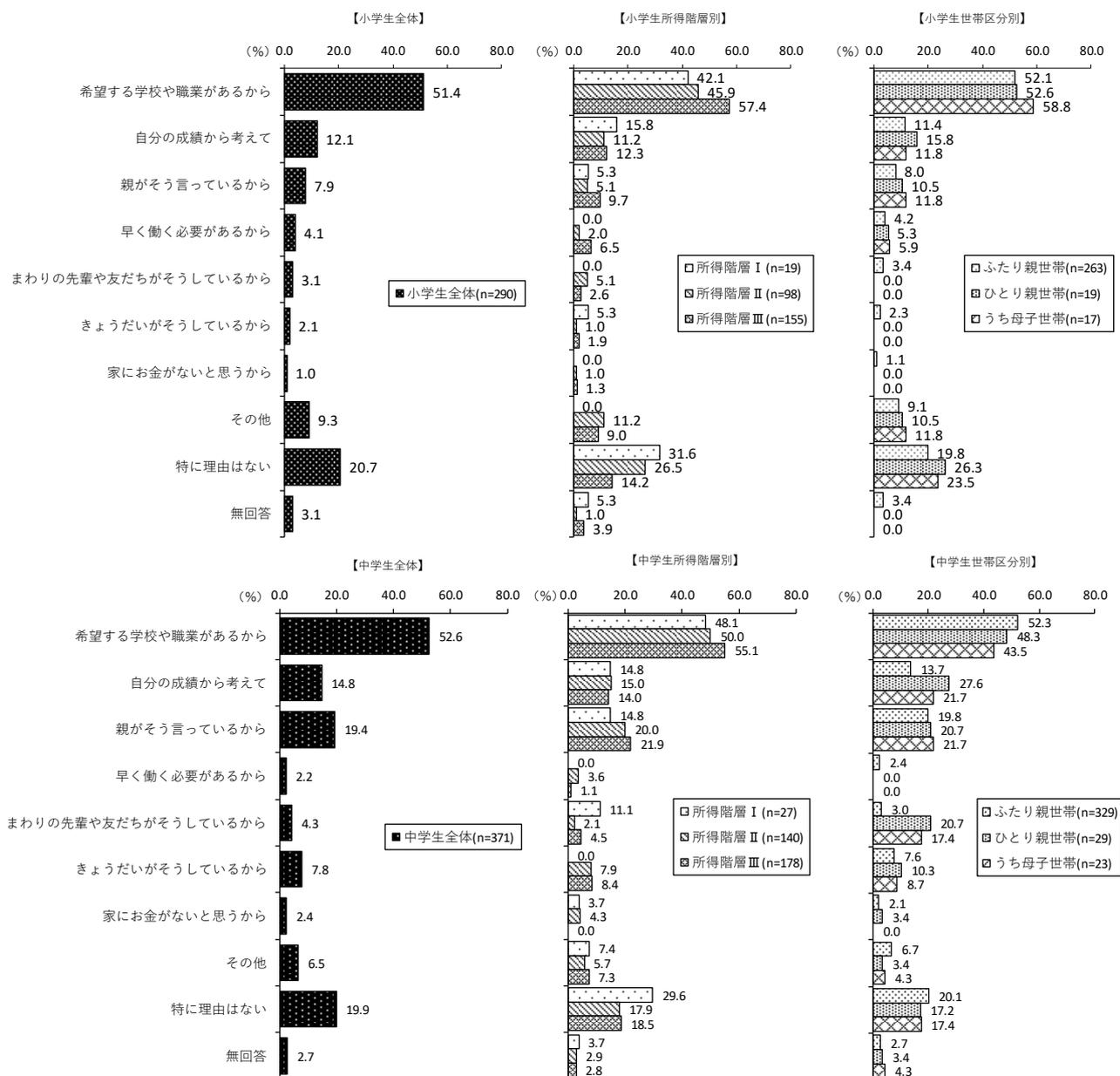
中学生について所得階層別では「所得階層Ⅲ」で「大学またはそれ以上」の割合が他の所得階層に比べて高くなっています。世帯区分別では「ふたり親世帯」で「大学またはそれ以上」の割合が最も高くなっていますが、「ひとり親世帯」では「高校まで」の割合が最も高くなっています。



イ 子どもが進学先を希望する理由

将来の進学希望を選んだ理由について、小学生全体では「希望する学校や職業があるから」の割合が最も高くなっており、所得階層別では所得が高くなるほど「希望する学校や職業があるから」の割合が高くなっています。世帯区分別では、「ふたり親世帯」に比べて「うち母子世帯」で「希望する学校や職業があるから」の割合がやや高くなっています。

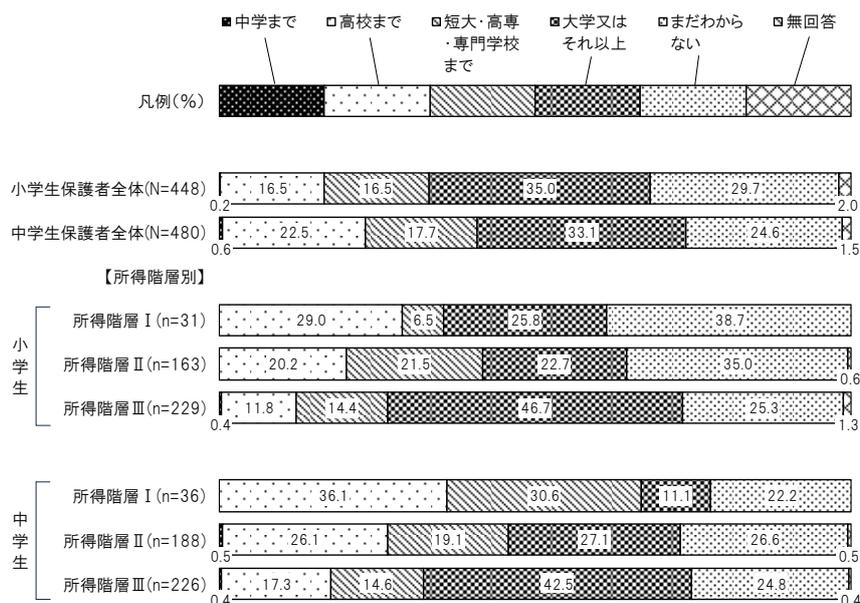
中学生全体では「希望する学校や職業があるから」の割合が最も高くなっています。所得階層別では小学生と同様に所得が高くなるほど「希望する学校や職業があるから」の割合が高くなっています。世帯区分別では、「ひとり親世帯」及び「うち母子世帯」で「自分の成績から考えて」及び「まわりの先輩や友だちがそうしているから」の割合が「ふたり親世帯」に比べて高くなっています。



ウ 保護者が希望する子どもの進学先

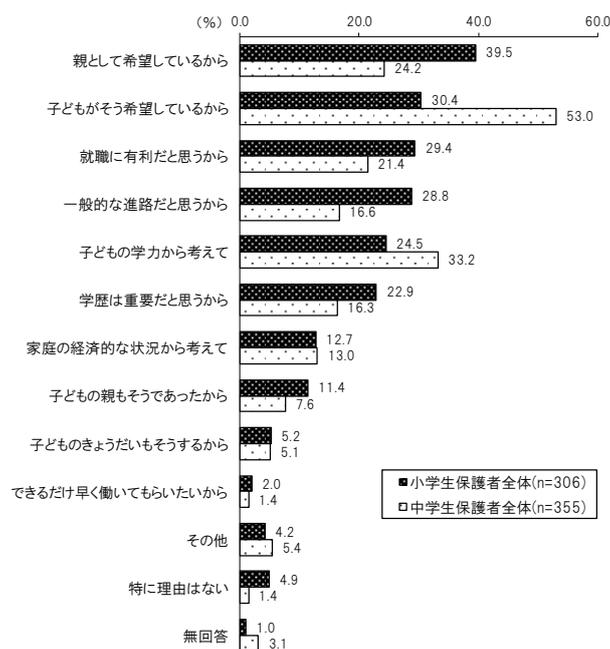
保護者が希望する子どもの進学先については、小学生保護者及び中学生保護者共に3割以上が「大学又はそれ以上」と回答していますが、中学生保護者では「高校まで」の割合が小学生保護者に比べてやや高くなっています。

所得階層別では、小学生保護者及び中学生保護者共に、所得の階層が高くなるほど「高校まで」の割合が低くなっています。また、「所得階層Ⅲ」では小学生保護者及び中学生保護者共に「大学又はそれ以上」の割合が他の所得階層に比べて非常に高くなっています。



エ 保護者が子どもの進学先を希望する理由

子どもの将来の進学先を選んだ理由について、小学生保護者では「親として希望しているから」の割合が最も高くなっていますが、中学生保護者では「子どもがそう希望しているから」が最も高くなっています。



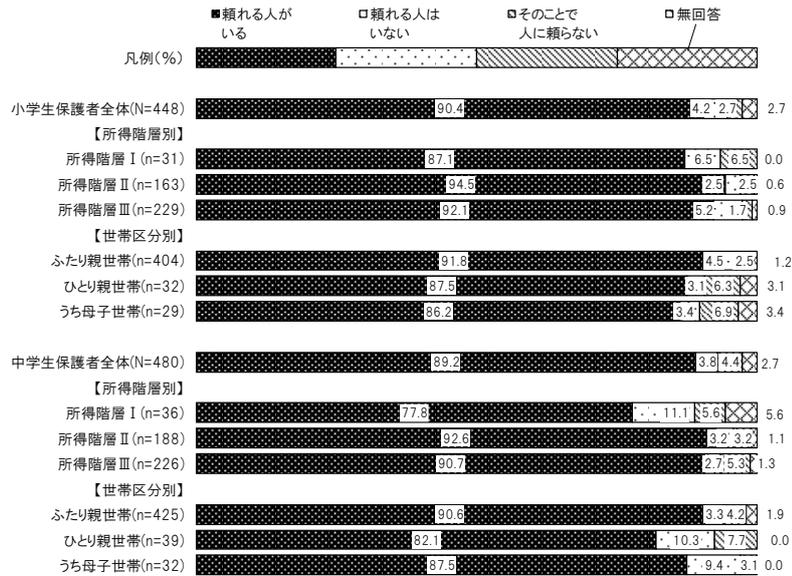
⑤ 頼れる人の有無

ア 子育てに関する相談について頼れる人の有無

小学生保護者全体及び中学生保護者全体では、「頼れる人がいる」の割合が約9割となっています。

小学生保護者については、所得階層別及び世帯区分別による大きな差は見られません。

中学生保護者については、「所得階層Ⅰ」及び「ひとり親世帯」で「頼れる人がいる」の割合が他の所得階層や「ふたり親世帯」に比べて低くなっています。

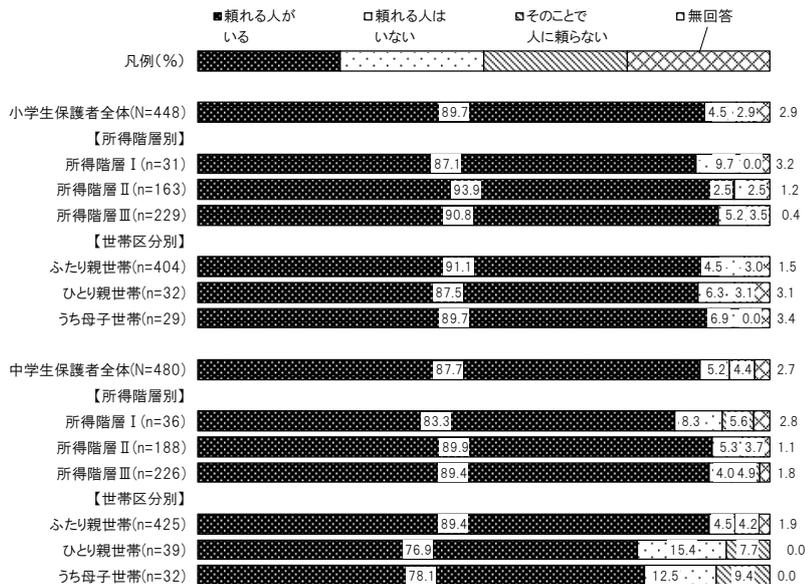


イ 重要な事柄の相談について頼れる人の有無

小学生保護者全体及び中学生保護者全体では、「頼れる人がいる」の割合が約9割となっています。

小学生保護者については、所得階層別及び世帯区分別による大きな差は見られません。

中学生保護者については、「ひとり親世帯」及び「うち母子世帯」で「頼れる人がいる」の割合が「ふたり親世帯」に比べて低くなっています。

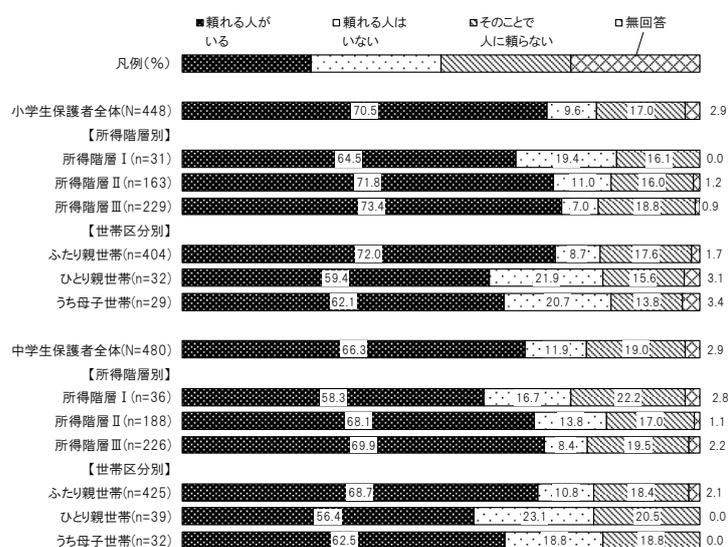


ウ いざというときのお金の援助について頼れる人の有無

小学生保護者全体及び中学生保護者全体では、「頼れる人がいる」の割合が約7割となっていますが、「頼れる人はいない」が約1割、「そのことで人に頼らない」が2割弱となっています。

小学生保護者については、所得階層別では所得が低くなるほど「頼れる人はいない」の割合が高くなっています。世帯区分別では「ひとり親世帯」及び「うち母子世帯」で「頼れる人はいない」の割合が「ふたり親世帯」に比べて高くなっています。

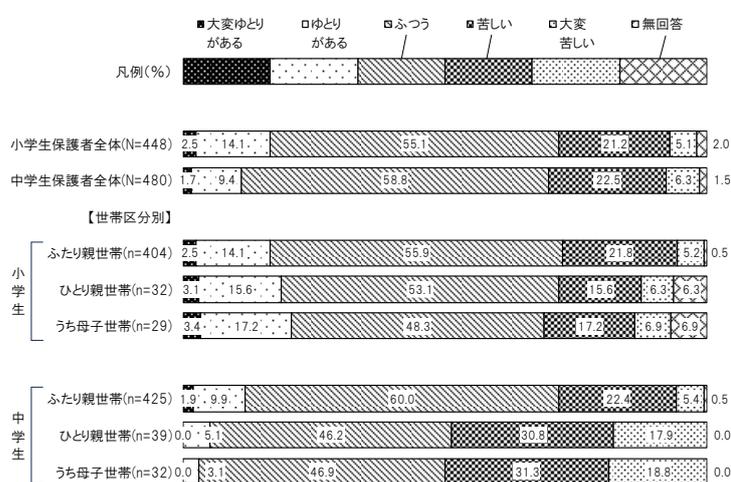
中学生保護者については、所得階層別では小学生と同様に、所得が低くなるほど「頼れる人はいない」の割合が高くなっています。世帯区分別では「ひとり親世帯」及び「うち母子世帯」で「頼れる人はいない」の割合が「ふたり親世帯」に比べて高くなっています。



⑥ 現在の暮らしの状況

現在の暮らしの状況については、小学生保護者全体及び中学生保護者全体では「ふつう」の割合が半数以上と最も高くなっていますが、『苦しい』（「苦しい」と「大変苦しい」の合計）は小学生保護者全体で26.3%、中学生保護者全体で28.8%となっています。

世帯区分別でみると『苦しい』の割合は、中学生保護者の「ふたり親世帯」では27.8%となっていますが、「ひとり親世帯」で48.7%、「うち母子世帯」で50.1%となっています。

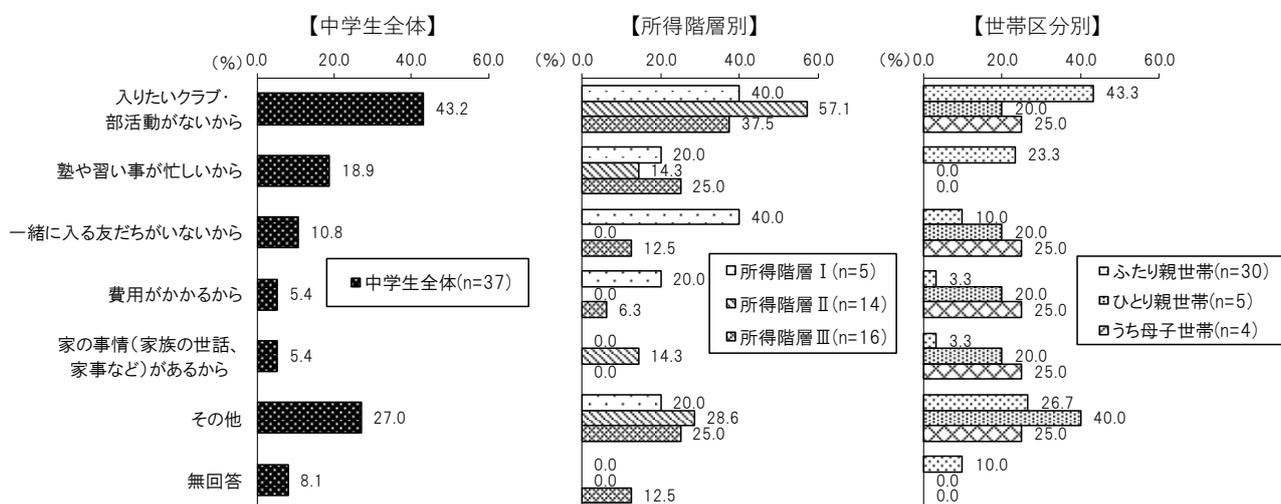


⑦ 【中学生のみ】地域のスポーツクラブ・学校の部活動等に参加していない理由

地域のスポーツクラブ・学校の部活動等に参加していない理由について、中学生全体では「入りたいクラブ・部活動がないから」の割合が43.2%と最も高く、次いで「塾や習い事が忙しいから」(18.9%)、「一緒に入る友だちがいないから」(10.8%)の順となっています。

所得階層別では、「所得階層Ⅰ」で「一緒に入る友だちがいないから」及び「費用がかかるから」、「所得階層Ⅱ」で「入りたいクラブ・部活動がないから」及び「家の事情(家族の世話、家事など)があるから」、「所得階層Ⅲ」で「塾や習い事が忙しいから」の割合がそれぞれ他の所得階層に比べて高くなっています。

世帯区分別では、「ふたり親世帯」で「入りたいクラブ・部活動がないから」及び「塾や習い事が忙しいから」の割合が「ひとり親世帯」及び「うち母子世帯」に比べて高くなっており、「ひとり親世帯」及び「うち母子世帯」では「一緒に入る友だちがいないから」、「費用がかかるから」及び「家の事情(家族の世話、家事など)があるから」の割合が「ふたり親世帯」に比べて高くなっています。

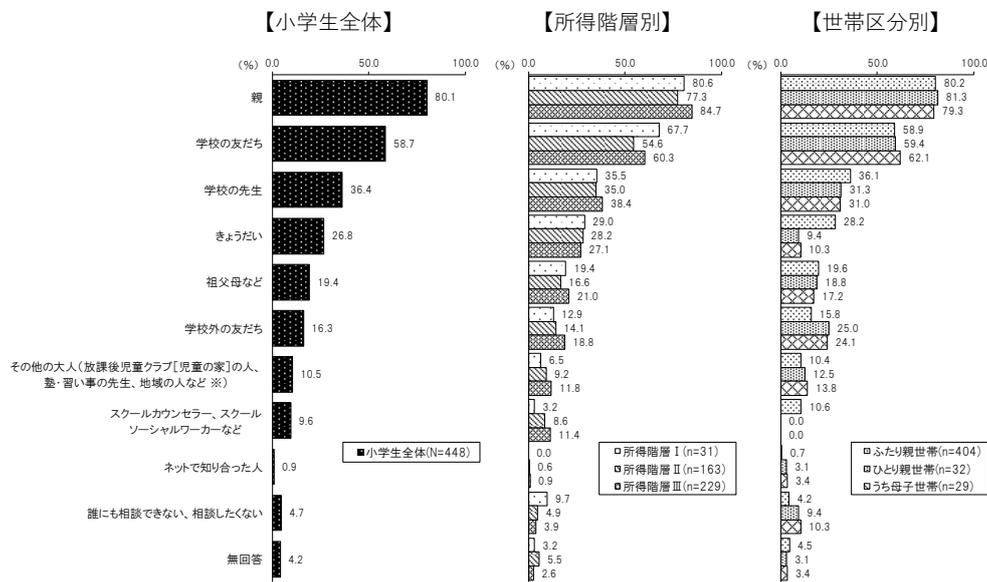


⑧ 子どもが相談する相手

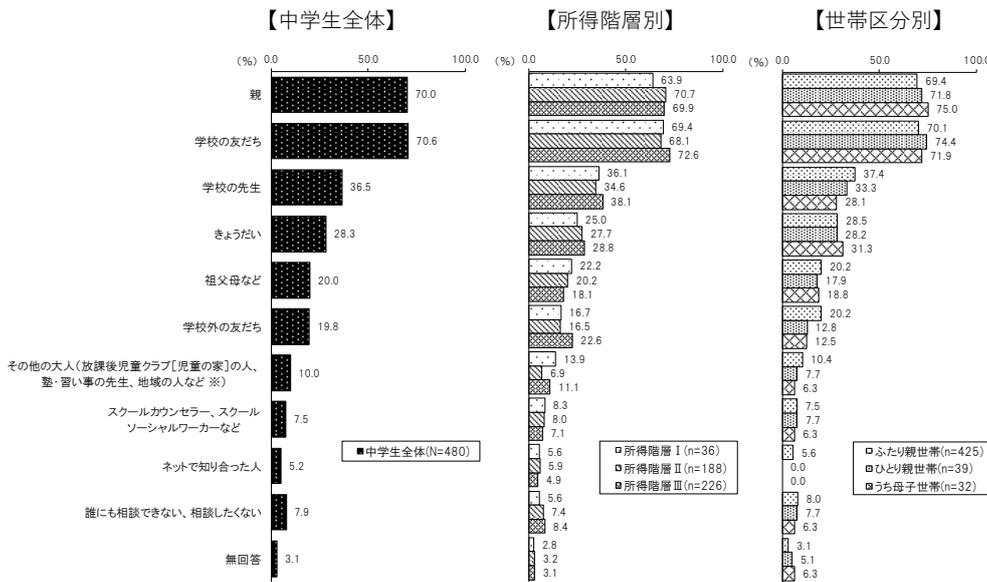
困っていることや悩みごとの相談先について、小学生全体では「親」(80.1%)、「学校の友だち」(58.7%)、「学校の先生」(36.4%)の順となっていますが、中学生全体では「学校の友だち」(70.6%)、「親」(70.0%)、「学校の先生」(36.5%)の順となっています。

小学生について、所得階層別では全ての所得階層で「親」の割合が最も高くなっています。世帯区分別では、「ふたり親世帯」で「きょうだい」の割合が「ひとり親世帯」及び「うち母子世帯」に比べて高くなっています。また、「ひとり親世帯」及び「うち母子世帯」では「学校外の友だち」が「ふたり親世帯」に比べて高くなっています。

中学生について、所得階層別では「所得階層Ⅲ」で「学校外の友だち」の割合が他の所得階層に比べてやや高くなっています。世帯区分別では大きな差は見られません。



※：中学生の選択肢は「その他の大人（塾・習い事の先生、地域の人など）」

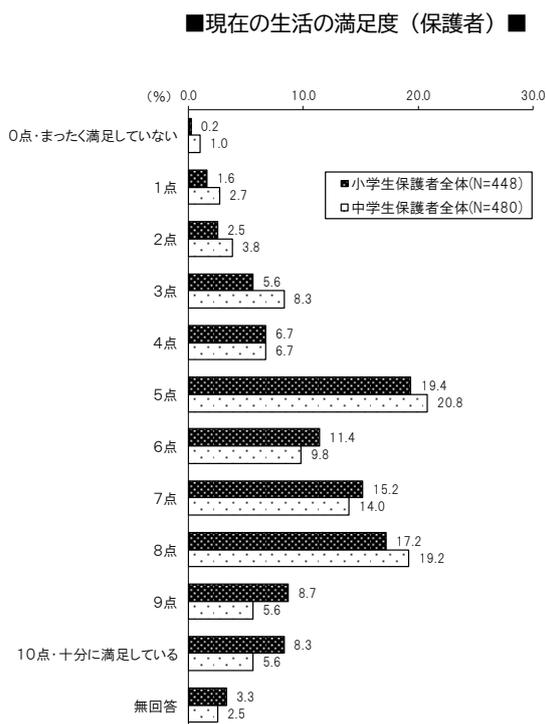


※：中学生の選択肢は「その他の大人（塾・習い事の先生、地域の人など）」

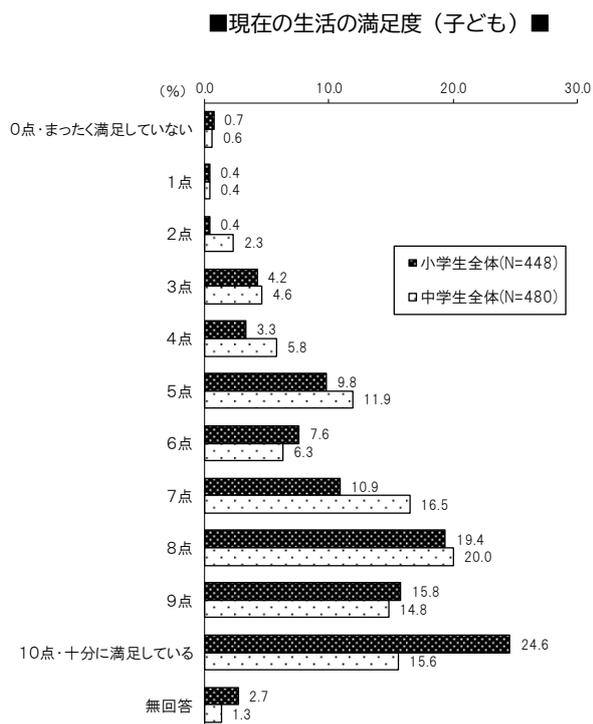
⑨ 現在の生活の満足度

現在の生活の満足度について、小学生保護者及び中学生保護者共に「5点」の割合が最も高く、次いで「8点」、「7点」の順となっています。平均点は小学生保護者が6.42点、中学生保護者が5.98点となっており、小学生保護者の平均点は中学生保護者に比べて高くなっています。

小学生では「10点・十分に満足している」の割合が最も高く、次いで「8点」、「9点」の順となっています。中学生では「8点」、「7点」、「10点・十分に満足している」の順となっています。小学生の平均点は7.63点、中学生は7.12点となっています。



保護者	平均(点)
小学生保護者全体(N=448)	6.42
中学生保護者全体(N=480)	5.98

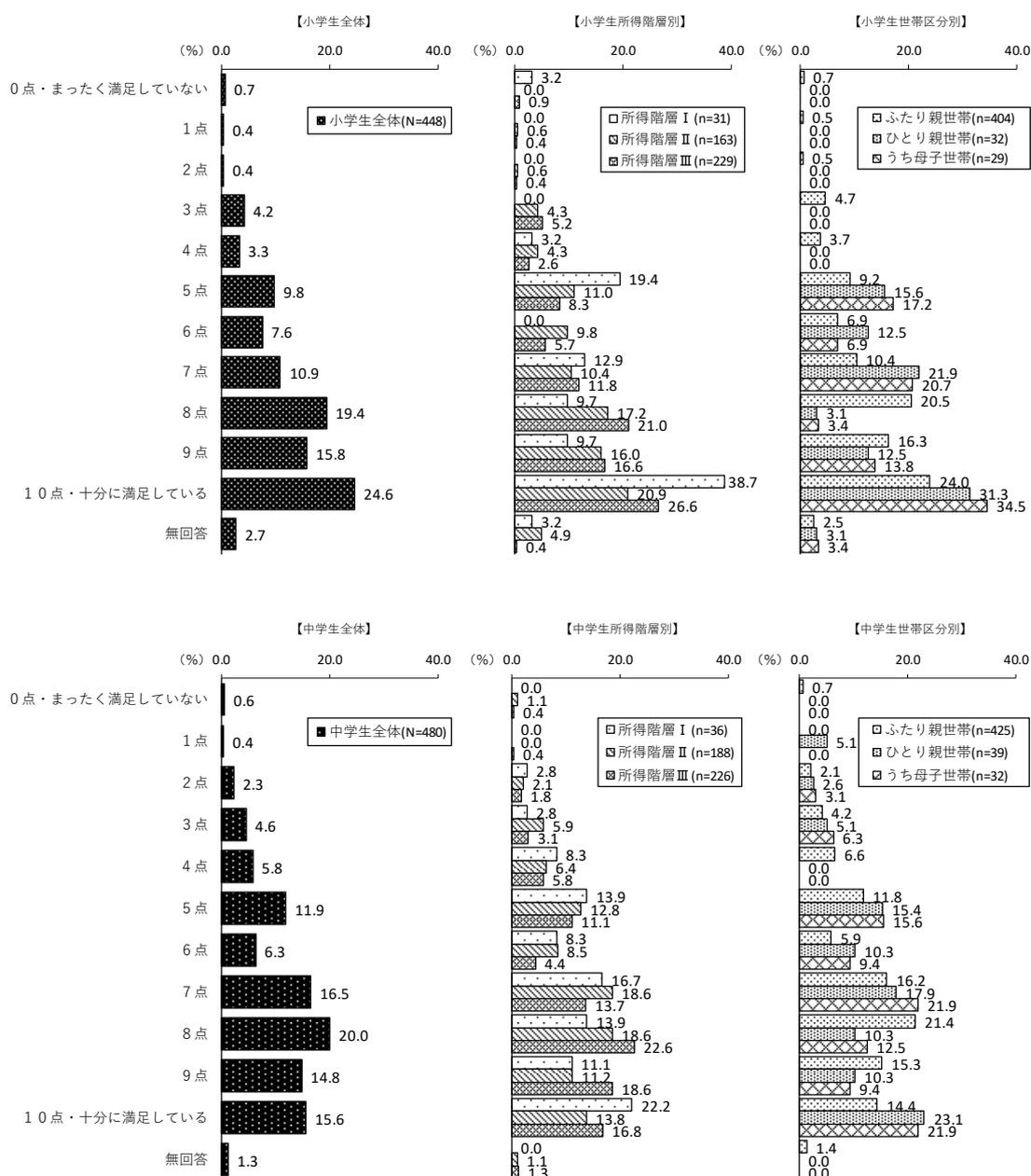


子ども	平均(点)
小学生全体(N=448)	7.63
中学生全体(N=480)	7.12

ア 子どもの現在の生活の満足度

小学生について、全体では「10点・十分に満足している」の割合が最も高くなっています。所得階層別では全ての所得階層で「10点・十分に満足している」の割合が最も高くなっていますが、特に「所得階層Ⅰ」で「10点・十分に満足している」の割合が高くなっています。世帯区分別でも全ての世帯で「10点・十分に満足している」の割合が最も高くなっており、特に「ひとり親世帯」で「10点・十分に満足している」の割合が「ふたり親世帯」に比べて高くなっています。

中学生について、全体では「8点」の割合が最も高くなっています。所得階層別では「所得階層Ⅰ」で「10点・十分に満足している」、「所得階層Ⅱ」で「8点」及び「7点」、「所得階層Ⅲ」で「8点」の割合がそれぞれ最も高くなっています。世帯区分別では、「ふたり親世帯」で「8点」、「ひとり親世帯」で「10点・十分に満足している」、「うち母子世帯」で「10点・十分に満足している」及び「7点」の割合がそれぞれ最も高くなっています。

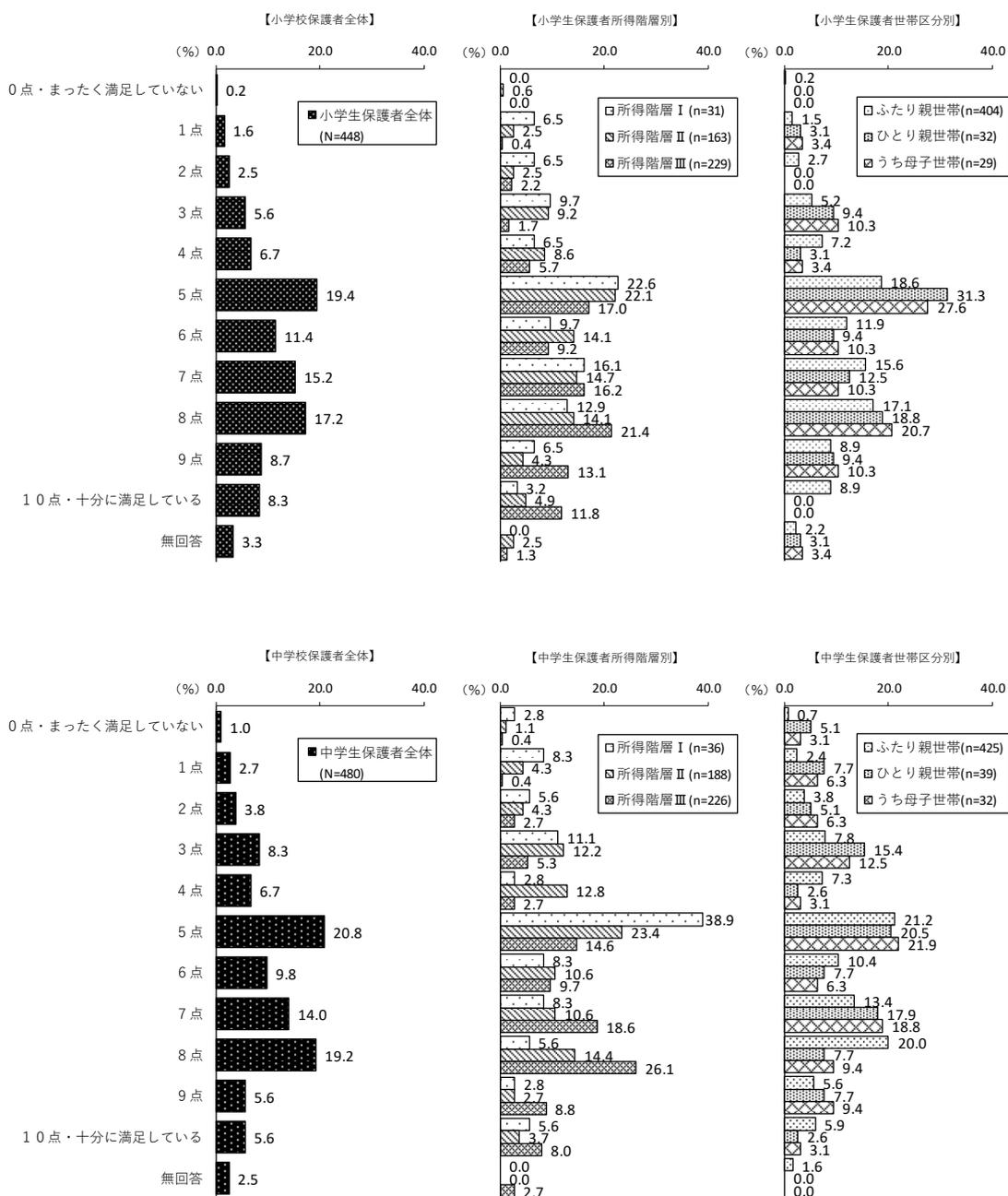


イ 保護者の現在の生活の満足度

生活の満足度について、小学生保護者全体及び中学生保護者全体では「5点」、「8点」、「7点」の順となっています。平均点は小学生保護者全体が 6.42点、中学生保護者全体が 5.98点となっており、小学生保護者全体の平均点は中学生保護者全体に比べて高くなっています。

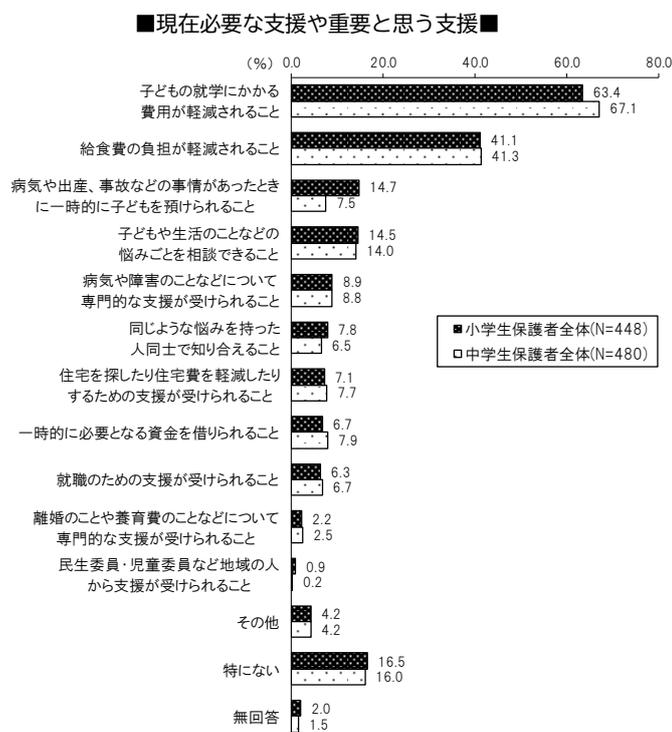
小学生保護者について、所得階層別では、「所得階層Ⅲ」で「8点」、「9点」、「10点・十分に満足している」の割合が他の所得階層に比べて高くなっています。世帯区分別では、「ひとり親世帯」及び「うち母子世帯」で「5点」の割合が「ふたり親世帯」に比べて高くなっています。

中学生保護者について、所得階層別では、「所得階層Ⅰ」で「5点」、「所得階層Ⅱ」で「4点」、「所得階層Ⅲ」で「8点」の割合がそれぞれ他の所得階層に比べて高くなっています。世帯区分別では、「ふたり親世帯」で「8点」の割合が「ひとり親世帯」及び「うち母子世帯」に比べて高くなっています。



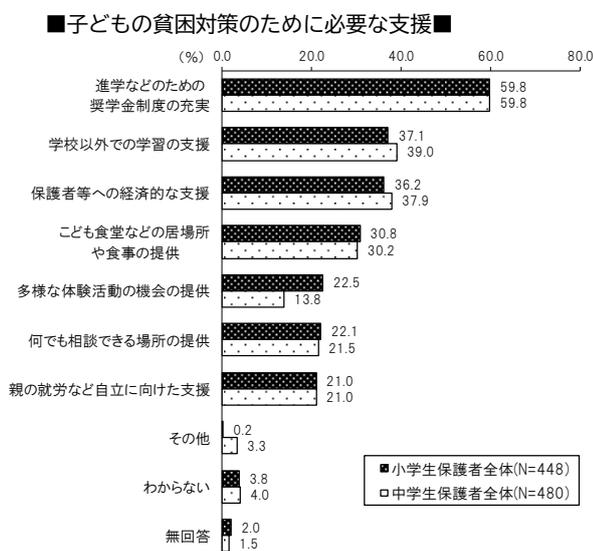
⑩ 現在必要な支援や重要と思う支援

現在必要な支援や重要と思う支援について、小学生保護者及び中学生保護者共に「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が最も高く、次いで「給食費の負担が軽減されること」の順となっていますが、3番目は、小学生保護者では「病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること」、中学生保護者では「子どもや生活のことなどの悩みごとを相談できること」となっています。



⑪ 子どもの貧困対策のために必要な支援

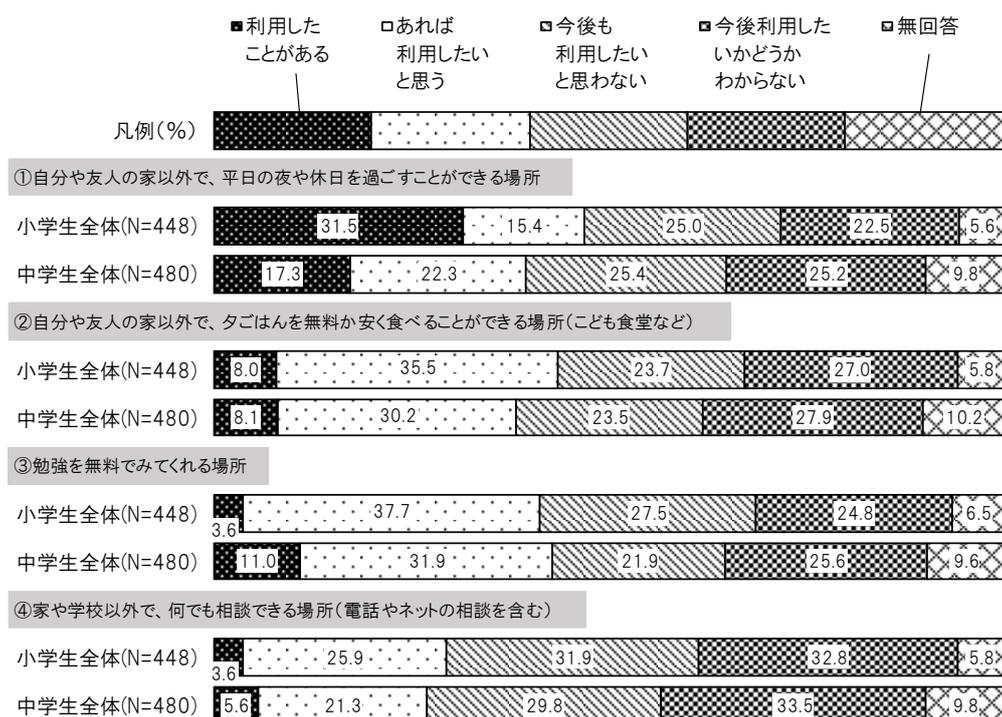
子どもの貧困対策のために必要な支援について、小学生保護者及び中学生保護者共に「進学などのための奨学金制度の充実」の割合が最も高く、次いで「学校以外での学習の支援」、「保護者等への経済的な支援」の順となっています。



⑫ 子どもが利用したことがある支援場所や利用したい支援場所について

支援場所について、「利用したことがある」と回答した割合は、小学生及び中学生共に「①自分や友人の家以外で、平日の夜や休日を過ごすことができる場所」が最も高くなっています。

「あれば利用したい」と回答した割合は、小学生で「③勉強を無料でみてくれる場所」、「②自分や友人の家以外で、夕ごはんを無料か安く食べることができる場所(こども食堂など)」、「④家や学校以外で、何でも相談できる場所(電話やネットの相談を含む)」の順となっています。中学生では「③勉強を無料でみてくれる場所」、「②自分や友人の家以外で、夕ごはんを無料か安く食べることができる場所(こども食堂など)」、「①自分や友人の家以外で、平日の夜や休日を過ごすことができる場所」の順となっています。



(3)こどもの居場所調査

本調査は、子どもの放課後の居場所について、現状と希望を把握することを目的として実施しました。

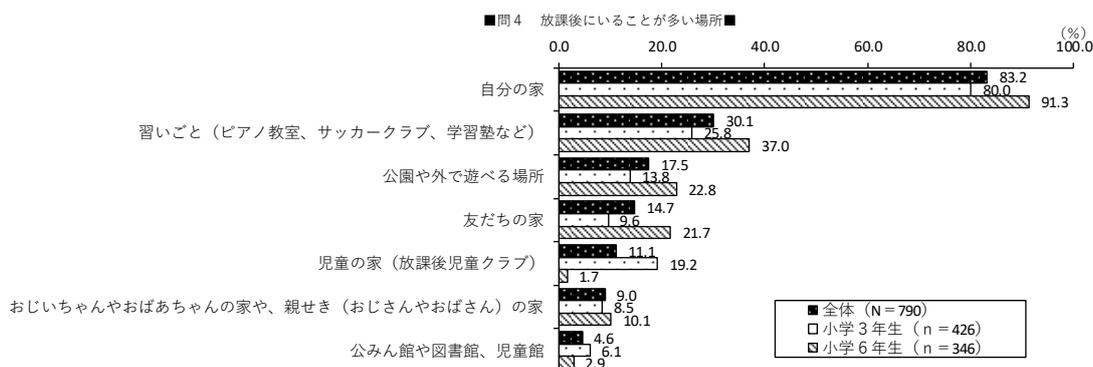
① 調査の概要

1 調査名称	放課後の居場所アンケート
2 調査対象	小学3年生及び小学6年生児童
3 調査方法	Webでの調査
4 調査時期	令和6年(2024年)12月
5 回答数	790件(小学3年生 426件、小学6年生 346件、学年無回答 18件)

② 主な調査結果

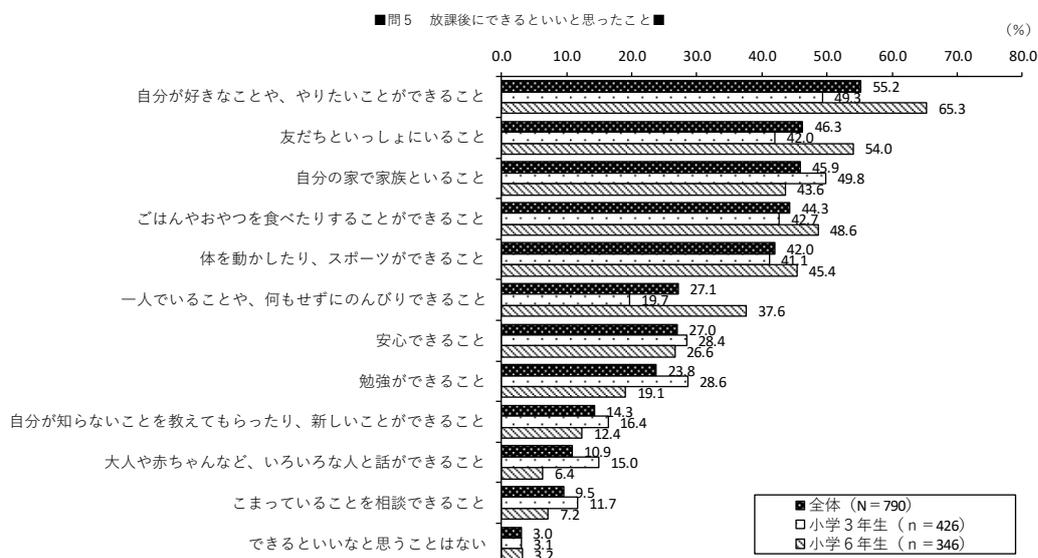
ア 放課後にいることが多い場所について

小学3年生、小学6年生のいずれの学年でも「自分の家」の割合が最も高くなっていますが、小学3年生では「児童の家(放課後児童クラブ)」、小学6年生では「友だちの家」が他の学年に比べて高くなっています。



イ 放課後にできるといいと思ったことについて

小学6年生では「自分が好きなことや、やりたいことができること」の割合が最も高くなっていますが、小学3年生では「自分の家で家族といること」が最も高くなっています。



4 下松市第2期子ども・子育て支援事業計画の取組状況

(1)教育・保育事業の提供体制

教育・保育事業の提供体制について、令和6年度(2024年度)の実績で、1号認定では需要量の見込み以上に実際の需要量が減少していることから、供給量は確保できています。また、2号認定では需要量に対する供給量は確保できていますが、3号認定では1歳児クラスにおいて年度初めに待機児童が発生しています。

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		教育	保育		教育	保育		教育	保育	
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳
計 画	①需要量の見込み	840	669	589	833	664	585	824	657	578
	②供給量(確保の方策)	840	705	528	840	705	537	840	695	556
	特定教育・保育施設	840	705	429	840	705	438	840	695	438
	特定地域型保育	0	0	99	0	0	99	0	0	118
実 績	③実績	840	705	496	785	705	439	771	717	441
	特定教育・保育施設	840	705	439	785	705	439	771	717	441
	地域型保育事業	0	0	57	0	0	76	0	0	76
	③-②=	0	0	-32	-55	0	-98	-69	22	-115

(単位：人)

		令和5年度			令和6年度		
		教育	保育		教育	保育	
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳
計 画	①需要量の見込み	812	648	570	777	623	547
	②供給量(確保の方策)	840	684	571	800	684	571
	特定教育・保育施設	840	684	453	800	684	453
	特定地域型保育	0	0	118	0	0	118
実 績	③実績	746	717	441	712	735	457
	特定教育・保育施設	746	717	441	712	735	457
	地域型保育事業	0	0	76	0	0	95
	③-②=	-94	33	-130	-88	51	-114

(2)地域子ども・子育て支援事業の提供体制

① 利用者支援事業

利用者支援事業については、こども未来課窓口、子育て世代包括支援センター「ハピスタくだまつ」に利用者支援員等を配置し、窓口及び電話等による相談支援を行っており、個々の相談状況に応じ、的確に対応しています。

(単位：箇所数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	①需要量の見込み	各1か所	各1か所	各1か所	各1か所	各1か所
	②供給量（確保の方策）	各1か所	各1か所	各1か所	各1か所	各1か所
	②－①＝	0	0	0	0	0
実 績	③実績	各1か所	各1か所	各1か所	各1か所	各1か所
	③－②＝	0	0	0	0	0

② 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業について利用実績は増加していますが、実績通りの供給量が確保できていません。

(単位：人日/月)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	①需要量の見込み	4,318	4,138	4,067	4,011	3,967
	②供給量（確保の方策）	4,318	4,138	4,067	4,011	3,967
	②－①＝	0	0	0	0	0
実 績	③実績	2,314	2,630	2,663	2,996	3,000
	③－②＝	-2,004	-1,508	-1,404	-1,015	-967

③ 妊婦健康診査事業

妊婦一般健康診査について、母子健康手帳交付時や、保健師・保健推進員の家庭訪問時等で受診勧奨を行っています。令和5年度(2023年度)では前期100%、後期は約90%となっています。

(単位：人回/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	①需要量の見込み	540	540	540	540	540
	②供給量（確保の方策）	540	540	540	540	540
	②－①＝	0	0	0	0	0
実 績	③実績	475	481	439	479	470
	③－②＝	-65	-59	-101	-61	-70

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位：人／年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	①需要量の見込み	540	540	540	540	540
	②供給量（確保の方策）	540	540	540	540	540
	②－①＝	0	0	0	0	0
実 績	③実績	321	490	445	446	460
	③－②＝	-219	-50	-95	-94	-80

⑤ 養育支援訪問事業

保健師等による家庭訪問や育児相談を通して、育児不安がある等のケースに対し訪問による養育支援を実施しており、個々の状況に応じて、産後ケア事業や産前・産後サポート事業等を紹介し、育児不安の解消に努めています。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	①需要量の見込み	70	70	70	70	70
	②供給量（確保の方策）	70	70	70	70	70
	②－①＝	0	0	0	0	0
実 績	③実績	51	23	48	17	50
	③－②＝	-19	-47	-22	-53	-20

⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

子育て短期支援事業(ショートステイ)については、需要量の見込みを上回る実績となっています。

(単位：人日／年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	①需要量の見込み	11	11	11	11	11
	②供給量（確保の方策）	11	11	11	11	11
	②－①＝	0	0	0	0	0
実 績	③実績	0	24	47	15	40
	③－②＝	-11	13	36	4	29

⑦ ファミリーサポートセンター(子育て援助活動支援事業)

ファミリーサポートセンター(子育て援助活動支援事業)については、低学年及び高学年共に供給量(確保の方策)に比べて実績が少なくなっています。

(単位：人日/週)

低学年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	①需要量の見込み	33	34	33	33	33
	②供給量(確保の方策)	33	34	33	33	33
	②-①=	0	0	0	0	0
実 績	③実績	5	10	13	13	13
	③-②=	-28	-24	-20	-20	-20

(単位：人日/週)

高学年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	①需要量の見込み	27	26	26	25	25
	②供給量(確保の方策)	27	26	26	25	25
	②-①=	0	0	0	0	0
実 績	③実績	4	8	9	10	10
	③-②=	-23	-18	-17	-15	-15

⑧-1 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)1号認定、2号認定で幼稚園希望

市内の全ての幼稚園が新制度に移行しており、幼稚園での預かり保育については、需要量に対する実施が可能となっています。

⑧-2 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外)

一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外)については、令和6年度(2024年度)は、ほぼ供給量(確保の方策)通りの実績が見込まれます。

(単位：人/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	①需要量の見込み	6,944	6,461	6,213	5,989	5,621
	②供給量(確保の方策)	3,600	3,600	3,600	6,000	6,000
	②-①=	-3,344	-2,861	-2,613	11	379
実 績	③実績	5,436	6,622	7,812	4,674	6,000
	③-②=	1,836	3,022	4,212	-1,326	0

⑨ 時間外保育事業(延長保育)

延長保育事業については、供給量(確保の方策)の半分程度の実績となっており、確保できています。

(単位：人/日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	①需要量の見込み	578	564	556	548	534
	②供給量(確保の方策)	1,233	1,242	1,251	1,255	1,255
	②-①=	655	678	695	707	721
実 績	③実績	558	588	605	615	620
	③-②=	-675	-654	-646	-640	-635

⑩ 病児保育事業

病児保育事業については、令和5年度(2023年度)及び令和6年度(2024年度)は、ほぼ供給量(確保の方策)通りの実績が見込まれます。また、看護師により、市内保育園・幼稚園の定期訪問等を行い、感染症等の予防を啓発しました。(令和5年度(2023年度)は保育園10園、小規模保育園3園、幼稚園2園、認定こども園2園及び認可外保育施設2か所で実施)

(単位：人日/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	①需要量の見込み	915	893	880	868	845
	②供給量(確保の方策)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	②-①=	85	107	120	132	155
実 績	③実績	398	435	601	1,045	1,000
	③-②=	-602	-565	-399	45	0

⑪ 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブ(児童の家)について、放課後児童支援員等の資質向上を図るとともに、多様なニーズに対応するため、民間事業者による児童の家の運營業務委託を開始しました。令和6年度(2024年度)現在、18クラブで実施しています。

(単位：人／年)

低学年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	①需要量の見込み	704	721	702	702	697
	②供給量(確保の方策)	672	706	740	740	740
	②-①=	-32	-15	38	38	43
実 績	③実績	609	609	626	626	626
	③-②=	-63	-97	-114	-114	-114

(単位：人／年)

高学年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	①需要量の見込み	139	136	137	129	132
	②供給量(確保の方策)	128	134	140	140	140
	②-①=	-11	-2	3	11	8
実 績	③実績	116	116	119	119	119
	③-②=	-12	-18	-21	-21	-21

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、今後、国の指針等に基づき検討していきます。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、今後、国の指針等に基づき検討していきます。

5 第3期に向けての課題のまとめ

(1)「基本施策1 社会や家庭における子育て意識の啓発」関連主要課題

① 子育てに関する社会全体の意識喚起

- 子育てに関する啓発活動については、市広報及び市ホームページでの情報提供の充実を図るとともに、「くだまる子育て応援アプリ（母子モ）」の周知と活用を図る必要があります。

② 家庭における子育て意識の高揚

- 固定的な性別役割分担意識や、男女間の暴力防止、男性の育児参加など解消されていない課題があるため、第6次下松市男女共同参画プランに基づき、女性活躍推進、DV防止対策に関する事業も含め、多様な分野において男女共同参画をより一層推進するための取組を行う必要があります。
- 父親の育児参加が進む状況によりプレママ・パパクラスなどの育児講座においても、父親支援について強化する等、実施方法や実施内容を検討する必要があります。

③ 次代の親の育成

- ジュニアボランティア養成事業における助成金については、用途や活動内容に合わせて必要額の助成を検討する必要があります。
- 子どもセンター事業として星の子ネット情報誌「ねえ」の発行については、子どもの学びや成長に役立つ内容となるよう内容の充実と発信方法について検討していく必要があります。
- 子どもたちのふるさとづくりの醸成のための取組については、参加人数を増やすための啓発活動や工夫を行い、高齢化し減少しつつある伝統文化・芸能の担い手や指導者を育成・確保する必要があります。

(2)「基本施策2 母子保健施策の充実」関連主要課題

① 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

- 妊婦一般健康診査、妊婦歯科健康診査、乳幼児健康診査について、受診率の維持・向上のために、受診勧奨や実施体制の充実を図る必要があります。
- むし歯予防教室については、歯科専門機関に委託して実施するとともに、参加できない園に関しては、歯科衛生士の派遣や歯ブラシ等啓発用品の配布を行いました。実施方法を検討し継続実施する必要があります。
- 利用者支援事業(こども家庭センター型)については、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援を実施するために、関係機関との連携を取りながら支援する必要があります。
- 産前・産後サポート事業については、安心して子育てができるように、分かりやすい情報提供やサロン参加者同士の交流支援、更に父親に対しての支援についても取り組む必要があります。サポーター派遣事業においては、事業周知に努める必要があります。

② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

- 学校保健や関係機関と地域保健の連携については、養護教諭や学校関係者、医療関係者等との連携を図り、生命の尊さや性に関する正しい知識、プレコンセプションケアの普及に努める必要があります。
- 子どもの発達段階に応じた食育の推進については、小・中一貫した食育の啓発を図るために、「下松市子どもの食育を進めるキャッチフレーズ」の普及に努める必要があります。

③ 子どもが健やかに育つための地域づくり

- 保健推進員による妊婦・乳幼児家庭訪問については、妊婦・2か月児・2歳児の全家庭の訪問を継続実施する必要があります。
- 保健推進員によるこんにちは赤ちゃん事業については、保健推進員の知識習得や訪問技術の向上のための研修を実施する必要があります。
- 保健推進員による子育ての集いについては、実施方法を検討し継続実施する必要があります。

④ 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

- 年中児すくすく子育て相談会(5歳児発達相談)については、実施方法を検討し継続実施する必要があります。

⑤ 妊娠期からの児童虐待防止対策

- 妊娠期からの切れ目のない予防的な関わりを強化する必要があります。

(3)「基本施策3 行政による子育て支援」関連主要課題

① 子育て情報の提供・子育て相談の強化

- 相談事業については、妊娠期から出産・子育てまで多様なニーズに対応できる総合相談窓口としてこども家庭センターや地域で身近に相談できる相談機関の整備に努める必要があります。

② 経済的支援の充実

- 認可外保育施設利用者への支援については、対象者がいなかったことから、単市補助事業の継続の可否を検討する必要があります。

③ 関係機関の連携強化

- 子育てに関する庁内間の連携については、総合計画との整合性について調整を図るとともに、引き続き庁内の関係部署との連携を図る必要があります。
- 青少年育成協議会の活動については、今後も市と市青少年育成協議会が連携し、「青少年を守る店」運動を展開していくとともに、子どもを取り巻く環境について情報の共有を行っていく必要があります。

(4)「基本施策4 地域による子育て支援」関連主要課題

① 各種団体による地域活動の充実・支援

- 家庭教育支援チームによる支援については、既存の家庭教育支援チームの活動や新たなチームの立ち上げに対して継続的に支援する必要があります。
- 子ども食堂など地域で活動する団体を支援し、子どもにとって安心できる居場所づくりを推進する必要があります。

② 子育てサークルなどのネットワーク化

- 子育てサークルについては、継続した支援が必要です。

(5)「基本施策5 子育てと仕事の両立支援」関連主要課題

① 多様な保育ニーズへの対応

- 特別保育については、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育事業(延長保育、休日保育、一時預かり、障害児保育)の充実に努める必要があります。
- 教育・保育施設等に携わる職員研修については、専門研修等の実施支援などにより、保育技術や教育・保育内容の向上を図る必要があります。
- ファミリーサポートセンターの利用促進については、利用者数、会員の増加を図るため、PR活動を強化する必要があります。

② 子育て支援施設の機能強化

- 幼稚園の認定こども園への移行については、引き続き幼稚園が認定こども園化できるよう、各園へ働きかけを行う必要があります。
- 保育園の適正な定員の確保については、引き続き、待機児童がゼロとなるよう保育ニーズに合わせた適正な定員の確保に努める必要があります。
- 地域子育て支援センターの機能強化については、こども家庭センターとの更なる連携を図り、まちかどネウボラの活動を充実させる必要があります。
- 児童館活動については、利用者数等を勘案し、今後の事業の在り方について検討する必要があります。
- 一時預かり事業の充実については、より良いサービスの提供のため、質の向上に努める必要があります。

③ 放課後児童クラブ(児童の家)の充実

- 放課後児童クラブ(児童の家)の施設整備については、利用者が増加する長期休暇中の利用状況を踏まえながら、小学校の余裕教室や公共施設等の活用を検討していく必要があります。
- 放課後児童クラブ(児童の家)の活動については、保護者からのニーズだけではなく、支援員体制等を踏まえながら、更なる開所時間の延長を検討していく必要があります。
- 放課後児童クラブ(児童の家)の運営については、教育委員会等関係部署と連携を図り、児童の家の安全安心な運営ができるように取組を進めていく必要があります。

④ ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し

- ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発については、セミナーの開催や市内企業の訪問時にパンフレット等による説明や他事業での案内にパンフレット等を同封するにより事業所、男性、女性に学習機会の提供を行うほか、広報等による啓発を図る必要があります。
- 継続就労可能な職場環境の整備のための働きかけについては、引き続き、様々な機会をとらえて啓発を行う必要があります。
- 女性の再就職のための支援については、引き続き、様々な機会をとらえて啓発を行う必要があります。
- 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援について、婚活事業では引き続き、事業実施主体となる県、民間団体と連携し、イベントの後援や広報活動を通じて支援に取り組む必要があります。また、県、民間団体と共に、より効果的な支援策を検討した上で、相談窓口を開設する必要があります。

(6)「基本施策6 安心して子育てができる生活環境の整備」関連主要課題

① 良質な生活環境の整備

- 不特定多数の市民が利用する市有施設について、誰もが安全かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を行う必要があります。

② 学校等の教育環境の整備

- 「生きる力」を育む教育の充実について、下松市教育研究所員集会では講師による受け身の研修が続いているため、研究員による主体的な研修を実施する必要があります。
- 校庭の開放等による子どもの健全な活動の場の提供については、長寿命化改修やLED化を計画的に行い安全安心な環境を整える必要があります。
- 教育相談、不登校児童生徒支援事業について、市スクールカウンセラー配置時間では一人ひとりの児童生徒にきめ細やかに対応するためにも、他の関係機関との連携をより強固なものにしていく必要があります。
- こころサポーターについては、配置校の拡大や配置時間の増加等を進めていく必要があります。
- 市教育支援センターについて、児童生徒や保護者のニーズに合わせた支援、家庭や学校への訪問支援の充実を図っていく必要があります。
- 地域とともにある学校づくりの推進について、中学校区毎の小中合同の学校運営協議会の開催では、児童生徒、教職員、地域・保護者の参画・当事者意識の向上やコミュニティ・スクールの取組と地域学校協働活動等との一体的で持続可能な取組を推進する必要があります。
- 学校地域連携カリキュラムの活用及び見直しについて、各種会合で、学校地域連携カリキュラムの関係者間の共有や活用、見直しの状況等について検証を進める必要があります。また、児童生徒が自ら学校地域連携カリキュラムの見直しに関わる仕組みづくりに取り組む必要があります。
- 地域未来塾の推進については、事業がボランティアの協力により成り立っているため、継続的に人材を確保する必要があります。

③ 安全・安心なまちづくりの推進

- 青少年の非行防止に対する啓発活動については、今後も市青少年育成協議会と連携し、「青少年を守る店」運動を展開していく必要があります。
- 子どもが犯罪等に巻き込まれない環境づくりについて、防犯ボランティアでは責任者や隊員の高齢化等により防犯パトロール隊の活動継続が難しくなっていることから、公民館との連携を強化し、活動状況の把握や適切な支援を行うことで、隊員確保及び活動の活性化を図る必要があります。
- 隊員の負担の少ない「ながらパトロール」の推進や地元企業によるパトロール隊を募集することで、既存パトロール隊の機能を補完し、地域防犯力の向上を図る必要があります。

④ 特別な支援が必要な児童等への対策推進

- 児童虐待防止対策では、子育てに困難を抱える家庭や子どものSOSをできる限り早期に把握し、困難を解消するよう支援を行う必要があります。
- 障害児施策の充実の一環として、知的障害児・者等の社会参加の促進を図るため、段階的に「スマイルクラブ」活動を再開し、ボランティアや参加者等への周知を強化する必要があります。
- 子育てと仕事を一人で担うひとり親家庭は、就業や収入、子どもの養育等の面で様々な困難を抱えていることから、ひとり親家庭の自立と子育て支援が必要です。
- 子どもの貧困は経済的な面だけでなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。子どもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、国、県や関係機関と連携して計画的に取り組む必要があります。
- ヤングケアラーは、令和6年(2024年)6月に改正された「子ども・若者育成支援推進法」で新たに支援対象に追加されました。ヤングケアラーの早期発見・支援につなげる取組が求められています。

第3章 計画の基本的方向

1 計画の理念及び目標

本市で安心して子どもを産み育てられるまちづくりを、家庭・地域・行政で支えあいながら推進していくこと、心も体も健全で、人を思いやることのできる優しい子どもたちを育てるため、教育・保育の質の向上を目指すことは不変であり、第3期計画においても、継承することとします。

基本理念

**安心☆優しさ☆支えあい
☆子育て三つ星シティ くだまつ**

基本目標

- ◆ライフステージに合わせた切れ目のない支援による、安心の仕組みづくり
- ◆優しい気持ちで「親育ち・子育て」ができるまちづくり
- ◆地域社会全体で子育てを支えあう環境づくり

2 計画の基本的な視点

【視点1 子どもの視点】

○子どもの権利及び利益を尊重するとともに、“子どもを大事にするまちづくり”を進め、次代を育む親として、心の優しい思いやりのある子どもに育っていくことを目指す視点。

【視点2 子育て家庭の視点】

○子育てに対する親の誇りと自覚を高め、男女が共同して子育てを行うとともに、家庭における養育力の向上を図るため、気軽に参加できる学習会の開催等子育て環境の整備を目指す視点。

【視点3 子育て支援サービスの利用者の視点】

○子育てと仕事の両立を支援し、多様なニーズに対し柔軟できめ細かな子育て支援サービスを実施するとともに、子育て支援サービスに関する情報の周知を図り、利用者の利便性の向上を目指す視点。

【視点4 地域社会全体による支援の視点】

○“子どもは地域の宝”という認識のもと、地域社会全体で子育てを支援していく意識を高めるため、地域における人材の掘り起こしや公共施設等の積極的な活用を目指す視点。

【視点5 仕事と生活の調和実現の視点】

○働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を社会全体の運動とし、国・自治体や企業を始めとする関係者が連携して地域の実情に応じた展開を図る視点。

【視点6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点】

○「結婚・妊娠・出産・育児」の切れ目のない支援を推進することで、市民一人ひとりのもつライフステージごとの課題の解決を目指す視点。

【視点7 全ての子どもと家庭への支援の視点】

○次代を担う全ての子どもの健全育成を図るため、関係機関との連携を強化し、総合的な子育て支援に取り組むとともに、子育てに不安や悩みを抱える家庭への相談体制を強化し、家庭の自立と子どもが社会の一員として健やかに成長していくことを目指す視点。

【視点8 地域における社会資源の効果的な活用の視点】

○地域の様々な子育てに関する社会資源を十分かつ効果的に活用するとともに、保育園、公民館、学校施設等の公共施設の活用を図る視点。

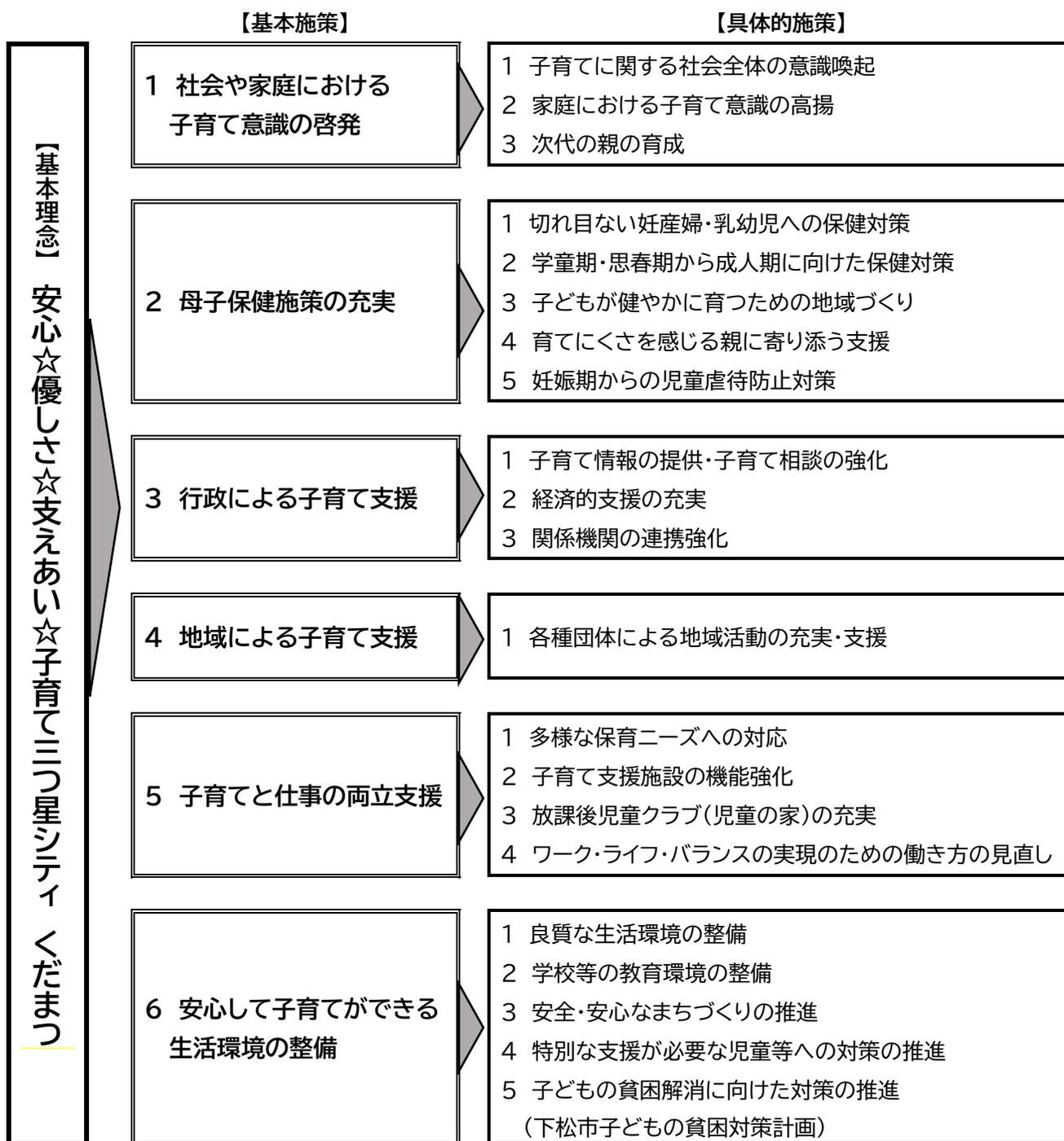
【視点9 サービスの質の視点】

○利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するにあたって、適切なサービスの供給量とサービスの質を確保するための視点。

【視点10 地域特性の視点】

○本市がもつ地域の特性を踏まえ、効果的な取組を進めていくための視点。

3 施策の体系



第4章 基本施策

基本施策1 社会や家庭における子育て意識の啓発

【施策の方向】

子育てに関して、社会全体や家庭における意識を高めるために、市広報や市ホームページ、ソーシャルメディア等、様々な手段を活用して啓発活動を行います。

また、家庭や地域等のあらゆる場面での固定的な性別役割分担意識を解消するための取組を行うとともに、「次代の親」の育成のための取組を行います。

1 子育てに関する社会全体の意識喚起

《現状・課題》

- 令和4年(2022年)4月に、従来の「ママパパアプリ」から新アプリ「くだまる子育て応援アプリ(母子モ)」へ移行し、市ホームページと連動した情報発信や地域のイベント配信等、情報発信の充実を図っています。(令和6年(2024年)3月末現在、アプリ登録者数は1,479名)
- 子育てに関する啓発事業として、こいのぼりまつりやこどもの日の贈り物を実施しています。
- 市役所等の窓口パンフレットスタンドを備え付け、子育てサークル・団体についての情報冊子、チラシを設置、配布すると同時に、くだまる子育て応援アプリ(母子モ)に情報を掲載しています。

①啓発活動

施策概要	・市広報や「くだまる子育て応援アプリ(母子モ)」を通して、子育てに対する啓発活動の充実を図ります。
令和11年度目標設定	◆広報「潮騒」での啓発 … 随時実施 ◆くだまる子育て応援アプリ(母子モ)、市公式LINE等の活用 … 随時実施
関連部署・機関	○こども未来課

②啓発事業の開催

施策概要	・保育園・幼稚園の自主性を尊重しながら、こいのぼりまつり、こどもの日の贈り物を実施します。
令和11年度目標設定	◆こいのぼりまつりの実施 … 継続実施 ◆こどもの日の贈り物の実施 … 継続実施
関連部署・機関	○こども未来課

③啓発活動への支援

施策概要	・様々なサークルの紹介冊子やパンフレットを配布するとともに、「くだまる子育て応援アプリ(母子モ)」による情報発信により、民間団体が行う各種啓発活動について、積極的な支援を行います。
令和11年度目標設定	随時実施
関連部署・機関	○こども未来課

2 家庭における子育て意識の高揚

《現状・課題》

- 「育児相談」、「離乳食教室」、「赤ちゃんランド」を実施し、親の学習機会を提供しています。
- 就学時健康診断において「子育て・親育ち講座」を実施し、入学までの過ごし方を保護者に考えてもらう機会を提供しています。
- 子育てに関する男女共同参画の推進を図るため、「第6次下松市男女共同参画プラン」及び「下松市女性活躍推進計画」、「下松市DV対策基本計画」、及び「下松市困難女性支援基本計画」に基づき、講演会の開催、啓発紙の配布やポスターの掲示、DV相談等を実施し、男女共同参画意識の醸成を図っていますが、固定的な性別役割分担意識や、男女間の暴力防止、男性の育児参加など解消されていない課題があるため、「第6次下松市男女共同参画プラン」等に基づき、女性活躍推進、DV防止対策に関する事業も含め、多様な分野において男女共同参画をより一層推進するための取組を行う必要があります。
- プレママ・パパクラスを実施し、産前から親としての自覚を高める支援を行っています。今後は父親支援を強化する等、内容を検討する必要があります。また、赤ちゃんランドの実施を再開しましたが、家族の参加が少なかったため、実施方法を検討し内容の充実を図る必要があります。

①親の学習機会の拡充

施策概要	・子どもの年齢や多様なニーズに対応した、気軽に参加できる子育て講座等を開催し、学習機会の拡充を図ります。 ・就学時健康診断等を利用し、全小学校の保護者を対象に「子育て・親育ち講座」を実施します。
令和11年度目標設定	◆育児相談 … 年75回実施 ◆離乳食教室 … 年6回実施 ◆赤ちゃんランド … 参加しやすい内容を検討し年4回実施
関連部署・機関	○健康増進課
令和11年度目標設定	◆就学時健康診断等における子育て・親育ち講座の開催 … 全小学校で開催
関連部署・機関	○生涯学習振興課

②子育てに関する男女共同参画意識の醸成

施策概要	・固定的な性別役割分担意識の解消や男女間の暴力防止、男性の育児参画の促進等を図るために、「第6次下松市男女共同参画プラン」や「下松市女性活躍推進計画」、「下松市DV対策基本計画」及び「下松市困難女性支援基本計画」に基づき、多様な分野における男女共同参画をより一層推進するための取組を行います。
令和11年度目標設定	◆男女共同参画講演会の開催 … 年1回 ◆女性活躍推進に関するセミナー等の開催 … 年3回 ◆人権・男女共同参画・DV等に関する相談の実施 … 随時実施 ◆市民意識調査及び事業所実態調査 … 令和8年度に実施予定
関連部署・機関	○人権推進課

③親としての自覚向上への支援

施 策 概 要	・子育てに対する親としての心構えや自覚を高めるため、プレママ・パパクラスを実施し、両親を支援します。
令 和 11 年 度 目 標 設 定	◆妊婦の家族のプレママ・パパクラスへの参加人数の増加 … 年80人 ◆赤ちゃんランド等の育児講座への父親の参加人数の増加 … 年30人
関連部署・機関	○健康増進課、こども家庭課

3 次代の親の育成

《現状・課題》

- 市内各学校(小学校～高校)での福祉体験学習、保育園、障害者施設、高齢者施設でのサマースクールを実施しています。年々高まっている福祉教育のニーズに対応するために、体験内容や実施頻度等を検討するとともに、地域住民や企業等と連携していく必要があります。
- 児童生徒の社会福祉関係行事の参加や環境美化の奉仕活動、社会福祉施設等との交流活動等を行うジュニアボランティアを養成する事業として、市内各小中学校に3万円の助成を行っていますが、今後は、用途や活動内容に合わせ、必要額の助成を検討する必要があります。
- 星の子ネットの活動として、秋号は「知ってる？下松の中の世界」、春号は「知ってる？下松で約1500年前のお宝発見」を特集し、情報誌「ねえ」を2回発行しました。今後は、子どもの学びや成長に役立つ内容となるよう、企画に注力するとともに、より効果的な発信方法についても検討していく必要があります。
- 「公民館子ども教室」については、親子や友達同士で参加できるものとして各地域で定着・発展しています。今後の課題は、内容の充実や担い手となる子ども会の組織力の維持等となりますが、各公民館の連携を密にするとともに支援体制を構築する必要があります。
- 子どもたちのふるさとづくりの醸成のため、公民館活動の中でウォークラリー等の取組を行っています。今後は、内容の一層の充実と認知度の向上を図るとともに、担い手、指導者の育成・確保に努める必要があります。

①保育・福祉等の体験事業への支援

施 策 概 要	・学校を中心として地域住民や企業等とも連携した福祉教育活動を展開します。 ・サマースクールについては、体験内容や頻度等を、各施設(保育園、障害者施設、高齢者施設)のニーズに合わせて実施します。 ・保育・福祉等の体験学習等について、講師のあっせん、社会福祉協議会職員やボランティア実践者等の派遣、機材の貸出し等の支援を行います。
令 和 11 年 度 目 標 設 定	◆福祉体験学習 … 年10回 ◆サマースクール … 50人/年1回
関連部署・機関	○社会福祉協議会

②ジュニアボランティア養成事業の実施

施策概要	・小・中学校の児童生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕、助け合い、地域連帯の精神を醸成するとともに、社会福祉関係行事の参加や奉仕活動等の実践を通してボランティアの養成を図る「ジュニアボランティア養成事業」を学校と連携して実施します。
令和11年度目標設定	◆ジュニアボランティア養成事業 … 年1回
関連部署・機関	○社会福祉協議会

③子どもに関する地域情報の提供

施策概要	・“地域で子どもを育てよう”をテーマに発行している、子ども・親への地域情報提供のための情報誌「ねえ」の内容の充実を図るとともに、より効果的な発信方法を検討します。
令和11年度目標設定	◆星の子ネット情報誌「ねえ」の発行 … 年2回
関連部署・機関	○生涯学習振興課

④公民館子ども教室の強化

施策概要	・各公民館において実施している子ども教室について、放課後児童クラブ(児童の家)との連携を踏まえながら、現代的課題、地域的課題を盛り込みつつ、子どものニーズに合わせ、メニューの充実、強化を図ります。また、学校、PTA等と連携して、参加者を増やしていきます。
関連部署・機関	○各公民館

⑤子どもたちのふるさとづくりの醸成

施策概要	・ふるさとへの誇りにつながるため、ふるさとの歴史、文化を学び、ふるさとへの愛情を高めていく取組を進めていきます。そのために参加人数を増やすための啓発活動や工夫を行い、高齢化し減少しつつある伝統文化・芸能の担い手や指導者の育成・確保に努めます。
関連部署・機関	○各公民館

⑥ふれあい体験事業の実施

施策概要	・生徒と乳幼児が直接ふれあう機会を提供し、妊娠・出産・子育てへの理解を深めるとともに、命の大切さや命を育むことの楽しさを学びます。
関連部署・機関	○生涯学習振興課、健康増進課、こども家庭課

基本施策2 母子保健施策の充実

【施策の方向】

妊娠期からライフステージを通じた保健対策の充実を図ります。

妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、不妊・不妊治療に対する取組の充実を図ります。

学童期・思春期においては、健康づくり、性に関することなど、生涯を見据えて健康管理が行えるよう、健康教室やプレコンセプションケアの推進を図るとともに、子どもが健やかに育つための地域づくりを継続して行います。

また、児童虐待防止についても、妊娠期から保健指導等を通して状況把握に努め、適切な支援につなげます。

1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

《現状・課題》

- 母子健康手帳交付時の保健指導では、全妊婦にアンケートを実施し、その場で保健指導や情報提供をするとともに、ママ☆スマイルプランを配付し、セルフプランを立てるための支援を行っています。また、特定妊婦・ハイリスク妊婦に対しては、必要に応じてサポートプランを作成する等、切れ目のない支援に努めています。妊娠8か月頃の全妊婦に対して、アンケートを送付し、希望者に面談を実施する等の取組を実施しています。
- 妊婦一般健康診査では、14回の健診の助成を行っています。県外での受診には償還払いで対応しています。母子健康手帳交付時や保健師・保健推進員の家庭訪問時等で受診勧奨をしています。
- 母子健康手帳交付時に妊婦歯科健康診査の受診勧奨を行い、妊娠中1回の歯科健康診査の助成を行っています。
- 不妊治療費助成については、所得制限の撤廃、不育症への助成を行い、対象者の幅を広げ実施しています。
- プレママ・パパクラス(母親学級・両親学級)を予約制で実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響で赤ちゃんランド参加者との交流はできていませんが、教室参加者同士の交流を再開し、仲間づくりができています。
- 赤ちゃんランドではプレママ・パパクラス(両親学級)参加者との交流はできていませんが、育児サークルにつなげることはできています。今後は実施方法を検討し内容の充実を図る必要があります。
- 乳児健康診査(1・3・7か月児)及び幼児健康診査(1歳6か月・3歳)の各健康診査の受診率は90%以上と高くなっています。
- 保健師・助産師により乳児の全数訪問を実施しており、エジンバラ質問票を用いて産後うつของスクリーニングに努めています。また、育児相談、妊産婦訪問を通して、育児不安がある等のケースに対して、訪問による養育支援を実施しており、必要に応じて、産後ケア事業や産前・産後サポート事業等を紹介し、育児不安の解消に努めています。

- 育児相談は予約制で実施しています。育児相談を通じて、必要な情報提供を行い、保護者の不安軽減に努めています。
- 離乳食教室は予約制で実施しています。講話や離乳食の見本の提示などを実施し、より具体的に分かりやすい内容で実施しています。
- のびっ子相談(発達相談)では、児に関する発達相談のほか、保護者の育児不安など全般的な相談に応じています。また、相談後も適切な発達支援・子育て支援を継続して行っています。
- 予防接種事業では定期予防接種の周知を図り接種率向上に努めるとともに、未接種者への接種勧奨を行っています。
- むし歯予防教室を歯科専門機関に委託して実施するとともに、参加できない園に関しては、歯科衛生士の派遣や歯ブラシ等啓発用品の配布を行っています。今後は実施方法を検討し継続実施する必要があります。
- プレママ・パパクラス(両親学級)、1歳6か月健診、3歳児健診等機会をとらえて、乳幼児の事故防止・小児救急医療について指導し、パンフレット配布を行っています。
- 利用者支援事業(こども家庭センター型)では、支援が必要な妊産婦に対して支援計画を作成し、関係機関と連携を取りながら継続した支援に努めています。
- 産婦健康診査・産後ケア事業では、産科医療機関との連携強化により、受診や利用後の早期支援につながっています。
- 産前・産後サポート事業では母親に対して、授乳指導や交流支援を行い、不安の軽減に努めています。また、産前・産後サポーター派遣事業においては、事業周知に努め、安心して子育てができるように支援の強化が必要となります。

①母子健康手帳交付時の保健指導

施 策 概 要	・全妊婦に保健師等が面接し、妊婦の身体的・社会的状況について把握し必要な支援を行います。アンケートを実施し、特定妊婦やリスクのある妊婦の把握に努め、サービスの紹介や訪問指導や養育支援につなげます。
令 和 11 年 度 目 標 設 定	◆保健指導の実施件数の増加 … 内容の充実を図りつつ全数実施を継続
関 連 部 署 ・ 機 関	○こども家庭課、健康増進課

②妊婦一般健康診査

施 策 概 要	・妊婦一般健康診査は、14回の助成を行い、受診勧奨や実施体制の充実を図ります。
令 和 11 年 度 目 標 設 定	◆妊婦一般健康診査の受診率の維持 … 前期100% 後期 95%
関 連 部 署 ・ 機 関	○健康増進課

③妊婦歯科健康診査

施 策 概 要	・妊娠中1回の助成を行い、受診勧奨に努めます。
令 和 11 年 度 目 標 設 定	◆妊婦歯科健康診査の受診率の向上 … 50%
関連部署・機関	○健康増進課

④不妊治療費助成

施 策 概 要	・不妊・不育症治療を受けている夫婦の経済的な負担を軽減するため、所得制限のため県事業で助成を受けられない夫婦の人工授精費・一般不妊治療費助成事業及び不育症治療費助成事業を行います。
令 和 11 年 度 目 標 設 定	◆不妊・不育治療費助成 … 継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

⑤プレママ・パパクラス(母親学級・両親学級)

施 策 概 要	・家族が参加できる体制づくりに努め、母親・父親支援、産後のメンタルヘルス、妊娠・分娩・育児に関する適切な情報提供、助言を行うとともに、参加者同士の仲間づくりを推進します。
令 和 11 年 度 目 標 設 定	◆プレママ・パパクラスの実施 … 内容の充実を図り継続
関連部署・機関	○健康増進課

⑥赤ちゃんランド

施 策 概 要	・生後2～5か月児とその両親を対象に、内容の充実を図り開催します。
令 和 11 年 度 目 標 設 定	◆赤ちゃんランドの実施 … 内容の充実を図り継続
関連部署・機関	○健康増進課

⑦乳幼児健康診査

施 策 概 要	・乳幼児健康診査は、1か月児、3か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に実施します。未受診者の受診勧奨や実施体制の充実を図ります。
令 和 11 年 度 目 標 設 定	◆乳幼児健康診査の受診率の維持 … 実施体制の充実を図りつつ99%
関連部署・機関	○健康増進課

⑧保健師等による妊産婦・新生児・乳幼児・未熟児・養育支援家庭等訪問

施 策 概 要	・保健師等が地区担当を持ち、ハイリスクの妊婦、産婦、乳児、有所見の乳幼児、健診未受診児等の家庭訪問を実施します。産婦に対して、産後うつ対策を取り入れた訪問活動を実施します。また、養育支援が必要な家庭には、関係部署等と連携を図りながら「養育支援訪問事業」として訪問活動の充実を図ります。
令 和 11 年 度 目 標 設 定	◆保健師による家庭訪問の実施 … 訪問体制の充実・件数の増加を図りつつ継続実施
関連部署・機関	○こども家庭課、健康増進課

⑨育児相談

施 策 概 要	・育児に関する相談に応じた適切な情報提供・助言を行い、保護者の不安の軽減を図るとともに、親子のふれあい、保護者同士の交流のための場を提供します。
令 和 11 年 度 目 標 設 定	◆育児相談の実施 … 年75回実施
関連部署・機関	○健康増進課

⑩離乳食教室

施策概要	・離乳食教室を生後3～6か月児の保護者を対象に、育児相談開催日と併せて隔月に実施します。 ・講話や見本の提示などを実施し、離乳食に関する情報提供を行います。
令和11年度目標設定	◆離乳食教室の実施 … 年6回実施
関連部署・機関	○健康増進課

⑪のびっ子相談(発達相談)

施策概要	・幼児健康診査、育児相談等で発達が気になる児等とその保護者に対して心理士による発達相談を行い、適切な発達支援、子育て支援を実施します。
令和11年度目標設定	◆のびっ子相談の実施 … 継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

⑫予防接種事業

施策概要	・感染症の発生及びまん延を予防するために、予防接種法に基づく予防接種の接種率の向上を図ります。
令和11年度目標設定	◆予防接種の接種率の向上 … 継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

⑬むし歯予防教室

施策概要	・幼稚園・保育園児を対象とし、歯科衛生士等によるむし歯予防についての健康教育の実施や歯ブラシ等啓発用品の配布を行います。
令和11年度目標設定	◆むし歯予防教室等の実施 … 内容の充実を図り継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

⑭乳幼児の事故防止・小児救急医療

施策概要	・乳幼児の事故防止対策として、発達段階に応じた情報提供や、学習機会の提供を行います。また、「周南地域休日・夜間こども急病センター」を中心に医療機関や消防署等との連携体制の強化・充実を図るとともに、いつでも安心してかかる「かかりつけ医」や緊急時の小児救急法の普及を図ります。
令和11年度目標設定	◆乳幼児の事故防止の啓発 … 内容の充実を図り継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

⑮利用者支援事業(こども家庭センター型)

施策概要	・こども家庭課に、こども家庭センター機能を設置し、妊産婦やこども・子育て家庭を包括的に支える体制を構築し、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない支援を行います。
令和11年度目標設定	◆総合相談窓口の充実 … 令和7年度中にこども家庭センターを整備予定 ◆サポートプランの作成 ◆関係機関との連携
関連部署・機関	○こども家庭課

⑩産婦健康診査

施策概要	・産後2か月までに2回の助成を行います。医療機関との連携体制の強化に努め、産後うつ予防・ハイリスク者への支援へつなげます。
令和11年度目標設定	◆産婦健康診査の受診率の向上 … 内容の充実を図りつつ95%
関連部署・機関	○こども家庭課

⑪産後ケア事業

施策概要	・産後4か月未満(場合により産後1年未満)の産婦に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を目指します。また、事業実施機関との連携を強化します。
令和11年度目標設定	◆産後ケア事業の充実 … 内容、実施体制の充実を図りつつ継続実施 延べ人数290人日
関連部署・機関	○こども家庭課

⑫産前・産後サポート事業

施策概要	・妊産婦・父親及びその家族が家庭や地域で孤立感を持つことなく、安心して子育てができるように相談支援や参加者同士の交流支援を行います。
令和11年度目標設定	◆産前・産後サポート事業の充実 … 内容、実施体制の充実を図りつつ継続実施
関連部署・機関	○こども家庭課

⑬くだまつ出産☆子育て応援事業

施策概要	・妊娠届出時からの伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊婦等に対して、経済的支援を一体として実施します。
令和11年度目標設定	◆伴走型相談支援(妊婦等包括相談支援事業)の実施 ◆経済的支援(妊婦のための支援給付)の実施 … 内容の充実を図り継続実施
関連部署・機関	○こども家庭課

2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

《現状・課題》

- 学校保健や関係機関と連携し、児童・生徒に対して健康教育等を実施しています。
- 「たばこの害と健康」、「地域の保健活動」、「生活習慣病の予防」等についての健康教育を行うことを市内小中学校へ案内し、更なる連携の強化を図っています。
- 健康づくり、性に関する事など、生涯を見据えて健康管理が行えるよう、プレコンセプションケアの推進を図る必要があります。
- 子ども食育料理教室は実施できませんでしたが、朝ごはんをテーマに募集して作成した「わが家の野菜レシピ集」を市内幼稚園・保育園・小中学校に配布しています。

①学校保健や関係機関と地域保健の連携

施策概要	・学校関係者や医療従事者、関係団体等との連携を図ります。 ・健康づくり、性に関する事など、生涯を見据えて健康管理が行えるよう、健康教育の実施やプレコンセプションケアの普及に努めます。
令和11年度目標設定	継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

②子どもの発達段階に応じた食育の推進

施策概要	・望ましい食習慣を身に付けられるよう、小学生を対象とした料理教室を開催します。さらに、小・中一貫した食育の啓発を図るために、「下松市子どもの食育を進めるキャッチフレーズ」の普及に努めます。
令和11年度目標設定	継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

3 子どもが健やかに育つための地域づくり

《現状・課題》

- 子育ての情報交換やリフレッシュの場を提供し、育児サークルの育成支援を行っています。
- 保健推進員による、妊婦・乳幼児家庭訪問では、妊婦・2か月児・2歳児に訪問活動を実施しています。
- 保健推進員によるこんにちは赤ちゃん事業では、2か月児の訪問に重点を置き訪問を行っています。保健推進員研修会を年3回開催し、保健推進員の知識習得、資質向上に努めています。
- 保健推進員連絡協議会が主体となって実施する子育ての集いは、少人数制にすることや回数を増やすなど実施方法を工夫して開催し、子育てを応援しています。今後も市と連携を密にし、実施方法を検討し継続実施することが必要です。

①育児サークルの育成

施策概要	・保護者同士の仲間づくりや、他の親子との交流を持つことで子育てに対する自信・問題解決能力を身に付けることができるように、自主グループ活動によるサークルの育成を図ります。
令和11年度目標設定	◆育児サークルの育成 … 継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

②保健推進員による妊婦・乳幼児家庭訪問

施策概要	・保健推進員が、妊婦・2か月児・2歳児の全家庭を訪問します。
令和11年度目標設定	◆妊婦・乳幼児家庭訪問 … 継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

③保健推進員によるこんにちは赤ちゃん事業

施策概要	・保健推進員の2か月児の訪問については、「こんにちは赤ちゃん事業」として、特に重点を置き、不在の場合、保健師が状況確認をしています。 ・保健推進員の知識習得や訪問技術の向上のための研修を実施します。
令和11年度目標設定	◆こんにちは赤ちゃん事業 … 継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

④保健推進員による子育ての集い

施策概要	・保健推進員連絡協議会が主体となって実施する事業です。実施方法を検討し、親子の触れ合いや保健推進員との交流が、より一層図れる内容で実施します。
令和11年度目標設定	◆子育ての集いの開催 … 実施方法を検討し継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

4 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

《現状・課題》

- 育児相談は予約制で実施しています。育児相談を通じて、必要な情報提供を行い、保護者の不安軽減に努めています。
- 保健師・助産師により乳児の全数訪問を実施しており、エジンバラ質問票を用いて産後うつスクリーニングに努めています。また、育児相談、妊産婦訪問を通じて、育児不安がある等のケースに対して、訪問による養育支援を実施しており、必要に応じて、産後ケア事業や産前・産後サポート事業を紹介し、育児不安の解消に努めています。
- のびっ子相談(発達相談)では、児に関する発達相談のほか、保護者の育児不安など全般的な相談に応じています。また、相談後も適切な発達支援・子育て支援を継続して行っています。
- 元気っ子教室は、のびっ子相談(発達相談)等で、発達に集団指導が効果的と判断された児又は保健師が必要と認めた児とその保護者等を対象とし、実施しています。鼓ヶ浦つばさ園保育士の指導を受け、実施しており、児の発達が促せるように関わっています。保護者の子育て不安に関するフォローの場にもなっています。
- 年中児すくすく子育て相談会(5歳児発達相談)では、未就園児、市外通園児を含めた全対象者に相談票を配布し、相談希望者の把握に努めています。今後は、実施方法を検討し継続実施することが必要となります。

①育児相談 <再掲>

施策概要	・育児に関する相談に応じた適切な情報提供・助言を行い、保護者の不安の軽減を図るとともに、親子のふれあい、保護者同士の交流のための場を提供します。
令和11年度目標設定	◆育児相談の実施 … 継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

②保健師等による妊産婦・新生児・乳幼児・未熟児・養育支援家庭等訪問 <再掲>

施策概要	・保健師等が地区担当を持ち、ハイリスクの妊婦、産婦、乳児、有所見の乳幼児、健診未受診児等の家庭訪問を実施します。産婦に対しては、産後うつ対策を取り入れた訪問活動を実施します。また、養育支援が必要な家庭には、関係部署等と連携を図りながら「養育支援訪問事業」として訪問活動の充実を図ります。
令和11年度目標設定	◆保健師による家庭訪問の実施 … 訪問体制の充実・件数の増加を図りつつ継続実施
関連部署・機関	○こども家庭課、健康増進課

③のびっ子相談(発達相談) <再掲>

施策概要	・幼児健康診査、育児相談等で発達が気になる児等とその保護者に対して心理士による発達相談を行い、適切な発達支援、子育て支援を実施します。
令和11年度目標設定	◆のびっ子相談の実施 … 継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

④元気っ子教室

施策概要	・「のびっ子相談(発達相談)」で、発達に集団指導が効果的と判断された児又は保健師が必要と認めた児とその保護者等を対象とした発達支援学級です。親子が遊びを通して絆を深め、児の発達を促すとともに、親は子どもへの関わり方を学ぶ場になっています。他の母子との交流や仲間づくりも推進します。
令和11年度目標設定	◆元気っ子教室の実施 … 継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

⑤年中児すくすく子育て相談会(5歳児発達相談)

施策概要	・全対象者に相談票を配布し相談希望者の把握に努め、子どもの健やかな発達を促し保護者の育児不安を解消するために個々に応じた支援を行います。
令和11年度目標設定	◆年中児すくすく子育て相談会の実施 … 実施方法を検討し継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

5 妊娠期からの児童虐待防止対策

《現状・課題》

- 母子健康手帳交付時の保健指導では、全妊婦にアンケートを実施し、その場で保健指導や情報提供をするとともに、ママ☆スマイルプランを配付し、セルフプランを立てるための支援を行っています。また、特定妊婦・ハイリスク妊婦に対しては、必要に応じてサポートプランを作成する等、切れ目のない支援に努めています。妊娠8か月頃の全妊婦に対して、アンケートを送付し、希望者に面談を実施する等の取組を実施しています。
- 妊婦一般健康診査では、14回の助成を行っています。県外での受診には償還払いで対応しています。母子健康手帳交付時や保健師・保健推進員の家庭訪問時等で受診勧奨をしています。
- 乳児健康診査(1・3・7か月児)及び幼児健康診査(1歳6か月・3歳)の各健康診査の受診率は90%以上と高くなっています。
- 保健推進員による、妊婦・乳幼児家庭訪問では、家庭訪問の実施方法を見直し、妊婦・2か月児・2歳児に訪問活動を実施しています。
- 保健師・助産師により乳児の全数訪問を実施しており、エジンバラ質問票を用いて産後うつスクリーニングに努めています。また、育児相談、妊産婦訪問を通して、育児不安がある等のケースに対して、訪問による養育支援を実施しており、必要に応じて、産後ケア事業や産前・産後サポート事業等を紹介し、育児不安の解消に努めています。
- 利用者支援事業(こども家庭センター型)では、支援が必要な妊産婦に対して支援計画を作成し、関係機関と連携を取りながら継続した支援に努めています。
- 産婦健康診査・産後ケア事業では、産科医療機関との連携強化により、受診や利用後の早期支援につながっています。

- 産前・産後サポート事業では、母親に対して、授乳指導や交流支援を行い、不安の軽減に努めています。また、産前・産後サポーター派遣事業においては、事業周知に努め、安心して子育てができるように支援の強化が必要となります。

①母子健康手帳交付時の保健指導 <再掲>

施策概要	・全妊婦に保健師等が面接し、妊婦の身体的・社会的状況について把握し必要な支援を行います。アンケートを実施し、特定妊婦やリスクのある妊婦の把握に努め、サービスの紹介や訪問指導や養育支援につなげます。
令和11年度目標設定	◆保健指導の実施件数の増加 … 内容の充実を図りつつ全数実施を継続
関連部署・機関	○こども家庭課、健康増進課

②妊婦一般健康診査 <再掲>

施策概要	・妊婦一般健康診査は、14回の助成を行い、受診勧奨や実施体制の充実を図ります。
令和11年度目標設定	◆妊婦一般健康診査の受診率の維持 … 継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

③乳幼児健康診査 <再掲>

施策概要	・乳幼児健康診査は、1か月児、3か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に実施します。未受診者の受診勧奨や実施体制の充実を図ります。
令和11年度目標設定	◆乳幼児健康診査の受診率の維持 … 継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

④保健推進員による妊婦・乳幼児家庭訪問 <再掲>

施策概要	・保健推進員が、妊婦・2か月児・2歳児の全家庭を訪問します。
令和11年度目標設定	◆妊婦・乳幼児家庭訪問 … 継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

⑤保健師等による妊産婦・新生児・乳幼児・未熟児・養育支援家庭等訪問 <再掲>

施策概要	・保健師等が地区担当制で、ハイリスクの妊婦、産婦、乳児、有所見の乳幼児、健診未受診児等の家庭訪問を実施します。産婦に対して、産後うつ対策を取り入れた訪問活動を実施します。また、養育支援が必要な家庭には、関係部署等と連携を図りながら「養育支援訪問事業」として訪問活動の充実を図ります。
令和11年度目標設定	◆保健師による家庭訪問の実施 … 訪問体制の充実・件数の増加を図りつつ継続実施
関連部署・機関	○こども家庭課、健康増進課

⑥利用者支援事業(こども家庭センター型)<再掲>

施策概要	・こども家庭課に、こども家庭センター機能を設置し、妊産婦やこども・子育て家庭を包括的に支える体制を構築し、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない支援を行います。
令和11年度目標設定	◆総合相談窓口の充実 ◆サポートプランの作成 … 令和7年度中にこども家庭センターを整備予定 ◆関係機関との連携
関連部署・機関	○こども家庭課

⑦産婦健康診査 <再掲>

施 策 概 要	・産後2か月までに2回の助成を行います。医療機関との連携体制の強化に努め、産後うつ の予防・ハイリスク者への支援につなげます。
令 和 11 年 度 目 標 設 定	◆産婦健康診査の受診率の向上 … 実施体制の充実を図りつつ95%
関連部署・機関	○こども家庭課

⑧産後ケア事業 <再掲>

施 策 概 要	・産後4か月未満(場合により産後1年未満)の産婦に対して、心身のケアや育児のサポート 等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を目指します。また、事業実施機関と の連携により、事業利用後の支援につなげます。
令 和 11 年 度 目 標 設 定	◆産後ケア事業の充実 … 内容、実施体制の充実を図りつつ継続実 施 延べ人数290人日
関連部署・機関	○こども家庭課

⑨産前・産後サポート事業 <再掲>

施 策 概 要	・妊産婦・父親及びその家族が家庭や地域で孤立感を持つことなく、安心して子育てができ るように相談支援や参加者同士の交流支援を行います。
令 和 11 年 度 目 標 設 定	◆産前・産後サポート事業の充実 … 内容、実施体制の充実を図りつつ継続実 施
関連部署・機関	○こども家庭課

⑩くだまつ出産☆子育て応援事業 <再掲>

施 策 概 要	・妊娠届出時からの伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊婦等に対して、経済的支援 を一体として実施します。
令 和 11 年 度 目 標 設 定	◆伴走型相談支援(妊婦等包括相談支 援事業)の実施 … 内容の充実を図り継続実施 ◆経済的支援(妊婦のための支援給 付)の実施
関連部署・機関	○こども家庭課

基本施策3 行政による子育て支援

【施策の方向】

子育てに対する不安の払拭や経済的負担を軽減するため、情報提供の充実を図ります。また、子育てに対する相談について、妊娠期から出産・子育てまで多様なニーズに対応できることも家庭センターを設置するとともに、地域で身近に相談できる相談機関(地域子育て相談機関)の整備に努めます。また関係機関との連携を強化し、必要な支援につなげます。

1 子育て情報の提供・子育て相談の強化

《現状・課題》

- 従来の市広報や市ホームページに加え、新アプリ「くだまる子育て応援アプリ(母子モ)」による情報発信を行っています。また、子育てに関する支援や施策をまとめた「子育て支援パンフレット」を作成し、市役所等の窓口での配布や市ホームページに掲載し周知に努めています。
- 子育てお助け情報リーフレットを作成し、母子手帳交付時や就学時健康診断の機会を活用した「子育て・親育ち講座」(小学校)で、保護者に確実に渡しています。リーフレットの紙面が限られているため、「くだまる子育て応援アプリ(母子モ)」を紹介する「二次元コード」を掲載し、情報発信の足りない部分を補っています。今後は、子育てに関する相談窓口等の新しい情報を更新するとともに、利用しやすいリーフレットになるよう、内容を見直していくことが必要となります。
- 相談関係担当者連絡会(こども家庭課、人権推進課、生活安全課、学校教育課、生涯学習振興課)を実施し、顔を突き合わせ意見交換や情報共有を図ることで、横断的な相談案件について、対応しやすくなっています。今後も相談担当者の横の連携の強化及び情報の共有を図っていくことが必要となります。
- 母子健康手帳交付や家庭訪問等のあらゆる場面において、必要な情報提供や保健指導を行っています。また、産後ケア事業・産前産後サポート事業等を通して、関係機関との連携を取りながら継続した支援にも努めています。

①子育て情報の提供

施策概要	・様々なメディアを通じて子育て情報を広く提供するとともに、パンフレット等を公共施設等に配置します。また、「くだまる子育て応援アプリ(母子モ)」による情報発信を積極的に行っていきます。
関連部署・機関	○こども未来課

②子育てお助け情報リーフレットの作成

施策概要	・保護者に子育て情報が行き届くよう、母子健康手帳の交付や就学時健康診断に併せて「子育てお助け情報リーフレット」を配布するとともに、利用しやすいよう内容の充実にも努めます。
令和11年度目標設定	◆子育てお助け情報リーフレットの配布 … 1,500部
関連部署・機関	○生涯学習振興課

③相談事業の強化

施 策 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターにおいて、妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく包括的に子育てに関する相談支援を行い、必要な支援につなげます。 ・妊婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる地域子育て相談支援機関を整備します。 ・子どもや家庭に関する困りごとの相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携し、子どもからのSOSを受け止められる相談体制づくりに取り組みます。 ・各種相談事業の周知及び相談員のスキルアップを図るとともに、相談関係担当者間及び関係機関との連携強化に努めます。 ・必要に応じて、子ども、保護者の意向を反映したサポートプランを作成し、関係機関と連携して支援を行います。
令 和 11 年 度 目 標 設 定	<ul style="list-style-type: none"> ◆こども家庭センター … 市内1か所設置 ◆地域子育て相談機関の設置と連携体制の構築 ◆切れ目のない伴走型相談支援の実施 … 内容、実施体制の充実を図りつつ継続実施
関連部署・機関	○こども家庭課
令 和 11 年 度 目 標 設 定	◆青少年相談関係担当者連絡会の開催 … 年2回
関連部署・機関	○生涯学習振興課

④利用者支援事業の実施

施 策 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育、地域のサービスの利用等、総合的な子育て支援についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う利用者支援員を配置し、円滑な利用者支援の実施を図ります。
令 和 11 年 度 目 標 設 定	<ul style="list-style-type: none"> ◆利用者支援員配置(こども未来課) … 1名 ◆こども家庭センター…市内1か所設置
関連部署・機関	○こども未来課、こども家庭課

2 経済的支援の充実

《現状・課題》

- 通常の就学援助費支給に加え、令和6年度(2024年度)入学予定の児童生徒を対象に新入学児童生徒学用品費の入学前支給を行っています。今後は、国庫補助事業である要保護児童生徒援助費補助金の単価改正に伴い、就学援助費の単価改正を行い、継続実施します。
- 令和元年(2019年)10月以降に幼児教育・保育の無償化が開始されたことにより3歳児クラス以上の保育料は免除され、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることができています。3歳未満児クラスの保育料軽減策として、令和6年(2024年)9月から山口県と共同で、所得制限や同時入所要件を設けず、第2子以降の子どもがいる世帯における保育料の無償化を実施しています。
- 乳幼児医療費助成制度の所得制限の撤廃は継続して実施しています。
- 子ども医療費については、所得制限なしで、小学生の医療費及び中学生の入院にかかる医療費の無償化を実施してきましたが、令和6年(2024年)8月からは所得制限なしで高校生世代まで対象を拡充しています。
- 認可外保育施設利用者への支援について、対象者がいないため単市補助事業の継続の可否を検討することが必要となります。
- 近年の物価高騰の影響により、学校給食の食材費の上昇が続いています。学校給食費については、令和4年度(2022年度)から国の交付金を活用し、保護者の負担が増えないよう取り組んでいます。今後は、子育て世帯の経済的支援として、段階的な学校給食費の無償化を検討することとしていますが、財源の確保が課題です。

①就学援助費の充実

施策概要	・就学費援助について、予算を確保する上で、他施策とのバランスや他市とのバランスを保ちながら、援助すべき世帯に援助できるよう制度の活用に努めます。
令和11年度目標設定	◆対象世帯への支給
関連部署・機関	○学校教育課

②保育料の負担軽減

施策概要	・令和6年9月から、山口県と共同で、所得制限や同時入所要件を設けず、3歳未満児の第2子以降の子どもがいる世帯における保育料の無償化を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っています。
令和11年度目標設定	継続実施
関連部署・機関	○こども未来課

③乳幼児医療費助成制度の所得制限の撤廃の継続

施 策 概 要	・山口県制度の所得制限額を超える6歳以下(6歳になった年度末まで)の児童について、医療費の自己負担分を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っています。
令和11年度 目 標 設 定	継続実施
関連部署・機関	○こども未来課

④子ども医療費助成制度

施 策 概 要	・小学校1年生から高校3年生の児童の医療費について、所得制限を設けずに医療費の自己負担分を市が単独で助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っています。
令和11年度 目 標 設 定	継続実施
関連部署・機関	○こども未来課

⑤福祉医療費助成制度の一部負担金の市費負担

施 策 概 要	・受診者の一部負担金については、市が単独で助成し、子育て家庭の経済的負担の更なる軽減を図っています。
令和11年度 目 標 設 定	継続実施
関連部署・機関	○こども未来課

⑥多子世帯に対する副食費の軽減

施 策 概 要	・山口県と共同で、年収360～470万円未満の世帯について、保育所等を利用する第3子以降の3歳以上の副食費の軽減を実施しています。
令和11年度 目 標 設 定	継続実施
関連部署・機関	○こども未来課

⑦認可外保育施設利用者への支援

施 策 概 要	・認可保育所へやむなく入所ができなかった保育認定者を対象に、一定の要件を備えた認可外保育施設を利用した場合の保育料を補助します。
令和11年度 目 標 設 定	継続実施
関連部署・機関	○こども未来課

⑧学校給食費の保護者負担の軽減

施 策 概 要	・学校給食費については、保護者負担の軽減を図るため、物価高騰に伴う改定増額分を市が負担することを検討します。 ・学校給食費については、保護者負担の軽減を図るため、財源を確保した上で、段階的に無償化を検討します。
関連部署・機関	○学校給食課

3 関係機関の連携強化

《現状・課題》

- 子育てに関して、必要に応じて関係部署と連携を図っています。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について、地区により頻度の差はありますが、幼稚園、保育園、学校等児童と関わる関係機関との連携を図っています。今後も引き続き関係機関との連携や民生委員・児童委員、主任児童委員間の情報共有に取り組んでいくことが必要となります。
- 青少年育成協議会の活動については、「青少年を守る店」運動を引き続き実施しています。また、今後は、公民館と連携した取組を継続するとともに、関係団体との連携を密にし、子どもたちを取り巻く環境について情報の共有を行っていくことが必要となります。

①子育てに関する庁内間の連携強化

施 策 概 要	・子育てに関して、総合計画と本計画との整合性について調整を図りながら、引き続き関係部署と連携していきます。
関連部署・機関	○こども未来課

②民生委員・児童委員、主任児童委員の活動強化

施 策 概 要	・児童問題に関する地域住民の最も身近な相談者、支援者として、地域全体での子育てを推進していくため、活動の強化を図るとともに、学校、幼稚園や保育園、児童相談所等関係機関との連携を強化します。
令 和 11 年 度 目 標 設 定	◆各地区の校区内の学校等との懇談会 … 7地区×5回
	◆主任児童委員連絡会議 … 年1回以上
	◆各地区民生委員・児童委員協議会（市内7地区） … 7地区×毎月1回
	◆民生委員・児童委員による防犯パトロール … 年1回以上
関連部署・機関	○地域福祉課

③青少年育成協議会の活動強化

施 策 概 要	・青少年の健全育成に関わる諸問題に対して、適切な実施方法を策定・実践していくため、活動の強化を図るとともに、市内関係団体及び青少年育成県民会議等との連携を強化します。
令 和 11 年 度 目 標 設 定	◆「青少年を守る店」運動の協力店 … 90店
	◆有害図書類の区分陳列等立入調査 … 該当新規店舗は必ず調査
関連部署・機関	○生涯学習振興課、各公民館

基本施策4 地域による子育て支援

【施策の方向】

地域の団体による子育てに対する活動について積極的に支援していきます。

こども食堂など地域で活動する団体を支援し、子どもにとって安心できる居場所づくりを推進します。

1 各種団体による地域活動の充実・支援

《現状・課題》

- 子ども会等青少年団体への支援について、中学生、高校生ボランティアの協力を得て、子ども会親睦球技大会を実施しています。市内子ども会が減少傾向の中、子ども会の意義や有益性を伝える等の具体的対策について検討することが必要となります。
- 子ども会についての説明会を実施しましたが、子ども会への加入率が減少傾向の中、子ども会の意義や有益性を伝える等の具体的対策について検討することが必要となります。
- 親同士のつながりづくりや子育てに関する相談対応等に取り組む「家庭教育支援チーム」の活動が円滑に行えるよう、支援を行っています。今後は、家庭教育支援チーム(6チーム)の活動及び新たなチームの立ち上げについて、継続的な支援に努め、安心して子育てが行える地域づくりを推進していくことが必要となります。
- 子育て支援サークルへの支援を充実していく必要があります。

①子ども会等青少年団体への支援

施策概要	・市内の子ども会及び子ども会への加入率が減少傾向となっているため、子ども会の意義や有益性を伝える等の具体的対策について検討するとともに、地域の青少年団体の育成と活動の強化を図ります。	
令和11年度目標設定	◆下松市内子ども会親睦球技大会	… 1回
	◆子ども会説明会	… 1回
関連部署・機関	○生涯学習振興課	

②家庭教育支援チームによる支援

施策概要	・子育てに対する悩みや孤独感を抱えた保護者に対して、適切な情報提供を行うとともに、地域での交流の場や相談・支援体制の充実を図るため、家庭教育支援チームによる支援を強化します。	
令和11年度目標設定	◆家庭教育支援チームの活動範囲	… 市内全域
関連部署・機関	○生涯学習振興課	

③こども食堂との連携

施策概要	・食事の提供を通じて、様々な家庭環境にある子どもたちの多様な学びや体験の場となるほか、地域での見守りの機能を果たす役割を担っているこども食堂の取組を支援し、こどもの居場所づくりを推進します。	
関連部署・機関	○こども家庭課	

④子育てサークルへの支援

施策概要	・民間団体の運営する子育てサークルについて、活動内容の強化を図るため支援体制を整備します。	
関連部署・機関	○こども未来課	

基本施策5 子育てと仕事の両立支援

【施策の方向】

共働き家庭が増加し、生活形態の多様化により、保育サービスのニーズに対して、量の増加と多様化がますます顕著になっています。

多様化するニーズに対応するため、取組内容の充実を図り、子育て支援施設の機能強化や充実を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、働き方の見直しや職場環境の整備のための働きかけを行います。

1 多様な保育ニーズへの対応

《現状・課題》

- 特別保育については、延長保育、一時預かり、障害児保育を市内各保育園で、休日保育は平田保育園で実施しています。また、幼稚園は8園で一時預かりを実施しています。
- 保育士や幼稚園教諭の各種研修への参加により、保育技術及び教育・保育内容の向上を図っています。
- ファミリーサポートセンターについては、「送迎」を目的とした利用件数が増加傾向にある一方で、提供会員の確保が課題となっており、事業の利用促進を図るため、PR 活動を強化することが必要となります。
- 令和8年度(2026年度)から、全国で未就園の0歳6か月から満3歳未満児を対象とした乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が給付制度として開始するため、受皿の確保や制度周知が必要となります。

①特別保育の充実

施策概要	・多様な保育ニーズに対応するため、特別保育事業(延長保育、休日保育、一時預かり、障害児保育)の充実に努めます。
令和11年度目標設定	継続実施
関連部署・機関	○こども未来課

②教育・保育施設等に携わる職員研修の充実

施策概要	・教育・保育施設等に携わる職員について、専門研修等の実施を支援し、保育技術や教育・保育内容の向上を図ります。
令和11年度目標設定	◆教育・保育施設等に携わる職員研修の充実 継続実施
関連部署・機関	○こども未来課

③病児・病後児保育の充実

施策概要	・子育てと仕事の両立を支援するため、病児・病後児保育事業の推進を図ります。 ・県内全ての病児・病後児施設の利用ができる広域利用の周知を行い利便性の向上に努めます。
令和11年度目標設定	継続実施
関連部署・機関	○こども未来課

④ファミリーサポートセンターの利用促進

施策概要	・下松市ファミリーサポートセンターについて、事業の周知を図り、提供会員の増加を図るとともに、提供会員の活動場所として公共施設等の活用を図ります。また、ひとり親家庭等利用料助成事業についても、併せて周知を図ります。
令和11年度 目標設定	◆会員数 … 450人 ◆延利用件数 … 年1,800件
関連部署・機関	○こども未来課

⑤乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施 <新規>

施策概要	・新たな給付制度の創設に伴い、保育・教育施設に通園していない0歳6か月から満3歳未満児を対象に、乳児等通園支援(こども誰でも通園制度)事業を開始します。(令和8年度から)
令和11年度 目標設定	◆延利用件数 … 年6,050件
関連部署・機関	○こども未来課

2 子育て支援施設の機能強化

<<現状・課題>>

- 保育定員の確保については、小規模保育施設として、令和3年(2021年)4月に「おおぞら保育園下松」、令和6年(2024年)4月に「さつき保育園」の2園が開所するとともに、令和7年(2025年)4月に「四恩幼稚園」が認定こども園への移行を予定しており、保育需要の増加に応じた定員の確保に努めています。今後は、幼稚園の認定こども園への移行により受入れ体制の整備を図るとともに、新たな施設の整備については、今後の保育需要の状況と将来の乳幼児人口の減少を見据えた上で、検討することが必要となります。
- 幼稚園の認定こども園への移行については、引き続き、移行が可能となるように、各園への働きかけを行うことが必要となります。
- 潮音保育園の民営化計画については、待機児童対策及び国のこども施策への対応、そして、将来の乳幼児人口の減少へ対応する調整が必要となるため、廃止することとし、公立保育園の民営化については、令和6年度(2024年度)を以って終了とします。[※]
- 地域子育て支援センターとして、市内3か所がまちかどネウボラに認定されています。こども家庭センターとの更なる連携を図り、まちかどネウボラの活動を充実させることが必要となります。
- 児童館については、米川児童館は、平成30年(2018年)4月から休止となっていますが、末武児童館については、年間を通じて、福祉センター及び公民館行事として子どもの健全育成のための行事開催を実施しています。今後は、利用者数等を勘案した上で、事業の在り方について検討することが必要となります。

[※]公立保育園については、民間保育園の活力、保育力を最大限に活用するとともに、保育園運営の効率化を図るため、平成22年(2010年)4月に「公立保育園の民営化に関する基本方針」を策定し、これに基づき公立保育園4園のうち3園の民営化を進め、平成30年(2018年)3月までに2園を民営化しました。潮音保育園については、待機児童対策等に対応するため、民営化を延期していました。

- 一時預かり事業については、下松市児童センター「わかば」において、引き続き、一時預かり事業を実施しています。今後は、より良いサービスの提供のため、質の向上に努めることが必要となります。

①幼稚園の認定こども園への移行

施策概要	・幼稚園の認定こども園への移行について、計画的に支援していく。
令和11年度目標設定	◆幼稚園からの移行 … 1園程度
関連部署・機関	○こども未来課

②施設の整備・充実

施策概要	・安全で快適な保育環境を確保するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育室の改修、設備の交換・修理、施設の耐震化・ユニバーサルデザイン化、業務のICT化等、保育園や幼稚園等の計画的な整備を進めます。
関連部署・機関	○こども未来課

③保育園の適正な定員の確保

施策概要	・待機児童がゼロとなるよう、保育ニーズに合わせた適正な定員の確保に努めます。
令和11年度目標設定	◆各年度4月1日時点の待機児童数 … 0人
関連部署・機関	○こども未来課

④地域子育て支援センターの機能強化

施策概要	・子育て支援センターと母子保健部門との連携強化に努め、まちかどネウボラ活動の充実を図ります。
令和11年度目標設定	◆まちかどネウボラの活動の充実 … 連携強化を図りつつ継続実施
関連部署・機関	○こども未来課、こども家庭課

⑤児童館活動の充実

施策概要	・児童の健全育成を図るために、児童館活動の充実を図り、地域の様々な人たちと交流できる居場所づくりに努めます。
関連部署・機関	○こども未来課

⑥一時預かり事業の充実

施策概要	・特定教育・保育施設での受入れに加え、一時預かり事業の充実を図ります。
令和11年度目標設定	継続実施
関連部署・機関	○こども未来課

3 放課後児童クラブ(児童の家)の充実

《現状・課題》

- 放課後児童クラブ(児童の家、以下「児童の家」という)の活動については、放課後児童支援員等の資質向上を図るとともに、多様なニーズに対応するため、民間事業者に児童の家の運営業務を委託しています。今後は、保護者からのニーズや支援員体制等を踏まえながら、更なる運営の充実を図ることが必要となります。
- 児童の家の整備については、令和5年(2023年)7月に下松児童の家3・4を下松小学校敷地内に整備・移転するとともに、東陽児童の家では、小学校の余裕教室を利用した運営を令和6年(2024年)5月から開始しています。公集小学校区においては、6年生までの受入れ体制を確立し、受入れ制限を解消するため、令和7年度(2025年度)中の供用開始に向けて新たな児童の家の建設を進めています。今後も、教育委員会等の関係部署と連携を図り、児童の家の安全・安心な運営ができるように取組を進めていくことが必要となります。
- 夏休みなどの長期休暇の利用者が年々増加していることから、この期間における児童の家以外の小学校の余裕教室や公共施設等を利用した受入れ体制の整備が必要となります。
- 新・放課後子ども総合プランの推進について、令和5年度(2023年度)までは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止や中断などもありましたが、令和6年度(2024年度)は全て開催することができ、地区の青少年関係団体や地域ボランティアの協力を得て、放課後等に子どもたちに学習・体験・交流等様々な活動メニューを提供しています。また、久保小学校、東陽小学校では、放課後子ども教室に参加した児童を児童の家まで送り届けるという連携を行っています。今後は、現在の取組以外で、連携できる部分について、協議、検討していくことが必要となります。

①放課後児童クラブ(児童の家)活動の充実

施策概要	・全クラブ6年生までの受入れ体制を確立するために支援員体制の整備を進めるとともに、多様な保育ニーズに対応するため、活動内容の充実に努めます。
令和11年度 目標設定	◆児童の家クラブ数 … 21クラブ
	◆開所時間の延長を検討
	◆高学年の受入れ体制整備 … 全クラブ6年生まで受入れ
関連部署・機関	○こども未来課

②放課後児童クラブ(児童の家)の整備

施策概要	・児童の家の施設の整備を進めるとともに、保育の質の向上を図ります。 ・長期休暇中の受入れについて、教育委員会等関係部署の協力のもとで、小学校の余裕教室や公共施設等の利用による受入れ体制の整備を図ります。 ・小学校に加え、保育園・幼稚園等の活用の検討、開所時間の延長に係る取組や高齢者等の地域の人材の活用等の効果的・効率的な取組を推進します。
令和11年度 目標設定	◆児童の家の計画的な整備
	◆小学校余裕教室等の活用 … 教育委員会等との連携強化
関連部署・機関	○こども未来課、教育総務課

③放課後児童対策パッケージの推進

施策概要	・共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を深め、計画的な整備を進めます。
令和11年度 目標設定	◆放課後子ども教室の設置 … 5教室
	◆放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携 … 放課後児童支援員と地域ボランティアの連絡体制の強化
	◆関連部署の連携強化 … 合同会議を実施
関連部署・機関	○こども未来課、生涯学習振興課

4 ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し

《現状・課題》

- ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発について、「下松市女性活躍推進計画」に基づき、女性を対象に自己理解を深め、多様な選択肢を知り、自分で働き方、生き方を考え、選択する力をつけるためのセミナーをオンラインで開催し、事業所を対象に働きやすい職場の構築を目指すため、家庭と仕事の両立支援と働き方改革の実践例を学ぶためのセミナーを会場参加及びオンラインで開催しました。男性を対象としては、男性の家事・育児支援を促すため、子育てとパートナーシップを学び、子どもの健全育成を目指すためのセミナーをオンラインで開催しました。今後は、セミナーの開催により事業所、男性、女性に学習機会の提供を行うほか、市広報等による啓発を図るとともに、市内企業の訪問時にパンフレット等による説明や他事業での案内郵送の際にパンフレット等を同封することで周知・啓発を図ることが必要となります。
- 継続就労可能な職場環境の整備のための働きかけについて、県の女性活躍を推進する企業認証制度について、継続して情報提供を行い、認証企業をホームページやパネル展示等で周知し、気運の醸成を図っています。また、事業所対象に両立支援制度やハラスメント防止に関するセミナーを開催しています。今後も引き続き、様々な機会をとらえて啓発を行うことが必要となります。
- 女性の再就職のための支援について、ハローワークが作成した「ママの就職応援ガイド」を本庁舎1階市民ホールに設置し、市ホームページに掲載することにより、マザーズハローワーク事業の周知に努めています。今後も引き続き、様々な機会をとらえて啓発を行うことが必要となります。
- 結婚支援について、県が実施する「やまぐち婚活応援隊隊員」募集を市広報で周知しています。また、婚活に関する市の独自支援策はありませんが、個別の相談には応じています。今後は、事業実施主体となる県、民間団体と連携し、イベントの後援や広報活動を通じて支援に取り組むとともに、相談窓口の開設を検討することが必要となります。

①ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発

施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ・男女がともに子育てと仕事を両立できる環境づくりや、ゆとりある家庭生活の実現を図るため企業等に対してフレックスタイム制、ワークシェアリング、在宅勤務等、多様な働き方について普及・啓発に努めます。 ・国・県との連携のもと、男女ともに仕事時間と生活時間の調和がとれた働き方ができるよう、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」や次世代育成支援対策推進法等について、企業や労働者に対し啓発や情報提供を図るほか、「下松市女性活躍推進計画」に基づき、必要な施策を実施します。 ・県が設立した「やまぐち子育て連盟」に下松市も加盟し、企業、地域、行政等が協働して安心して結婚や子育てができる気運醸成や環境整備に努めます。
令和11年度 目標設定	◆市ホームページでの広報・啓発 … 随時実施
	◆広報紙での広報・啓発 … 随時実施
	◆パンフレット・ポスター等の設置による広報・啓発 … 随時実施
	◆市内企業への直接案内 … 随時実施
	◆女性活躍推進に関するセミナー等の開催 … 年3回
	◆関係セミナーの紹介 … 年1回
関連部署・機関	○産業振興課、人権推進課、こども未来課

②継続就労可能な職場環境の整備のための働きかけ

施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ・男女が仕事と子育てを両立しつつ、継続就労ができるよう、「下松市女性活躍推進計画」に基づき、企業に対し子育てと仕事の両立に関する法制度の趣旨や支援制度等を啓発するとともに、子育てに対する理解と協力が得られるように努めます。
令和11年度 目標設定	◆市ホームページでの広報・啓発 … 随時実施
	◆広報紙での広報・啓発 … 随時実施
	◆パンフレット・ポスター等の設置による広報・啓発 … 随時実施
	◆市内企業への直接案内 … 随時実施
	◆関係セミナーの紹介 … 年1回
関連部署・機関	○人権推進課、産業振興課

③女性の再就職のための支援

施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てをしている女性に対して、再就職に関するセミナーや講習会等の開催について周知を図るとともに、職業安定所と連携して再就職を支援します。
令和11年度 目標設定	◆マザーズハローワーク事業の周知 … 年1回
	◆求人情報の庁舎内掲示 … 週1回
	◆女性の就業促進事業の周知 … 年1回
関連部署・機関	○産業振興課

④結婚支援

施策概要	<p>・市民の結婚・妊娠・出産に関する希望の実現のため、切れ目のない支援が必要です。婚活イベントや定住イベントをはじめ、市の実情に合わせたニーズに対応した、ライフステージごとのきめ細かい支援を推進します。</p>	
令和11年度 目標設定	◆婚活活動支援	… 県や民間団体が実施する活動を支援し、結婚の希望を実現する出会いの場を創出する。
	◆相談窓口の設置	… 1か所
関連部署・機関	○地域政策課	

基本施策6 安心して子育てができる生活環境の整備

【施策の方向】

安心して子育てができるよう、生活環境等の整備を推進します。

生活環境においては安全な道路交通環境の整備や都市公園の整備等を図り、教育環境においては、教育の内容の充実や校庭開放による健全な活動の場の提供等を進めます。

安心・安全なまちづくりとして、青少年の非行防止に対する啓発活動や、子どもが犯罪等に巻き込まれない環境づくりを推進します。

特別な支援が必要な児童等への対策として、児童虐待防止対策や障害児施策の充実を図るとともに、ひとり親家庭や貧困対策、ヤングケアラーに対する支援を強化します。

1 良質な生活環境の整備

《現状・課題》

- 安全な道路交通環境の整備について、街路灯、カーブミラー等の老朽化点検結果を踏まえた建て替えや、防護柵、区画線等の設置工事を実施しています。また、通学路安全プログラムに基づき、路面カラーリング、防護柵設置等の工事を実施しています。今後も引き続き、老朽化点検に基づく計画的な交通安全施設整備を促進するとともに、通学路安全プログラムを通じ、児童生徒の安全確保に努めることが必要となります。
- 農業体験の実施については、コロナ感染対策による参加人数制限を廃止し、予定人数を上回る申込みがあり、予定した農業体験や朝市の開催など、農作物の販売や体験等を通じて市民の農業への理解を図っています。今後は、市民の農業への理解・関心を深めるため、農業体験の充実やイベント開催を継続することが必要となります。
- 都市公園の整備について、令和4年度(2022年度)からリニューアル工事を進めていた恋ヶ浜緑地公園は、令和6年度(2024年度)末に工事を完了しインクルーシブ公園として供用開始し、その他の公園もトイレ改修やフェンス補修、公園灯のLED化など公園施設の改修を計画的に実施しました。今後はトイレの改築に取り組むほか、公園が不足している地域の公園整備や公園ごとに特色のある遊具等の導入の検討を行い施設の充実を図っていくとともに、公園等の除草・清掃等の管理を委託している自治会等の高齢化等により、作業が困難になっている公園も増加しているため、市で計画的に行っていくことが必要となります。

①安全な道路交通環境の整備

施 策 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや高齢者、障害者を含めた全ての市民の安全で快適な交通環境を確保するため、関係機関と協力し、歩道及びその他の交通安全施設の整備に努めます。併せて、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や使用者への配慮等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取組等を行うことにより、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を進めていきます。 ・街路灯やカーブミラー等については、老朽化点検に基づく計画的な補修・建て替えを実施し、倒壊による事故防止に努めます。
関連部署・機関	○こども未来課、土木課

②体験型農業公園の整備

施 策 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・生命と健康の根源である「食」への関心と「食」を生み出す農業への理解を深めるため、農業体験やイベントの内容充実にも努め、利用者数の増加を図ります。
令和11年度 目 標 設 定	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業体験の実施 … 年13コース ◆朝市の開催 … 年2回
関連部署・機関	○農林水産課

③都市公園の整備

施 策 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自然の中でのびのびと遊び、子育て世代の交流ができる場として、公園等の整備を計画的に進めるとともに、トイレの改築や遊具・フェンス等の安全管理に努めます。
関連部署・機関	○都市政策課

④子どもや子育て家庭に配慮したまちづくり

施 策 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の市民が利用する市有施設について、誰もが利用しやすい公共施設を目指し、公共施設等の分類ごとに整備する機能を定めた下松市公共施設ユニバーサルデザイン化整備標準※に基づき、下松市公共施設ユニバーサルデザイン化推進計画に沿って、子育て世代にも配慮した公共施設の整備を図ります。 ※整備する機能の例…多機能トイレ、ベビーチェア、おむつ交換台、授乳室等
関連部署・機関	○こども未来課、財政課(施設マネジメント室)、高齢福祉課、障害福祉課、住宅建築課、施設主管課

2 学校等の教育環境の整備

《現状・課題》

- 「生きる力」を育む教育について、下松市教育研究所員集会では、マネジメント力の育成をテーマに、4回にわたり講師による講義、演習を実施しました。組織マネジメントの重要性を認識し、一人ひとりが新しい視点で学校経営や校務分掌への関わりを深めることができるようになりましたが、講師による受け身の研修が続いているため、今後は研究員による主体的な研修を求めていくことが必要となります。令和6年度(2024年度)は、「授業力の向上」に向けたテーマに変えて実施しています。

下松市教育研究所員による授業公開については、令和6年度(2024年度)からテーマを変更するとともに、令和元年度(2019年度)までの実施内容(3部会、授業の公開)に戻しています。

下松市学校人権教育研修会については、令和6年(2024年)8月に開催し、「多様な性を生きる」と題して、性の多様性に関する実態や課題、支援策等についての講演を実施しました。今後の講演では、タイムリーな内容となっても、個別の人権課題にバランスよく迫れるように配慮することが必要となります。

下松市教育委員会指定・道徳教育実践研究については、県の事業「やまぐちっ子の心を育む道徳教育プロジェクト」の推進校(1年次1校、2年次1校)として、複数の公開授業を通して授業研究や協議を行うことで課題究明に取り組み、道徳教育の充実を図る研究を進めています。今後、1校は2年次を迎え、公開授業を通して研究を進めていきますが、道徳授業セミナー等により県全体へ研究の成果を発信するため、継続して研究を深めていくことが必要となります。

子育てひろばの開催については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和5年度(2023年度)も開催できませんでした。今後は、中学校との連携により、中学生が乳幼児等と触れ合う機会を提供することで、命の大切さや育児についての学ぶ場とすることが必要となります。

- 校庭の開放等による子どもの健全な活動の場の提供について、スポーツ少年団や体育協会、多くの地域住民が社会体育活動を行うために利用しており、学校施設開放は、子どもの健全育成、社会教育の推進の一環となっています(申請件数1,925件)。施設の整備として東陽小学校、久保中学校、末武中学校屋内運動場の照明をLED化しています。施設使用の頻度は高いため、今後も校庭開放等を継続するとともに、長寿命化改修やLED化を計画的に行うなど、設備等の修繕を適宜行い、安全安心な環境を整えることが必要となります。
- 教育相談、不登校児童生徒支援事業について、公集小学校内にあるカウンセリングルーム「くだまつふれあいラウンジ」に、市のスクールカウンセラーを1名配置しています。配置校内外を問わず相談業務を行っており、緊急案件についても迅速に対応しています。特に、発達特性のある児童生徒への対応が急増していますが、丁寧なカウンセリングが継続的に実施されています。今後は、一人ひとりの児童生徒にきめ細やかに対応するためにも、他の関係機関との連携をより強固なものにしていくことが必要となります。

市内3中学校及び3小学校にこころサポーターを配置し、教育相談活動の充実に向けており、各学校の状況等に応じて、生徒の悩み相談や別室対応等の適切な運用がなされています。今後、配置校の拡大や配置時間の増加等を進めていくことが必要となります。

市教育支援センターに教育指導員3名、学習支援員5名を配置し、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行っています。年々、小学生の通室生が増加し、子どもの状況も多様化していますが丁寧な個別対応を継続しています。また、家庭や学校への訪問支援の充実を図っていくことが必要となります。

家庭の養育環境に起因する不登校等、学校だけで解決することが困難な事案に対応するため、スクールソーシャルワーカーの配置時間が増えています。スクールソーシャルワーカーのニーズが高まっており、受任件数も増えているため、今後は配置時間を増加することが必要となります。

- 読書活動の推進について、定例行事として毎月のおはなし会や科学のおはなし会、一日子ども図書館員などに加え、学校・図書館で講演会を実施しました。また、令和5年(2023年)6月から電子図書館の学校連携を行い、読書環境の整備を行っています。
- 親子読書推進事業については、健康増進課と連携して「絵本のあるくらし応援パック」の配布を行っています。
- 地域とともにある学校づくりの推進について、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校運営協議会で、「めざす児童生徒像」「育てたい子どもの資質能力」等について協議しています。児童生徒が熟議に加わる学校が昨年度より増加し、児童生徒や学校運営協議会委員の参画意識が一層深まった一方で、児童会や生徒会役員、学校運営協議会委員といった一部の人々しか参加していない現状も見られます。今後は、「社会に開かれた教育課程」の実現や学校課題及び地域課題の解決に向けた取組の充実に向け、児童生徒、教職員、地域・保護者の参画・当事者意識の向上やコミュニティ・スクールの取組と地域学校協働活動等との一体的で持続可能な取組を推進することが必要となります。

学校地域連携カリキュラムの見直しにも児童生徒や学校運営協議会委員が関わる学校が増えています。提案された内容が実際の教育活動に生かされていないため、児童生徒や地域住民の声を反映した魅力的な教育活動の充実が求められています。今後は、各種会合で、学校地域連携カリキュラムの関係者間の共有や活用、見直しの状況等について検証を進め、児童生徒が自ら学校地域連携カリキュラムの見直しに関わる仕組みづくりが必要となります。

- 地域未来塾の推進について、教員OBや地域ボランティアの協力のもと、学習習慣を身につけ、学習内容の基礎固めをしたいと考えている、塾に通っていない中学生を対象に、末武公民館及びほしらんどくだまつで計19回実施し、延べ269人が参加しました。今後は、この事業がボランティアの協力により成り立っているため、継続的な人材を確保することが必要となります。

①「生きる力」を育む教育の充実

施 策 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、児童生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばし、「生きる力」を育む教育活動を推進し、指導方法の充実による確かな学力の向上を図るとともに、人権・道徳教育等の心の教育等、健やかな心身を育む教育活動を充実します。 ・子育てひろばを開催し、乳幼児とのふれあいを通して、命の大切さについて考える機会を提供します。
令 和 11 年 度 目 標 設 定	<ul style="list-style-type: none"> ◆下松市教育研究所員集会 … 年6回 ◆下松市教育研究所員による授業公開 … 年3回 ◆下松市学校人権教育研修会 … 年1回 ◆下松市教育委員会指定・道徳教育実践研究 … 1校
関連部署・機関	○学校教育課、生涯学習振興課、こども未来課

②校庭の開放等による子どもの健全な活動の場の提供

施 策 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館や校庭等学校施設の開放を積極的に行い、子どもの健全な活動の場の提供を進めます。 ・学校施設の長寿命化改修やLED化を計画的に行うとともに、設備等の修繕等を適宜行うことで安全安心な環境を整備します。
令 和 11 年 度 目 標 設 定	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校体育施設の開放 … 下松市学校施設開放条例に基づき適正な管理・運営に努め、地域でのふれあいの場として、子どもの健全な育成を推進する。
関連部署・機関	○教育総務課

③教育相談、不登校児童生徒支援事業

施 策 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーについて、発達特性のある児童生徒への対応等、一人ひとりの児童生徒に対してきめ細やかな対応をしていくため、他の関係機関との連携を強固なものとしします。 ・令和6年度から「心の教室相談員」を「こころサポーター」として、市内全中学校と一部の小学校に配置しました。これまでの相談活動のみならず、教室に入ることの児童生徒への支援を強化するなど、現場のニーズに応じた、よりきめ細やかな対応を行います。 ・市教育支援センター「希望の星ラウンジ」に教育指導員、学習支援員を配置するとともに、家庭や学校への訪問支援など、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行います。 ・スクールソーシャルワーカーについて、家庭の養育環境に起因する不登校等、学校だけで解決することが困難な事案に対応するため配置時間の増加や定期的な協議の場をもち、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。
令 和 11 年 度 目 標 設 定	<ul style="list-style-type: none"> ◆市スクールカウンセラー配置時間 … 410時間 ◆こころサポーター配置人数 … 10人 ◆市教育支援センター配置人数 … 10人 ◆スクールソーシャルワーカー配置時間 … 800時間
関連部署・機関	○学校教育課

④読書活動の推進

施策概要	・家庭、地域、各種施設、図書館等が連携を図り、子どもが読書に親しむ環境の更なる整備を目指します。
令和11年度目標設定	◆おはなし会等子どもを対象にした行事の充実 … 子どもが本に親しめるような各種事業の展開に努める。 ◆各種施設との連携強化 … 保育園・幼稚園や小学校等と連携し、星ふるまちの図書館教育、団体貸出、出張おはなし会、電子図書館学校連携事業、移動図書館の巡回等を実施する。
関連部署・機関	○図書館、学校教育課

⑤親子読書推進事業

施策概要	・母子健康手帳交付時に、市立図書館の利用者カード申請書、読書通帳引換券、赤ちゃん絵本リスト、布製バッグ等をひとまとめにした「絵本のある暮らし応援パック」を配布し、乳幼児期からの図書館利用促進と読書啓発に努める。
関連部署・機関	○図書館、健康増進課

⑥地域とともにある学校づくりの推進

施策概要	・保護者や地域の人々の学校運営への参画を促進するため、中学校区毎に小中合同の学校運営協議会を開催し、地域の子どもたちに係る課題の共有と課題解決に向けた取組の充実に努めます。 ・各学校で作成した学校地域連携カリキュラムの活用及び見直しを行い、社会に開かれた教育課程の実現に努めます。
令和11年度目標設定	◆中学校区毎の小中合同の学校運営協議会の開催 … 全中学校区 ◆学校地域連携カリキュラムの活用及び見直し … 全中学校区
関連部署・機関	○学校教育課

⑦地域未来塾の推進

施策概要	・学習習慣を身につけ、学習内容の基礎固めをしたいと考えている中学生を対象に、指導員として教員OBや地域住民の協力を得ながら、学習支援を行います。今後は、継続的な人材の確保について検討します。
令和11年度目標設定	◆地域未来塾の開催 … 全中学校区で実施
関連部署・機関	○生涯学習振興課

3 安全・安心なまちづくりの推進

《現状・課題》

- 青少年の非行防止に対する啓発活動について、花岡公民館では市青少年育成協議会の委員会等を通して、地域の子どもたちの課題や問題、情報の共有等を行うとともに、加盟団体と合同パトロールを実施し、地域の危険箇所の確認並びに安全に対する意識向上に努めています。今後は、市青少年育成協議会関係団体との連携を密にし、子どもを取り巻く環境について情報の共有を行っていくことが必要となります。また、市による「青少年を守る店」運動の呼びかけに対して、94の協力店舗にステッカーを貼付しています。今後も市青少年育成協議会と連携し、「青少年を守る店」運動を展開していくことが必要となります。
- 青少年を守る良好な環境づくりについて、市青少年育成協議会を通して、地域の子どもたちの課題や問題、情報の共有等を行っています。また、図書販売店、レンタルビデオ店において、山口県青少年健全育成条例に基づく有害図書類の区分陳列に関する立入調査を行っています。今後も市青少年育成協議会と連携し、子どもを取り巻く環境について情報の共有を行っていくとともに、調査未実施の店舗や新規対象店舗の把握に努め、適切に立入調査を実施していくことが必要となります。
- 思春期保健対策の推進について、思春期子育て講座を市内全中学校で実施し、生徒・保護者・教職員からも好評を得ています。今後は、学校からの講師についての問合せに対応できるよう、情報を収集し、講師リストを作成していくことが必要となります。
- 子どもが犯罪等に巻き込まれない環境づくりについて、各地域の防犯パトロール隊及び地域見守り隊による児童の登下校時の見守り・パトロールを実施していますが、既存ボランティアの高齢化等により登録者数が減少しており、防犯パトロール隊の活動継続が難しくなっていることから、公民館との連携を強化し、活動状況の把握や適切な支援を行うことが必要となっています。今後は、隊員負担の少ない「ながらパトロール」の手法による「わんわんパトロール」、「ランランパトロール」等の推進を引き続き行い、既存パトロール隊の機能を補完し、新たな防犯ボランティアの加入を促進するとともに、地元企業によるパトロール隊を募集することで地域防犯力の向上を図ることが必要となります。

①青少年の非行防止に対する啓発活動

施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の非行問題に取り組む全国強調月間を中心とした啓発活動を推進するとともに、下松市青少年育成協議会、学校、警察等との連携を強化し、非行防止活動を引き続き展開します。 ・子ども自身が有害情報等に巻き込まれない力を身につけることができるよう、家庭・学校・地域等における情報モラル教育の推進に努めます。
令和11年度目標設定	◆「青少年を守る店」運動の協力店 … 90店
関連部署・機関	○生涯学習振興課

②青少年を守る良好な環境づくり

施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ・性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、DVD、コンピュータ・ソフト等を販売している店舗に対し、関係機関・団体と連携して、関係業者に対する自主的措置を引き続き働きかけます。 ・スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題になっており、地域住民や関係機関・団体との連携協力の強化による、青少年のインターネットの適切・安全安心な利用や保護者に対する普及啓発活動を推進します。
令和11年度目標設定	◆有害図書類区分陳列等立入調査 … 該当新規店舗は必ず調査
関連部署・機関	○生涯学習振興課、各公民館

③思春期保健対策の推進

施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ・母性・父性に対する理解を促し、自他を大切にすることを育むため、学校保健や関係部署と連携し、性に関する適切な知識の啓発を行います。 ・喫煙や飲酒をはじめ、薬物の有害性や情報社会の進展がもたらす弊害等に関する基礎知識の普及・啓発を図り、思春期の心と体の健康づくりを推進します。 ・学校からの要望に対応できるよう、講座の内容に応じた専門性をもつ講師の情報の収集・整理を図ります。
令和11年度目標設定	◆思春期子育て講座 … 年3回
関連部署・機関	○生涯学習振興課

④子どもが犯罪等に巻き込まれない環境づくり

施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の防犯ボランティアの隊員確保や活性化を図り、「ながらパトロール」の推進を引き続き行うことで地域防犯力向上を図ります。 ・地元企業によるパトロール隊を募集することで、既存パトロール隊の機能を補完し、地域防犯力の向上を図ります。
令和11年度目標設定	◆安全で安心な花岡地域まちづくり推進協議会合同パトロール … 年1回
	◆防犯ボランティア … 30団体/1,200人
	◆防犯ボランティア協議会への参加 … 年2回
関連部署・機関	○生活安全課、学校教育課、各公民館

4 特別な支援が必要な児童等への対策の推進

《現状・課題》

- 虐待や児童相談の対応件数は増加しています。子育てに困難を抱える家庭や子どものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要があります。
- 障害児施策の一環として、下松市社会福祉協議会では、知的障害児・者等の社会参加の促進を図る活動を行う「スマイルクラブ」を令和6年(2024年)8月に開催し、段階的に活動を再開しています。今後は、ボランティアや参加者等への周知を強化することが必要となります。また、先輩ママとの子育て勉強会は、参加者や家族等の行事等と重なったり、体調に不安がある場合は欠席するなどにより、延べ利用者数は、コロナ禍以前と比べるとまだ少ない状態ですが、参加者が参加しやすいよう、学校行事等に配慮した日程としたこともあり、令和5年度(2023年度)よりは増加しています。
- ひとり親家庭に対する支援について、母子父子自立支援員がひとり親家庭の相談に応じています。子育てと仕事を一人で担うひとり親家庭は、就業や収入、子どもの養育等の面で様々な困難を抱えていることから、ひとり親家庭の自立と子育て支援が必要です。
- ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があります。子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育などの関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握に努め、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげる取組が必要です。

①児童虐待防止対策の充実

<p>施 策 概 要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体罰や暴言等によらない子育てを推進します。通告義務や児童虐待に関する普及啓発を行います。 ・妊娠期からの虐待発生予防・早期発見に努め、一体的に児童虐待防止対策に取り組みます。 ・子育てに困難を感じる家庭や子どものSOSを早期に把握し、必要な支援につなげます。 ・養育不安のある家庭の相談に応じ、子育て短期支援事業(ショートステイ)や子育て世帯訪問支援事業等の支援サービスを提供する等、家庭の養育力を高める取組を行います。 ・要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化に努め、関係機関と連携し、適切に支援します。 ・児童虐待の通告を受理し、対応します。保護者による監護が適切でない判断される場合は、児童相談所や警察と連携します。
<p>令 和 11 年 度 目 標 設 定</p>	<p>◆相談支援体制の強化 ... 内容、実施体制の充実を図りつつ継続実施</p>
<p>関 連 部 署 ・ 機 関</p>	<p>○こども家庭課</p>

②障害児施策の充実

施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との円滑な連携のもと、相談・支援体制の整備、障害の状況に応じた療育の場の確保、障害福祉サービスの充実、特別支援教育の推進等の一貫した総合的な取組を推進します。 ・発達障害児等の早期対応に努め、保育園・幼稚園、学校等とも連携しながら、必要な療育について相談・指導等を行うことで、健全な発達と地域で円滑な生活が送れるよう支援します。 ・知的障害児・者等の社会参加促進の活動を行う「スマイルクラブ」については、多くの人にクラブのことは知ってもらい、メンバーやボランティアの参加が増えるよう検討していきます。 ・「先輩ママとの子育て勉強会」を引き続き開催し、保護者の解決能力を高めるとともに、先輩ママ・参加者同士のつながりを大切に、地域課題と一緒に取り組んでいけるよう、支援していきます。
令和11年度目標設定	<ul style="list-style-type: none"> ◆知的障害児・者等の社会参加の促進「スマイルクラブ」 … 70人／年4回 ◆発達障害児者及び家族等支援事業 … 保護者及び支援者の参加者数 延べ100人／10回
関連部署・機関	○こども未来課、障害福祉課、社会福祉協議会

③ひとり親家庭に対する支援

施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員がひとり親家庭の様々な相談に応じ、必要な助言や情報提供を行い、支援します。 ・ハローワークや山口県母子父子福祉センターと連携し、就業相談や就業あっせんを行います。就職に有利な資格取得を促進するため自立支援訓練教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給します。 ・児童扶養手当の支給、ひとり親医療費助成や子育て支援事業の利用料を助成します。養育費確保のための支援を行います。
令和11年度目標設定	<ul style="list-style-type: none"> ◆自立支援教育訓練、高等職業訓練支援給付金支給 … 継続実施 ◆養育費確保のための弁護士相談 … 継続実施
関連部署・機関	○こども家庭課、こども未来課

④ヤングケアラーへの支援

施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーについて普及啓発を行います。あわせて相談先や支援制度について周知します。 ・学校、関係機関と連携し、支援を必要とするヤングケアラーの早期把握に努め、子どもの意向に寄り添いながら、支援につなげる体制を構築します。 ・介護保険、障害福祉サービスや子育て世帯訪問支援事業を適切に活用し、ヤングケアラーの負担軽減や解消を図ります。
令和11年度目標設定	◆実態調査の実施 … 1回／年
関連部署・機関	○こども家庭課、学校教育課、高齢福祉課、障害福祉課

5 子どもの貧困解消に向けた対策の推進(下松市子どもの貧困対策計画)

【策定の経緯】

厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」によると、全国の子どもの貧困率は令和3年(2021年)では11.5%と約9人に1人が貧困の状態にあると言われています。子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、その後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが必要です。

国において策定された「こども大綱」や「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」を勘案し、本市においても、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることがなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向け、「子どもの貧困対策計画」を策定し、関係機関と連携して、子どもの貧困対策に取り組んでまいります。

《現状・課題》 — 子どもの生活実態調査から —

- 子どもの将来の進学希望では、子どもは、短大・高専・専門学校、大学を希望する割合が高いのに対し、低所得世帯の子どもや保護者は高校までの割合が高くなっています。保護者からは、子どもの教育や進学等に対する支援を求める声が多く、子どもの教育や進学を支えるための支援が必要です。
- 朝食や夕食を毎日食べていない子どもがいます。正しい生活習慣を身につけるための支援が必要です。保護者からは、子どもや生活の悩みごとの相談支援の希望があります。低所得世帯やひとり親の世帯では、頼れる人が少ない状況があります。保護者が気軽に悩みを相談できるような相談体制の充実や家庭教育の充実が必要です。
- 現在の暮らしについては、3割弱の世帯が「苦しい」、中学生の低所得世帯では半数の世帯が「苦しい」と回答しています。光熱水費の滞納や、食料や衣料が買えない、医療機関の受診を控える等、子どもの生活に大きな影響を与える状況の家庭があります。家庭の生活を支える経済的な支援の充実が必要です。
- 母親が就労していない理由として、「働きたいが、希望する条件の仕事がない」との回答があります。就労のための相談・支援の他、子育てと仕事の両立のための支援も必要です。

《基本方針》

- (1)親の妊娠期から子どもの社会的自立までの切れ目ない支援
 - ①教育の支援
 - ②生活の安定のための支援
 - ③保護者の就労支援
 - ④経済的支援
- (2)支援が必要な子ども・家庭をつなぐための仕組みづくり

《取組内容》

(1)親の妊娠期から子どもの社会的自立までの切れ目ない支援

①教育の支援

主な事業名	担当課
就学援助の実施	学校教育課
教育相談・不登校児童生徒支援事業 スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置	学校教育課
家庭教育支援基盤構築事業	生涯学習振興課
学校・家庭・地域連携協力推進事業	学校教育課 生涯学習振興課
生活保護制度による扶助、支援 (教育扶助、高等学校等就学費、大学等への進学支援)	地域福祉課
奨学金貸付	教育総務課
地域未来塾の推進	生涯学習振興課

②生活の安定のための支援

主な事業名	担当課
子ども・子育て相談事業	こども家庭課
母子・父子自立支援員による相談、支援	こども家庭課
母子保健事業による支援	健康増進課 こども家庭課
民生委員・児童委員、主任児童委員による見守り・相談	地域福祉課
要保護児童対策地域協議会	こども家庭課
母子生活支援施設での支援、入所	こども家庭課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	こども家庭課
こども食堂との連携	こども家庭課
生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者家計改善支援事業	地域福祉課
ひとり親世帯等の市営住宅の優先入居	住宅建築課
ファミリーサポートセンター事業	こども未来課
特別保育、病児・病後児保育の実施	こども未来課
放課後児童クラブ(児童の家)活動の実施	こども未来課

③保護者の就労支援

主な事業名	担当課
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給	こども家庭課
ひとり親家庭高等職業訓練給付金の支給	こども家庭課
生活困窮者就労支援、生活困窮者就労準備支援	地域福祉課
生活保護受給者に対する就労支援	地域福祉課

④経済的支援

主な事業名	担当課
幼児教育・保育の無償化の実施	こども未来課
多子世帯に対する副食費の軽減	こども未来課
認可外保育施設利用者への支援	こども未来課
児童手当の支給	こども未来課
児童扶養手当の支給	こども家庭課
乳幼児医療費・子ども医療費・ひとり親医療費助成	こども未来課
ファミリーサポートセンター・放課後児童クラブ・子育て短期支援事業の利用料の軽減、産後ケア事業の無料化	こども未来課 こども家庭課
養育費等支援事業(弁護士無料相談)	こども家庭課
助産施設への入所	こども家庭課
生活保護制度	地域福祉課

(2)支援が必要な子ども・家庭をつなぐための仕組みづくり

貧困の状況にある子どもやその家庭のなかには、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用しながらない等の状況も見られます。こうした子どもや家庭を早期発見し支援につなぐため、地域や関係機関と連携し支援体制を強化します。あわせて、各種制度や相談窓口をわかりやすく情報提供する仕組みや相談しやすい体制づくりに取り組みます。

■子どもの貧困に関する指標■

指標		現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
生活保護世帯に属する子ども	高校等進学率	100%	100%
	高校等中退率	25%	0%
就学援助制度に関する周知状況(入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)		100%	100%
困っていることや悩みごとを相談できる人がいない、相談したくないと答えた児童生徒の割合		6.4%	減少させる
ひとり親家庭の親の就業率		95.7%	100%
ひとり親家庭の養育費受領率	養育費の取決めの有無によらない受領率	57.1%	60.0%
	養育費の取決めをしている場合の受領率	75.0%	78.0%

第5章 事業量の見込みと確保方策

1 教育・保育の提供区域の設定

第1期及び第2期事業計画と同様、下松市全域を提供区域として定めます。

2 定期的な教育・保育事業の提供体制

(1) 定期的な教育・保育事業の確保方策の考え方

① 認定区分

第2期事業計画と同様、次の区分とします。

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定(教育標準時間認定)	3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定(保育認定)	3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園 地域型保育
3号認定(保育認定)	3歳未満で保育を必要とする子ども	

(2) 教育・保育事業の提供体制

(単位:人)

令和7年度	教育		保育	
	1号	2号	3号	
	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳
①需要量の見込み	750	856	79	533
②供給量(確保の方策)	702	832	142	553
特定教育・保育施設	702	780	93	399
地域型保育事業	0	0	24	71
企業主導型保育事業	0	18	22	67
上記以外	0	34	3	16
②-①=	-48	-24	63	20

(単位:人)

令和8年度	教育		保育	
	1号	2号	3号	
	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳
①需要量の見込み	729	857	78	554
②供給量(確保の方策)	702	832	142	553
特定教育・保育施設	702	780	93	399
地域型保育事業	0	0	24	71
企業主導型保育事業	0	18	22	67
上記以外	0	34	3	16
②-①=	-27	-25	64	-1

(単位:人)

令和9年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳
①需要量の見込み	711	869	77	549
②供給量(確保の方策)	702	832	142	553
特定教育・保育施設	702	780	93	399
地域型保育事業	0	0	24	71
企業主導型保育事業	0	18	22	67
上記以外	0	34	3	16
②-①=	-9	-37	65	4

(単位:人)

令和10年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳
①需要量の見込み	690	862	76	541
②供給量(確保の方策)	702	832	142	553
特定教育・保育施設	702	780	93	399
地域型保育事業	0	0	24	71
企業主導型保育事業	0	18	22	67
上記以外	0	34	3	16
②-①=	12	-30	66	12

(単位:人)

令和11年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳
①需要量の見込み	689	860	75	534
②供給量(確保の方策)	702	862	145	559
特定教育・保育施設	702	810	96	405
地域型保育事業	0	0	24	71
企業主導型保育事業	0	18	22	67
上記以外	0	34	3	16
②-①=	13	2	70	25

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1)地域子ども・子育て支援事業の考え方

地域子ども・子育て支援事業について第3期計画では、児童福祉法改正により新たに創設された「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」の3事業(令和6年(2024年)4月1日施行)と、令和6年(2024年)の子ども・子育て支援法改正により創設され、令和7年(2025年)4月1日から施行される「妊婦等包括相談支援事業」、「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」、「産後ケア事業」の3事業が追加となっています。(「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」については、令和7年度(2025年度)は地域子ども・子育て支援事業に位置付けられますが、令和8年度(2026年度)からは給付制度となります。)

■地域子ども・子育て支援事業■

- ①利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業【新規】^{※1}を含む。)
- ②時間外保育事業(延長保育)
- ③放課後児童健全育成事業
- ④子育て短期支援事業(ショートステイ)
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業
- ⑦地域子育て支援拠点事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨病児保育事業
- ⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑪妊婦健康診査事業
- ⑫産後ケア事業^{※1}
- ⑬乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】(令和8年(2026年)4月からは給付化)^{※1}
- ⑭子育て世帯訪問支援事業【新規】^{※2}
- ⑮実費徴収に係る補給付を行う事業
- ⑯多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑰子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)
- ⑱児童育成支援拠点事業【新規】^{※2}
- ⑲親子関係形成支援事業【新規】^{※2}

※1:子ども・子育て支援法改正により創設された事業(令和7年(2025年)4月施行)

※2:児童福祉法改正により創設された事業(令和6年(2024年)4月施行)

(2)地域子ども・子育て支援事業の提供体制

①利用者支援事業

【事業概要】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

【供給体制】

基本型：教育・保育施設等

特定型：こども未来課

こども家庭センター型：こども家庭課(令和7年度(2025年度)中にこども家庭センター開設予定)

(単位:箇所数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	各1か所	各1か所	各1か所	各1か所	各1か所
基本型	—	各1か所	各1か所	各1か所	各1か所
(※)地域子育て相談機関 利用者支援事業基本型を 含む	—	各1か所	各1か所	各1か所	各1か所
特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②供給量(確保の方策)	各1か所	各1か所	各1か所	各1か所	各1か所
基本型	—	各1か所	各1か所	各1か所	各1か所
(※)地域子育て相談機関 利用者支援事業基本型を 含む	—	各1か所	各1か所	各1か所	各1か所
特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①=	0	0	0	0	0

<妊婦等包括相談支援事業【新規】>

令和6年(2024年)の子ども・子育て支援法改正により新たに創設され、令和7年(2025年)4月1日に施行される事業です。

【事業概要】

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。本市においては、利用者支援事業(こども家庭センター型)として実施します。

②時間外保育事業(延長保育)

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【対象年齢】 0歳児～5歳児

(単位:人/日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	568	559	551	537	533
②供給量(確保の方策)	1,367	1,367	1,367	1,367	1,367
②-①=	799	808	816	830	834

③放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【対象年齢】 小学校1年生～6年生

<通常期>

(単位:人/年)

小学校低学年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	569	572	556	557	540
②供給量(確保の方策)	640	640	640	640	640
②-①=	71	68	84	83	100
小学校高学年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	160	161	157	157	152
②供給量(確保の方策)	200	200	200	200	200
②-①=	40	39	43	43	48

<長期休業中>

(単位:人/年)

小学校低学年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	694	697	677	678	657
②供給量(確保の方策)	655	670	685	685	685
②-①=	-39	-27	8	7	28
小学校高学年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	243	245	238	238	231
②供給量(確保の方策)	215	230	245	245	245
②-①=	-28	-15	7	7	14

④子育て短期支援事業(ショートステイ)

【事業概要】

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設又は里親宅等で養育・保護等を行っています。

令和6年度(2024年度)からは、養育環境に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合等にも利用できるようになりました。

【対象年齢】 0歳児～18歳

(単位:人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	60	60	60	60	60
②供給量(確保の方策)	60	60	60	60	60
②-①=	0	0	0	0	0

⑤乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【対象年齢】 0歳児

(単位:人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	444	439	431	428	423
②供給量(確保の方策)	444	439	431	428	423
②-①=	0	0	0	0	0

⑥養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【対象年齢】 0歳児～5歳児(就学前)

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	70	70	70	70	70
②供給量(確保の方策)	70	70	70	70	70
②-①=	0	0	0	0	0

⑦地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【対象年齢】 0歳児～5歳児(主として、概ね3歳児未満の児童及びその保護者)

(単位:人日/月)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	3,000	3,000	3,000	2,900	2,900
②供給量(確保の方策)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
②-①=	0	0	0	100	100

⑧一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

(1)一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)1号認定、2号認定で幼稚園希望

市内の全ての幼稚園が新制度に移行しており、幼稚園での預かり保育については、需要量に対する実施が可能となっています。

【対象年齢】 3歳児～5歳児

(2)一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外)

【対象年齢】 0歳児～5歳児

(単位:人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	4,964	4,881	4,809	4,690	4,657
②供給量(確保の方策)	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900
②-①=	2,936	3,019	3,091	3,210	3,243

⑨病児保育事業

【事業概要】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

【対象年齢】 生後3か月～小学校6年生

(単位:人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	786	781	769	761	753
②供給量(確保の方策)	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
②-①=	314	319	331	339	347

⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業です。

【対象年齢】 0歳児～5歳児、小学生、中学生

(単位:人日/週)

0歳児～5歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	13	13	13	13	13
②供給量(確保の方策)	13	13	13	13	13
②-①=	0	0	0	0	0
小学校低学年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	11	11	10	10	10
②供給量(確保の方策)	11	11	10	10	10
②-①=	0	0	0	0	0
小学校高学年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	8	8	8	8	8
②供給量(確保の方策)	8	8	8	8	8
②-①=	0	0	0	0	0
中学生	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	3	3	4	4	4
②供給量(確保の方策)	3	3	4	4	4
②-①=	0	0	0	0	0

①妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査の費用を助成する事業です。

(単位:人回/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	444	439	431	428	423
②供給量(確保の方策)	444	439	431	428	423
②-①=	0	0	0	0	0

②産後ケア事業

令和6年(2024年)の子ども・子育て支援法改正により新たに「地域子ども・子育て支援事業」として位置付けられました。

【事業概要】

産後も安心して子育てができるよう、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等の支援を行う事業で、病院・助産所の空き病床を活用する宿泊型、日中来所した利用者を対象とするデイサービス型、担当者が自宅まで出向くアウトリーチ型があります。

【対象者】

(単位:人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	193	193	193	193	193
②供給量(確保の方策)	193	193	193	193	193
②-①=	0	0	0	0	0

⑬乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

令和6年(2024年)の子ども・子育て支援法改正により新たに創設され、令和7年(2025年)4月1日に施行される事業です。

【事業概要】

未就園の0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労状況を問わず、月一定時間までの枠の中で、時間単位等で柔軟に通園を可能とする事業です。令和7年度(2025年度)に地域子ども・子育て支援事業に位置付けられますが、令和8年度(2026年度)からは給付制度となります。

【対象年齢】 0歳6か月～満3歳未満児の未就園児

(単位:人日/年)

0歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	—	1,764	1,764	1,764	1,764
②供給量(確保の方策)	—	1,764	1,764	1,764	1,764
②-①=	—	0	0	0	0
1歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	—	2,268	2,016	2,016	2,016
②供給量(確保の方策)	—	2,268	2,016	2,016	2,016
②-①=	—	0	0	0	0
2歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	—	2,268	2,268	2,268	2,268
②供給量(確保の方策)	—	2,268	2,268	2,268	2,268
②-①=	—	0	0	0	0

⑭子育て世帯訪問支援事業

令和4年(2022年)の児童福祉法改正により新たに創設され、令和6年(2024年)4月1日に施行された事業です。下松市では、令和5年度(2023年度)に特例事業として取り組みました。

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

(単位:人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	90	90	90	90	90
②供給量(確保の方策)	90	90	90	90	90
②-①=	0	0	0	0	0

⑮実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【供給体制】 今後、国の指針等に基づき検討していきます。

⑯多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

【供給体制】 今後、国の指針等に基づき検討していきます。

⑰子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

【事業概要】

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【供給体制】 関係機関を対象とした研修会の実施等を検討していきます。

⑱児童育成支援拠点事業【新規】

令和4年(2022年)の児童福祉法改正により新たに創設され、令和6年(2024年)4月1日に施行された事業です。

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【供給体制】 今後、国の指針等に基づき検討していきます。

⑲親子関係形成支援事業【新規】

令和4年(2022年)の児童福祉法改正により新たに創設され、令和6年(2024年)4月1日に施行された事業です。

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【供給体制】 今後、国の指針等に基づき検討していきます。

第6章 計画の推進体制

1 ニーズに基づく適切な事業の展開

本計画の推進にあたっては、多様化する教育・保育事業に対する保護者のニーズに的確に対応できる体制を築くため、必要なサービスの量を把握し、サービスの提供内容を検討することで、施設整備を含む質の向上を目指します。

2 関係機関との連携強化

本計画は、教育・保育・保健・医療・福祉・まちづくり等の広範にわたる子育て支援に関する総合的な計画です。

このため、庁内関係部署間の連携を強化し、横断的に施策を推進するとともに関係機関や関係団体、県、近隣市町との連携・協力体制の構築を目指し、適切に計画の推進を図ります。

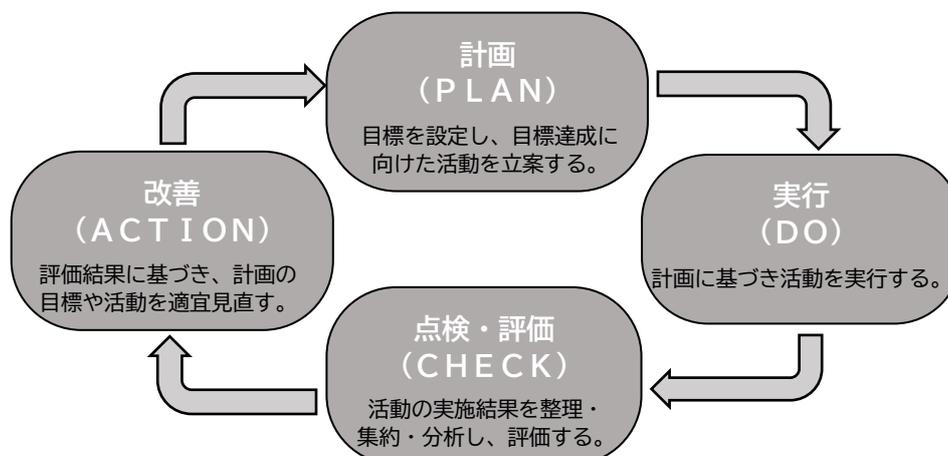
3 市民の参画や地域との連携

この計画を実効性のあるものとするためには、市民と行政の協働により施策を推進していく必要があります。社会全体で子育て支援を推進していくために、行政をはじめ地域住民や関係団体等との連携を深め、相互の理解と共通認識を持ち、協働してそれぞれの役割を果たしていくための体制の整備に努めます。

4 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、計画(PLAN)、実行(DO)、点検・評価(CHECK)、改善(ACTION)に基づく進行管理(PDCAサイクル)により、常に改善を図ります。また、本計画の内容については、市民に公表するとともに、その推進状況について毎年度点検・評価を行い、「下松市子ども・子育て会議」に報告します。

■PDCAサイクルのプロセス図■



下松市第3期子ども・子育て支援事業計画

くだまつ星の子プラン

令和7年3月策定

編集・発行 下松市 こども未来部 こども未来課

〒744-8585 山口県下松市大手町3丁目3番3号

TEL 0833-45-1836 FAX 0833-41-6220